

No.	法人・団体名
1	日本知的財産協会
意見	
(別紙1参照)	

No.	法人・団体名
2	徳島大学医学部
意見	
現在、私は知的財産本部から特許出願を4つしていますが、大学から企業に特許内容をアピールして社会に貢献する事に対して希薄であるように感じております。他大学においても同様の傾向があるように思われます。 開発した新技術は、大学から企業へ、企業から社会へ、そして海外から外貨を得る戦略が希薄であるように強く感じております。国民の税金から資金を得るだけでなく、是非、知的財産をもっと活用して、外貨を得ることを真剣に考えて頂きたいです。	

No.	法人・団体名
3	(非公表)
意見	
1. 国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化 成果イメージにある、「世界市場の獲得」を達成する為には、マーケティング活動がアクションプランに盛り込まれると考えるが、先ずは、日本が目指す“ビジョン”が分りやすく、楽しく、ポジティブなイメージ(映像)で国内及び、ターゲットとなる市場のキーパーソンに理解・関心を持たれることが必要だと考える。 2. コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進 すでに、日本のコンテンツ自体の魅力はある程度認知され一定の市場を形成しているが、これを拡大する成果イメージを達成するためにも、海外留学生の受け入れ態勢や、「特区」などの構想をターゲットとする市場に広く知らしめるアクションプランが必要と考える。 弊社のネットワークでは、シンガポールや台湾、韓国、中国の社会変革や成長ビジョンを番組としてアジア及び、全世界に発信しており、各国のマーケティング活動に大きな貢献を果たしている。 又、この様な世界に発信するコンテンツ制作自体も、国内のクリエイターや制作会社がグローバルな視点で番組を創る時に獲得すべき必須のノウハウであると考えます。 3. 知的財産の産業横断的な強化策 世界に先駆けた新規事業を創出する成果イメージを達成するため、世界にわが国の革新的で日本固有の高い産業技術をマーケットに知らしめる為にも、それらを魅力的に世界の人々に伝えるコンテンツ製作費や広報活動費が必要である。この分野にも政府からの助成金を設けることで、ベンチャー・中小企業のマーケティング活動を支援できるものと考えます。	

No.	法人・団体名
4	一般社団法人 札幌・北海道コンテンツ戦略機構
意見	
○その他(全て) 日本の知的財産推進計画は、根本的に東京をベースに既存のプラットフォームの延長線上で議論されている様な気がします。しかしながら東京の旧態依然とした産業構造やコンテンツ産業従事者の閉鎖的な志向が他国との競争や協働の最大のネックになっているのではないのでしょうか？既にメガプレーヤーが複数存在し、	

東京自体が巨大市場であるが故のフットワークの悪さ、意思決定の遅さ、産業間連携の欠如等の全ての原因になっているのではないのでしょうか？これはコンテンツに限らず他の産業でも言えることなのかもしれませんが、特にコンテンツ産業においては、他国の産業集積・成功事例を見る限りキーワードは以下の3つに集約できるかと存じます。『自由な発想を培う為の自然豊かな環境』・『国際ビジネス展開を促進する為の都市インフラ』・『個々の知恵と力を集結し、パッケージ化&カップリング化する為の大きすぎない適度な枠組み』です。事実、カナダのBC州、オーストラリアのクイーンズランド州、韓国の釜山広域市、ヨルダンのアンマン、中国の香港、イギリスのグラスゴー等、各国におけるクリエイティブ産業の象徴的な都市は、ほとんど政治経済の中心地とは異なる上記全要素を兼ね備えた地方の観光都市です。人口も広域圏で600万人、その中核都市で200万人前後というのが特徴で、日本に置き換えれば北海道－札幌市が正しくこの要素を全て兼ね備えています。東京では『地方レベルで何が出来るのか？』と見られがちですが、北海道は600万人、札幌市は200万人の人口を抱えるアジア屈指の都市であり、アジアにおいて相対的に低下傾向にあるジャパンプランドを横目に北海道ブランドが急上昇し、その効果が観光を中心に起きているという事実を見逃していないのでしょうか？

我が国においても全ての産業を東京中心に考えるのではなく、産業毎に国内のどの地域がターゲット国における競争力や魅力ある資源を有しているのかというドラッカー的なユーザー視点でクリエイティブ産業基地を構築すべきではないのでしょうか？政府がその事に築き、それを実行に移せば、北海道に進出し、北海道でビジネスをしたいアジア人は東京の方々が思われているより遥かに多いと実感しておりますし、地方が自立的持続的な産業を有する事・地方発で日本全体の膠着した産業を革新する事例に十分に成り得ると考えます。

○戦略2:コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進

本戦略の骨子は『1、コンテンツを核として海外から利益が入る仕組みを構築する』・『2、海外からも優秀な人材が集まる魅力的な本場を形成する』・『世界をリードするコンテンツのデジタル化・ネットワーク化を促進する』とあり2010年計画が劇的に進化していないという議論がされているかに見受けられます。しかし前述の通りこれは、東京での出来事では無いのでしょうか？北海道ではこれら3骨子の全てにこの1年間で劇的な変化が訪れています。

まず「非誠勿擾」という中国映画が北海道で撮影された事の影響で中国人の北海道観光が激増した事は勿論ですが、1月のトラベルズ社調査『中国人が訪れてみたい日本の場所』で3位東京(35.2%)を遥かに引き離し北海道が70.7%を記録しています。2010年6月の別調査では、35%程度で3位であった北海道が(この時の1位は東京)この半年で大きく浮上した実績です。この動きは観光だけではなく、不動産への投資や水産品や農産物への投資が急増している事実、ニセコ地域を中心に外国人居住者が継続的に増加している事実等を見逃していないのでしょうか？2010年計画では具体的に「日本が積極的な役割を果たした映像コンテンツ(日本が権利を有するもの)による世界的ヒット(海外売上 50 億円以上)が年間 5 本となる。」とか「海外からのコンテンツ投資件数(映画に関する国際共同製作や撮影誘致件数)が年間 50 件となる」とか「世界に発信できる地域発コンテンツが年間 100 本制作される。」とか「デジタル制作教育に関するワークショップの参加者数:年間 35 万人」とか「クリエイターによる小中学校訪問機会を 1 万件つくる。」等の記載があります。しかし我々のところには実績のヒアリングはありません。上記指標において北海道の実績を入れたらいずれも大幅に進捗率が上がる事でしょう。『香港 Filmart や東京 TIFFCOM 等で北海道のローカルコンテンツが人気で東京をスルーせずに何本も取引されている事』『高校生の映像甲子園ともいえる NHK 方向コンクールで北海道勢は優勝の常連である事』『毎週のように北海道を舞台にした映画・ドラマを撮りたいという話が寄せられている事』等、もしかしたら東京以上に北海道コンテンツ環境がユーザーであるアジアからの視点では、ホットである事に目を向けて頂きたいと思います。

No.	法人・団体名
5	日本製薬団体連合会
意見	
《要旨》 08・09年度知的財産推進計画にて「同年度中に結論を得る」とされたにもかかわらず検討が進まなかった薬事行政との関係における著作権の権利制限規定について、早急に実質的な検討が再開され、然るべき法改正がなされることを要望する。併せて、国として、医療関係者が必要な情報を取得できる体制の整備を進めるよう要望する。これらは、新成長戦略「ライフ・イノベーションによる健康大国戦略」に必要不可欠な措置と考	

える。

《全文》

○その他(ライフ・イノベーションによる健康大国戦略に向けて)

薬事行政に係る著作権の権利制限については、2005年度の文化審議会著作権分科会において審議検討され、複数の検討課題のうち、「国等に対する申請・報告等に伴う文献等の複製」については、権利制限することが適当であるとの結論が導かれ、平成18年著作権法改正により権利制限が実現した。一方、「医療関係者に対する医薬品等の適正使用のための情報提供に伴う文献等の複製(以下「本案件」)」については、2007年度に著作権分科会法制問題小委員会での検討が再開され、その中間まとめ(平成19年10月)の中で、いくつかの前提条件のもと「権利制限を行う方向で検討することが適当」との判断が示されたものの、2008年1月に予定されていた著作権分科会最終報告書としてのまとめには至らなかった。

このような状況の下、2008年度知的財産推進計画では、「第4章－Ⅰ－3－(1)－②利用と保護のバランスに注意しつつ適正な国内制度を整備する」のなかで、「iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医療関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2008年度中に結論を得る。(文部科学省、厚生労働省)」、さらに翌年の2009年度知的財産推進計画では、「Ⅱ－3－(7)－③利用と保護のバランスに留意しつつ適正な国内制度を整備する」に対応する施策項目番号271にて、「iii) 医薬品等の製造販売業者が医薬品等の適正使用に必要な情報を医療関係者へ提供することに関する著作権法上の課題について、国際的な状況、医療関係者の情報入手・情報提供システムの在り方、著作権の権利処理システムの整備状況等についての検討を踏まえ、2009年度中に一定の結論を得る。(文部科学省、厚生労働省)」として早期に対応することが促された。

しかしながら、本案件に関する検討は、その後3年を経た現在でも依然として停滞したままであり、しかも具体的な議論の俎上にすら載せられていない。当連合会は、こうした停滞を危惧し、都度その再開を求めるパブリックコメントを提出している。

当連合会としては、本案件に関して、適切な権利制限規定の改正が速やかになされることを改めて要望するものである。

製薬企業は、薬事法の求め(薬事法77条の3)に従い医療関係者(医師、薬剤師等)に対して医薬品の適正使用に関する情報の提供に努めている。正確な情報を迅速に提供するためには、主に学術文献の複写物等を用いる必要があるが、現行の著作権法では、事前に著作権者の複写許諾を得なければならないため、これが薬事法上の義務の迅速遂行の障害となり、ひいては患者治療に支障をきたす恐れも否定できない。

そもそも医薬品は、適正な情報と共に使用されて初めて有効性及び安全性が確保できるものであり、のみならず、このような情報を欠けば、却って国民の生命・健康が脅かされることともなり得る。したがって、医薬品に関する情報の提供は、「国民の生存権」にも係わりともいえるべき極めて公益性の高い行為であり、著作権法と薬事法との立法的な調整が図られるべき問題であり、当連合会としては、製薬企業等の行う情報提供行為の公益性と権利者利益とのバランスの取れた、適切な権利制限の早期実現を望むものである。

当連合会として要望する権利制限の内容は、具体的には次のとおりである。

「薬事法の規定により求められている医薬品の適正使用にかかる情報を収集、保管、提供するうえで、合理的に必要な範囲においては、文献等を複製、譲渡および公衆送信するにあたり、権利者の許諾を必要としない。権利者への経済的補償については、通常の使用料相当額の補償金を支払うことによりなされるよう、立法的な手当を講ずることが適当である。」

また他方、著作権分科会法制問題小委員会 中間まとめ(平成19年10月)においては、「本来、そもそも製薬企業からの文献の提供を待たずとも医療関係者が必要な情報を取得できる体制の在り方について検討が行われるべきもの」、更に「実際、諸外国においては(中略)そのような医療関係者による情報取得の体制を整備している」、との指摘もなされているところである。前述したとおり、医薬品の適正使用に関する情報の欠落は、国民の生命・健康への脅威へと繋がるおそれがあることを踏まえると、前掲の権利制限と並行して、国として医療関係者が必要な情報を取得できる体制の整備を進めることについても要望するものである。

新成長戦略における7つの戦略分野の一つに「ライフ・イノベーションによる健康大国戦略」が掲げられている。

この戦略の詳細の一番目において「医療・介護・健康関連産業を成長牽引産業へ」が謳われており、具体的には「高い成長と雇用創出が見込める医療・介護・健康関連産業を日本の成長牽引産業として明確に位置

付けるとともに、(中略)安全の確保や質の向上を図りながら、利用者本位の多様なサービスが提供できる体制を構築する。誰もが必要なサービスにアクセスできる体制を維持しながら、そのために必要な制度・ルールの変更等を進める。」と示されている。当連合会の要望する「製薬企業からの医療関係者に対する医薬品の適正使用に関する情報提供」、更には「医療関係者が当該情報を自ら取得できる体制の整備」は、まさにここで示されている「安全の確保や質の向上」および「誰もが必要なサービスにアクセスできる体制」にも深く関わるものである。

また、同戦略の詳細の二番目において「日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発推進」、具体的には「安全性が高く優れた日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発を推進する」と謳われているが、研究開発が進むための前提として、その後に医薬品として上市された際にも利用に支障が出ない環境が確保されていることが必要である。前述したとおり、そもそも医薬品は適正使用に関する情報なくしては有効・安全に利用できず、これは医療・介護技術においても同様である。つまり、医薬品、医療・介護技術が問題なく利用されるためには、適正使用に関する正確な情報が迅速に届けられる環境整備が必要不可欠と考える。

以上のとおり、当連合会の要望する「製薬企業からの医療関係者に対する医薬品の適正使用に関する情報提供」および「医療関係者が当該情報を自ら取得できる体制の整備」は、新成長戦略の「ライフ・イノベーションによる健康大国戦略」を達成するためにも最低限の必要な措置であると考えます。

No.	法人・団体名
6	弁護士知財ネット
意見	
《全文》 1 現在、特許権等に関する訴えは、東京地方裁判所もしくは大阪地方裁判所の専属管轄とされており(民事訴訟法6条1項)、訴訟当事者が東京あるいは大阪から遠隔地に所在する者(以下「地方在住者」という。)であっても、特許権侵害訴訟等は管轄権を有する上記両地裁に提訴しなければならない。 これは、平成13年6月の司法制度改革審議会の最終意見を踏まえた平成15年民事訴訟法改正(平成16年4月1日施行)により、知的財産権訴訟の処理体制の一層の拡充という観点から、それまでの競合管轄から、上記両地裁を実質的に特許裁判所とすべく専属管轄とすることとされたものである。 2 しかし、そのことは、特許権等の侵害について司法的救済を受けたいと思う地方在住者にとっては、地元で提訴する道を塞ぐもの(知財司法アクセス障害・知財保護の地域間格差)であり、事件の規模や提訴希望者の経済力等の諸事情によっては、東京地裁や大阪地裁での訴訟追行が困難と判断され、提訴を断念するということが懸念されるところである。地方在住者には、もとより大企業も存在するが、大企業の多くは東京や大阪近郊に本店を有することからすれば、中小零細企業がその多くを占めるものと思われ、またその弊害は中小零細企業において顕著に現れるということになる。 3 上記専属管轄規定が導入されたときには、新たな司法アクセス制限を設けることになったとしても、知財立国政策のもと、裁判所の人的インフラの有効活用(集中活用)による迅速かつ適正な技術系知的財産権事件の処理の要請が勝るものと判断されたものである。 4 しかしながら、上記専属管轄規定の導入から既に7年、平成17年4月の知的財産高等裁判所創設からでも既に6年が経過するところとなり、裁判所では、東京地裁、大阪地裁の知財専門部あるいは知財高裁での特許権等に関する訴えの審理経験が豊富な裁判官も増え、あるいは裁判官研修等においても知財研修が実施されるなどして人的インフラが充実してきており、今後もますますこれら審理経験裁判官は増えていくものと予想される。 かかる状況に鑑みれば、裁判所の人的インフラの集中活用を余儀なくされた時代から、今後はむしろ知財司法アクセスの拡充に軸足を移すべきであり、地方在住者にとっての特許権侵害等に対する司法的救済の門戸を広げることが検討されるべきである。 5 以上の観点から、弁護士知財ネットとしては、本来、特許権等に関する訴えも民事事件であって民事通常事件管轄に服するのが原則であって、少なくとも各地の地方裁判所本庁で裁判を受け得るものであるとの基本認識に立脚しつつ、特許権等に関する訴えを含む知的財産権民事事件については、その専門性に配慮し、東京地裁、大阪地裁並の審理レベルを維持する工夫(専門部での審理経験を有する裁判官を配置した集中部を設置し、テレビ会議システムを利用した審理を積極的に推進するなどして地方在住者の出廷の	

負担を軽減し、かつ専門部に所在する裁判所調査官や専門委員を活用する方策など)を講じたうえで、上記専属管轄規定の見直しが図られるべきものとする。

- 6 具体的には、少なくとも各高等裁判所の本庁所在地(東京、大阪を除く)に所在する地方裁判所には東京地裁、大阪地裁と競合的に管轄を認めることとし、さらに、各高等裁判所においては、管内遠隔地に所在する当事者の出廷の容易化を図るために支部が設置されている点も重要な判断要素として、地理的条件、高速交通機関の整備の状況、出廷のための時間的・費用的負担等の諸事情を総合考慮して、全国各地域の主要都市からの知財司法アクセスが十分に保障されたものとなるように制度設計がなされるべきものとする。
- 7 そして、そのことは、全国各地において知的財産権の活用を促すものとなるばかりでなく、それらの地における特許弁護士を含む知財人材の育成についても強力なインセンティブを付与することとなり、わが国知的財産戦略の一層の推進に寄与するものであることを付言する。

《要旨》

地方における特許権等の技術系知的財産権保護の充実の観点から、特許権等に関する訴えの管轄を、少なくとも東京地方裁判所、大阪地方裁判所と競合的に各高裁の本庁所在地(東京、大阪を除く)に所在する地方裁判所にも認め、かつテレビ会議システムを利用した審理を行うなどの方策を講じて地方在住者の知財司法アクセスの大幅な改善が図られるべきである。

No.	法人・団体名
7	東京商工会議所
意見	
(別紙2参照)	

No.	法人・団体名
8	日本民間放送連盟
意見	
《要旨》 コンテンツ市場の拡大のためには、コンテンツの適正な保護と円滑な流通を両立させることが重要であり、そのために政府は民間の活動を十分理解し尊重したうえで、民間では力の及ばない国際問題の解決、制度整備や財政支援等について関係省庁の効率的な連携により取り組むことを基本とすべきである。 《全文》 1. 海外展開 ・(戦略2)海外における流通経路の確保(P11-2)、地域発コンテンツ製作支援の強化(P14-10)については、政府による施策の積極的な推進を望むとともに、施策の推進にあたっては、事業者が適切な対応を図れるよう、適正なスケジュール設定および迅速な情報公開がなされることを望む。 ・(戦略2)諸外国におけるコンテンツ規制の緩和(P12-8)については、日本の放送コンテンツの流通を阻害している規制の撤廃を求めるなど、政府が取り組むべき施策を積極的に推進することを望む。 ・(戦略2)国内外のイベントを活用した総合的発信(P11-6)については、日本の国際競争力を支えるコンテンツ産業の発展に大きな役割を果たし、政府が目標としている市場規模の拡大に大きく寄与することが期待されるため、中長期的な視野に立ったバックアップ体制の確立が必要である。とりわけ、官民が連携して取り組んでいる「コ・フェスタ」とともに、日本の放送コンテンツの海外発信に関して多くの実績を残している「国際ドラマフェスティバル」について、政府は一体となってこれらを支援すべきであり、「事業仕分け」等の対象にすべきではない。 2. インターネット配信 ・(戦略2)ネット上のコンテンツの部分的引用やネット放送のルール形成(P15-20,P22-再掲)については、民間における関係者間のルール形成が促進されるよう、政府はこれを支援すべきである。	

- ・（戦略2）放送番組の電子配信の促進（P19-28）については、放送コンテンツに関する実演の権利処理の一元化を急ぐ必要があり、民間による権利処理一元化の取り組みに対し、政府による財政支援の一層の強化を望む。
3. 著作権侵害対策
- ・（戦略2・3）ACTA（模倣品・海賊版拡散防止条約）（P20-34,P34-再掲）については、早期発効および加盟国の拡大により、国際的に実効性のあるコンテンツ保護政策が推進されることを望む。
 - ・（戦略2・3）二国間協議を通じた知財権侵害対策の強化（P20-35,P34-38）については、正規流通を促進するためにも、侵害発生国・地域の政府に対し、著作権侵害対策の強化を強く働きかけるなど、政府が取り組むべき施策を積極的に推進することを望む。
 - ・（戦略2）アクセスコントロール回避規制の強化（P21-36）については、文化審議会著作権分科会および産業構造審議会知的財産政策部会のとりまとめを踏まえ、著作権法および不正競争防止法の早期改正・施行が実現することを望む。
 - ・（戦略2）プロバイダによる侵害対策措置の促進（P21-37）、正規配信サービス展開の促進（P21-38）、著作権侵害防止技術の開発支援（P21-39）、著作権侵害に関する普及啓発活動の強化（P21-40）、警察による取締り（P21-41）については、現在、インターネット上で国内外において動画投稿サイトへの違法なアップロード、ファイル共有ソフトによる侵害等、さまざまな著作権侵害コンテンツが氾濫していることへの抜本的な対策の柱として重要である。
- 特に、放送コンテンツなどの動画投稿サイトへの違法アップロードは本来、サイト運営者が自らの責任と負担により対策を行うべきものであるが、現状は被害者である放送事業者等がコストを負担し、サイト監視や削除要請、法的措置等の対策を講じており、増大し続ける違法コンテンツへの対処は放送事業者等の自助努力の範囲をはるかに超えている。
- 諸外国における対策強化の動向も踏まえつつ、政府が一体となって、インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策を早急に強化することを強く望む。
4. 私的録音録画補償金
- ・（戦略2）著作権制度上の課題の総合的な検討（P22-42）については、「私的録音録画補償金制度」が“クリエイターへの適切な対価の還元”を実現する実効性のある手段として機能し続けるよう、法改正を含め、必要な検討と措置が講じられるよう強く望む。

No.	法人・団体名
9	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
意見	
《全文》 ○戦略2：著作権制度上の課題の総合的な検討（権利制限の一般規定） デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題のうち、「権利制限の一般規定」の導入については、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会による最終報告書（2010年12月）に基づき、技術の急激な進歩に伴い新たな著作物の利用形態が生まれている状況等にかんがみ、従来の個別権利制限規定の解釈や個別権利制限規定の改正等による解決のみに依るのではなく、権利制限の一般規定を導入する方向で検討が進められているところ、当団体としてはこれに基本的に賛同する。 しかしながら、権利制限の一般規定により制限される利用行為が3つの類型に絞られている点については、形式的著作権侵害の問題の解消が図られる等、一定の効果が期待できるものの、依然として各類型の射程が不明瞭であり、かつ、一般規定の適用除外とされる行為類型が示唆されるなど、利用者が安心して著作物利用可否を判断できるようにはなっていないように思われ、権利制限の一般規定導入の究極的な目的である「萎縮効果」の低減策としては限定的なように思われる。 たとえば、「教育」「研究」「資料保存」等目的の公益性に着目した著作物の利用や、民間企業内において通常業務上の出版物等の複製などについては権利制限の一般規定の適用対象外とされているが、日本の経済成長戦略に資することを考えるならば、民間企業による大きな「萎縮効果」の原因となっているこれらの利用類型についての早急な検討・対処が不可欠と考える。 今後、権利者の利益を不当に害しないよう配慮しつつ、権利制限の一般規定の射程の拡大についての更なる検討を切望する。また予測可能性を担保する観点からは、今後の判例の蓄積を待たざるを得ない面もある	

が、権利制限の一般規定の導入と併せて、権利制限の一般規定が適用される類型行為の具体的な例示を取りまとめた解説・指針が提示されることは大変有意義と考える。

○戦略2: 著作権制度上の課題の総合的な検討(間接侵害)

本取組について、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会に設置された司法救済ワーキングチームにて検討が進められているが、未だ一定の結論が得られるには至っていない。

著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、裁判では、著作物利用機器を管理し収益を上げている等を根拠に、事業者が侵害主体と認定する例がある(いわゆるカラオケ法理を適用)。カラオケ法理は、問題となる行為の管理・支配と利益の帰属を総合的に考慮し、行為主体を認定する、との考えであるが、その適用範囲を広げすぎると何が侵害に該当するか不明確になり、予見可能性を欠き、法的安定性を損なうものであると言わざるを得ない。

カラオケ法理の適用拡大は、差止請求可能な範囲を広げ、コピー機のような一般品の提供やデータのストレーミングサービスなど一般サービスの提供を行う者も差止請求の相手方になりかねず、デジタル化、ネットワーク配信技術の進化により、情報の複製、送信を前提とする新規事業への挑戦に対し、著作権の侵害を構成しないか、二の足を踏んだ判断となり、過度の萎縮効果を与えるおそれがあると考えられる。

従って、本取組の検討にあたっては、事業者の既存事業や新規事業への取り組みを不当に排除しないよう十分な配慮を求める。

○戦略3: 産学官が出口イメージを共有して共創する場の構築

共同研究等による連携において、成果の実施条件や運用が、企業側の実務要求(権利の外国出願など)と合わないケースがある。日本の産業界の利益を念頭にといった柔軟な判断がなされるような方針が出されることを希望する。

《要旨》

「権利制限の一般規定」導入について、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の最終報告書に基本的に賛同するが、「萎縮効果」の低減策としては限定的なように思われる。

著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、事業者の既存事業や新規事業への取り組みを不当に排除しないよう十分な配慮を求める。

共同研究等による連携において、日本の産業界の利益を念頭にといった柔軟な判断がなされるような方針が出されることを希望する。

No.	法人・団体名
10	社団法人情報サービス産業協会
意見	
○戦略 2(「知的財産推進計画 2010」3. (5)「43 著作権制度上の課題の総合的な検討」)について (1) 全体として、IT 産業におけるイノベーションの活性化及び新たなビジネスの創出の促進につながるような制度整備を望みたい。 ユーザの利便性向上並びに IT 産業の発展に資する新たなサービスに対して、とりわけ著作物の利用・流通に関わる諸制度が萎縮効果を生じさせないよう、著作権については、例えば権利制限の一般規定(いわゆるフェアユース規定)の導入検討に関し、積極的な取組を行っていただきたい。 (2) 権利制限の一般規定の導入については、現在、文化審議会著作権分科会での検討作業が一段落したようであるが、権利制限の対象として想定されている行為が極めて限定的であるため、果たして一般規定としての役割を果たせるのか、懸念が払拭できない。 については、一般規定の導入が必要とされた議論の出発点に立ち戻り、知的財産の適切な保護を図りつつも、新たなビジネスへの挑戦を可能にするために実効性のある一般規定の整備導入を改めてお願いしたい。その上でいわゆるフェアユースとされるべき事例集の作成公表など、権利者と利用者にとって、権利制限の範囲に関して予測可能性を高めるための措置も併せて検討いただきたい。 ○戦略 2(「知的財産推進計画 2010」3. (4)「36 アクセスコントロール回避規制の強化」)について	

アクセスコントロール回避規制については、ゲームその他のコンテンツ産業界でのニーズは理解できるものの、その他の産業界を含め広範囲に影響が及ぶ不正競争防止法の見直しにおいて、過剰な規制導入は、国内産業全体への足かせとなることが懸念される。

法改正にあたっては、産業構造審議会知的財産政策部会技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会で検討された「技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性について(案)」の範囲を超える規制強化とならないことを望みたい。

No.	法人・団体名
11	スカパーJSAT 株式会社
意見	
《要旨》 「知的財産推進計画 2011」において、アクセスコントロール回避規制の強化、特に予防効果も期待できる刑事罰の導入を含む法改正を、短期的に実施することを盛り込むこと、インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化について、実効性のある対策を早期に具体化し、短期的に実現させる課題として盛り込むこと、3Dをはじめとする先進的なコンテンツ制作を支援する取組の強化を盛り込んでいただくこと、を要望する。 《全文》 戦略2 ●アクセスコントロール回避規制の強化 「知的財産推進計画2010」において、著作権侵害コンテンツを大幅に減らす方策の一つとして、「アクセスコントロール回避規制の強化」が挙げられ、これを受ける形で、知的財産戦略本部のコンテンツ強化専門調査会や経済産業省の産業構造審議会知的財産政策部会・技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会等が、技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性について検討を行っている。 有料多チャンネル放送は、放送事業者と視聴者の契約に基づき、受信機に放送波のスクランブルを解除する IC カードを挿入することによって、放送の視聴が可能となるが、こうしたアクセスコントロール機能を回避する機器の製造、譲渡、それらの機器を用いた回避行為、及び回避サービス提供の拡散が憂慮されている。 かかる行為は、有料放送事業者のコンテンツビジネスの前提を覆すもので、事業者に甚大な被害を及ぼすばかりか、有料多チャンネル放送全体の健全な普及拡大にも大きな悪影響を与える可能性があるが、民事上の措置を中心とした現行法制下では、事業者の負担も重く、捕捉も困難な状況にある。 「知的財産推進計画2011」においては、上述の経済産業省を中心とした検討結果等を踏まえ、アクセスコントロール回避規制の強化、特に、予防効果も期待できる刑事罰の導入を含む法改正を、短期的(2011年度中)に実施することを盛り込んでいただくことを要望する。 ●インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化 インターネット上の動画投稿サイトには、有料放送番組のアップロードも数多く行われており、国内の放送事業者が放送する番組が、国内外を問わず配信されるケースが散見される。このような国内の権利ビジネスの構造や放送事業者と視聴者の契約を超越した視聴形態を放置することは、有料多チャンネル放送全体の普及拡大に大きな悪影響を与える可能性がある。 インターネット上の侵害コンテンツ対策については、「知的財産推進計画2010」においても、法規制強化や侵害防止技術の開発支援、更には著作権侵害に関する普及啓発活動の強化等、多面的な対策強化が盛り込まれているが、実効性のある対策を早期に具体化し、「知的財産推進計画2011」では、これらを短期的に実現させる課題として盛り込んでいただくことを要望する。 ●3D コンテンツ等の国際競争力のあるコンテンツの制作支援 「知的財産推進計画2010」において、人材育成の観点から、アニメ及び映像コンテンツの制作工程の高度化(例えば制作ノウハウの共有や3D 化等)についての記載はあるが、「コンテンツを核として海外から利益が入る仕組みを構築する」観点においても、日本が優位なコンテンツ分野の強化は重要と考える。 例えば、韓国政府は、3D コンテンツ産業育成計画を掲げ、3D 関連投資への積極支援を行っており、日本においても、このような取り組みが必要であると考えことから、「知的財産推進計画2011」では、こうした3Dをはじめとする先進的なコンテンツ制作を支援する取り組みの強化を盛り込んでいただくことを要望する。	

No.	法人・団体名
12	旭化成株式会社
意見	
1. 「属性新規かつ用途新規」な先端医療機器の保護の在り方についての提言 本提言は、『戦略1 国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化』に関するものである。 ＜要旨＞ 先端医療に位置づけられる「血液浄化療法」の現場では、「属性新規かつ用途新規」な医療機器に関する発明が生まれうる。しかしながら、現行の特許庁審査基準下でこれを「物の発明」としてクレームすれば、公知の機器と同じ構成をもつ機器の発明と認定され新規性が否定されてしまう。本提言は、「属性新規かつ用途新規」な医療機器を、「物の発明」として保護することを要望するものである。 ＜全文＞ 知的財産推進計画 2010 では、戦略1として『国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化』が策定され、2020 年までに、研究開発・事業化戦略と連携した戦略的な国際標準化の推進や知的財産権の獲得・活用を通じて、国際標準化特定戦略分野において『世界市場を獲得』することを、その成果イメージとして打ち出している。このうち、知的財産権の獲得・活用を通じた国際標準化特定戦略分野における世界市場の獲得のためには、「知的財産権の仕組み」が国際標準化特定戦略分野において研究開発の実情に合致したものであることが不可欠である。 知的財産推進計画 2010 で列挙された国際標準化特定戦略分野は、先端医療を含む7分野であり、先端医療の具体例としては iPS 細胞、ゲノム、先端医療機器が列挙されている。我々は先端医療の中には「血液浄化療法」が含まれると考える。「血液浄化療法」(アフレスス療法ともいう)とは、血液体外循環療法とも言われ、血液を体から取り出し、血液中の病因物質を除去して体に戻す治療方法をいう。現在、保険診療による適応疾患は20症例以上に達し、難治性の自己免疫疾患などを中心に優れた治療効果を発揮している。新薬の枯渇が叫ばれる現在、医薬とは異なる作用機序をもつ「血液浄化療法」は新しい可能性を秘めた治療コンセプトであり、次世代の新しい医療を提供するものである。従って、「血液浄化療法」の研究開発の実情に合致した「知的財産の仕組み」作りは、「血液浄化療法」を含む先端医療分野における適正な競争を促進させ、ひいては先端医療分野における我が国の競争力強化にも寄与するものとする。 ここで、現行の仕組みである特許庁審査基準について言及する。現行の特許庁審査基準では、『用途発明は、あるものの未知の属性を発見し、この属性により、当該物が新たな用途への使用に適することを見出したことに基づく発明と解される』とし、用途発明が認められる条件として、「属性新規かつ用途新規」を要件として課している(特許・実用新案審査基準、第Ⅱ部第2章 1.5.2 (2) 2)。そして、機器類等は、『通常、その物と用途とが一体であるため用途発明の考え方が適用されることはない』と明記されている(同章 1.5.2 (2) 2 注1)。 しかしながら、「血液浄化療法」に使用される医療機器(血液を浄化するモジュールなど)では、事後的に「未知の属性」が発見され、その属性により「新たな用途」が見出されることがある。これは、「末梢血の処理」という行為と「疾患の治療」という結果の間に未知の作用機序が潜在しているためであり、末梢血を処理して疾患を治療するという「血液浄化療法」の治療コンセプトが内包する本質的性質によるものである。 すなわち、「血液浄化療法」に使用される医療機器では、必ずしも『その物と用途とが一体』ではなく、用途発明の「属性新規かつ用途新規」という要件が充足されうるのである。この「属性新規かつ用途新規」な医療機器は、新たな適応疾患に対して極めて優れた治療効果を発揮する場合があります、そのような場合には発明として保護されるべきと解する。 しかしながら、現行の特許庁審査基準では上述したように機器類の用途発明は原則として認められていないため、「物の発明」としてクレームすれば、公知の機器と同じ構成をもつ機器の発明と認定され、新規性が否定されてしまう。一方で、当該新規用途を「方法の発明」としてクレームすれば、医療行為と認定され特許を受けることができない。 機器類等は、通常その物と用途が一体であるという原則は正しいが、こと「血液浄化療法」に使用される医療機器等においては、その原則は成り立たないものである。このような「属性新規かつ用途新規」な先端医療機器に対して適正な権利を付与することは、血液浄化という新規医療分野における我が国の国際競争力を強化し、ひいては『世界市場を獲得』するという成果イメージの達成に繋がるものである。 本提言は、「属性新規かつ用途新規」な医療機器を、「物の発明」として保護することを要望するものであ	

る。

2. 使用方法に特徴のある先端医療機器の保護の在り方についての提言

本提言は、『戦略1 国際標準化特定戦略分野における国際標準の獲得を通じた競争力強化』に関するものである。

《要旨》

血液浄化療法と医薬との「併用療法」の現場では、使用方法に特徴のある医療機器に関する発明が生まれうる。しかしながら、現行の特許庁審査基準下でこれを「物の発明」としてクレームすれば、公知の機器と同じ構成をもつ機器の発明と認定され新規性が否定されてしまう。本提言は、使用方法に特徴のある医療機器を「物の発明」として保護することを要望するものである。

《全文》

現在、血液浄化療法と医薬との「併用療法」により、難治性の疾患に対して極めて高い治療効果を発揮できることが明らかになりつつある。血液浄化療法と医薬の「併用療法」による作用機序は、未だその多くが未知であり研究開発途上であるが、新薬の枯渇が叫ばれる現在、「併用療法」は抗体医薬に次ぐ新たな治療コンセプトとして注目を集めつつある。実際、「併用療法」は医薬単独では治療が難しかった難治性の疾患に優れた効果を発揮しており、次世代の治療コンセプトとして高い可能性を秘めている。「併用療法」の研究開発は医薬偏重の20世紀型医療から脱却を図り、21世紀型医療への転換を図るものである。従って、血液浄化療法と医薬の「併用療法」の研究開発の実情に合致した「知的財産の仕組み」作りは、血液浄化療法を含む先端医療分野における適正な競争を促進させ、ひいては先端医療分野における我が国の競争力強化にも寄与するものと考ええる。

ここで、現行の仕組みである特許庁審査基準について言及する。現行の特許庁審査基準では、「提言1」で説明したように、用途発明が認められる条件として、「属性新規かつ用途新規」を要件として課し（特許・実用新案審査基準、第Ⅱ部第2章 1.5.2 (2) 2）、機器類等は、『通常、その物と用途とが一体であるため用途発明の考え方が適用されることはない』と明記されている（同章 1.5.2 (2) 2 注1）。

一方で、近年、医薬の発明については、その特徴が『用法又は用量が特定された特定の疾病への適用』（第Ⅶ部第3章 2.2.2(3-2-2)）である場合、用途発明の考え方が適用され、「物の発明」として権利化することが新たに認められるようになった（2009年改訂特許・実用新案審査基準）。

『用法又は用量が特定された』医薬は、従前の基準に従えば、公知の医薬に対して新たな属性も新たな用途も提供するものではないから、用途発明には該当しないものである。今般『用法又は用量が特定された』医薬を、従前から認められていた用途発明とは別に新たに保護対象とした理由は、産業政策的見地もあるものの、何より優れた新たな用法・用量の提供、即ち「新たな使用方法」の提供が、医療の発展に資するからである。

近年注目を集めている血液浄化療法と医薬との「併用療法」においても、血液浄化療法に使用される医療機器の「新たな使用方法」が見出されることがある。そして、「併用療法」における医療機器の「新たな使用方法」もまた、適応疾患に対して高い治療効果を奏し、医療の発展に資するものである。

しかしながら、現行の特許庁審査基準では、「提言1」で説明したとおり、機器類の用途発明すら原則として認められていないので、その使用方法に特徴がある医療機器を「物の発明」として表現すれば、公知の機器と同じ構成をもつ機器の発明と認定され新規性が否定されてしまう。一方、その特徴のある使用方法を「方法の発明」として表現すれば、医療行為と認定され特許を受けることができない。

使用方法に特徴のある医療機器の発明の多くが医師の行為の域を出ないという認識は正しいが、少なくとも血液浄化療法と医薬との「併用療法」では医師の行為の域を超える発明が生まれることがあり、これらの発明は『用法又は用量が特定された』医薬と同様、医療の発展に資するものである。米国ではこれらの発明は「方法の発明」として保護されるので、研究開発へのインセンティブが働き、既に先端医療分野で高い競争力をつけている。

使用方法に特徴のある先端医療機器に対して適正な権利を付与することは、この分野の我が国の国際競争力を強化し、ひいては『世界市場を獲得』するという成果イメージの達成に繋がるものである。

本提言は、使用方法に特徴がある医療機器の発明を「物の発明」として保護することを要望するものである。

No.	法人・団体名
13	社団法人日本映像ソフト協会
意見	
《要旨》 戦略2に関し、CJマーク事業への支援継続、ACTAの早期締結・加盟国拡大及び著作権の個別権利制限規定の見直し、プロバイダによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの導入及びコンテンツ制作に対する税制面等での支援を要望いたします。 《全文》 1. 戦略2:1. (1) について(CJマーク事業について) 「知的財産推進計画 2010」11 頁では、「(1) コンテンツの海外展開を支援し、海外に流通拠点を築く。」との項目がありますが、その実現のために、CJマーク事業への支援継続を要望いたします。 映像コンテンツに関しては、海賊版や動画投稿サイトなどでの違法配信の横行がアジア輸出の障害となっており、日本の著作権者等は、コンテンツ海外流通促進機構内のCJマーク委員会が中心となりアジア地域における日本コンテンツの著作権侵害に対して、具体的な権利行使を実施(CJマーク事業)し、成果を挙げています。 しかしながら、日本コンテンツの海賊版を一掃するには未だ途半ばであり、CJマーク事業の継続の必要がありますので、日本政府からの支援継続を要望いたします。 2. 戦略2:3. (4) について(ACTAについて) 「知的財産推進計画 2010」20 頁 34 では、「ACTA交渉の妥結及び妥結後の加盟国拡大」の項目がありますが、引き続き実施することを要望いたします。 わが国の映像コンテンツの著作権が海外において侵害されている状況は、当該地域での正規コンテンツの市場形成の大きな障害となります。著作権侵害のない適正な国際市場形成は、公正な市場競争の前提をなすものです。適正な国際市場のルール構築のため、ACTAの早期締結をお願いいたします。 3. 戦略2:3. (4) について(個別権利制限規定の見直しについて) 「知的財産推進計画 2010」22 頁では、「著作権制度上の課題の総合的な検討」を掲げていますが、現行著作権法の個別権利制限規定には、英米独仏等の諸外国より大きな個別権利制限規定がありますので、その正当性の再吟味の必要があると考えます。 非営利・無料ならば、常に著作物の通常の利用を妨げず、著作権者の正当な利益を害さないといえるか疑問ですが、著作権法 38 条1項はそれだけで上映権を制限しています。例えばドイツ著作権法 52 条3項は「(3) 著作物を公衆に上演し、公衆提供し、又は放送すること、及び映画の著作物を公衆に上映することは、常に権限を有する者の同意を得た場合にかぎり許される。」(本山雅弘訳「外国著作権法令集(37)―ドイツ編―」(2007 年 著作権情報センター)としていますので、わが国の上映権制限は広範すぎると思われます。著作権法 38 条1項から「上映」の文言を削除する等の見直しを要望いたします。 また、著作権法 30 条1項柱書は、私的使用目的であることと使用する者が複製することの2要件のみで複製権を制限しています。同条には、1項1号から3号に該当する場合の権利制限規定の適用除外や同条2項の複製権制限の代償措置が定められていますが、これらの規定を考慮しても、諸外国よりも大きな権利制限となっています。 とりわけ、DVDビデオの総合的な複製防止技術であるCSSを回避して複製する行為を著作権法 30 条が許容していると解されている現状は速やかに是正されるべきだと考えます。複製防止技術であるにも係らず暗号型技術は視聴制御技術として著作権法上の技術的保護手段ではないとされる状況は「著作権侵害防止技術の開発支援」(「知的財産推進計画 2010」21 頁の 39)の阻害要因にもなりかねません。 「知的財産推進計画 2010」21 頁では、「アクセスコントロール回避規定の強化」について「具体的制度改革案を 2010 年度中にまとめる。」としています。 昨年来、関係各省庁でご検討が進められました著作権法、不正競争防止法及び関税法の改革案の速やかな実現を要望いたします。	

4. 戦略2:3. (4) プロバイダによる侵害対策措置の促進について

著作権者は、日々無許諾でアップロードされたコンテンツをプロバイダに削除要請していますが、削除してもすぐにアップロードされる「いたちごっこ」が続いています。このような状況の解決のため、プロバイダによる侵害対策措置の実施を促す仕組みの導入等、抜本的解決の仕組みの導入を早急に検討していただくことを要望いたします。

5. 戦略2:コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進のための税制面等での支援について

核となる優れたコンテンツの創出のためにも、コンテンツ制作に対する税制面等での支援を至急検討していただくよう要望いたします。

「知的財産推進計画 2010」参考資料 20 頁には「世界各国の映像コンテンツ制作へのインセンティブの例」が掲載されています。これを拝見いたしますと、欧米や韓国では様々な支援策がとられています。最近の韓国のコンテンツの優勢をみても、このような支援策がコンテンツ強化に有効なのではないかと思われます。わが国でもこのような支援策の検討が有用だと考えます。

No.	法人・団体名
14	知的財産戦略ネットワーク株式会社
意見	
2002年の知的財産基本法の制定に始まり、毎年知的財産推進計画を策定されているが、経済のグローバル化が進み国際競争が激化する中、残念ながらこれまでの成果が十分に上がっているとは言い難いのが現状である。従来のような予算重視、即ち予算を確保して、単にヒト・モノ・カネを投入してシステムを構築することにとどまらず、システムが現実的に機能するように運用して頂きたい。具体的には出口を見据えた実効性のある知的財産推進計画の立案、実行、推進及びフォローアップを切にお願いする次第である。 分野別戦略3 知的財産の産業横断的な強化策 1. 産学官共創力を世界最高基準に引き上げる (2) 大学の産学連携を向上させる。(知的財産推進計画2010 p27) <u>大学や公的研究機関の研究の成果を産業へ結びつけるための施策</u> ライフサイエンス分野においては、昨年6月に「医学系大学産学連携ネットワーク協議会」(MedU-net)が発足し、8月には官産協働による日本初の「LSIP」知財ファンドが設立される等、産官学連携の活動環境が整いつつある。また、本年1月には政府による医療イノベーション推進室が設置され、当分野の産学官連携の更なる充実が求められている。このような産学官連携の新しい流れのもと、大学や公的研究機関の研究の成果を産業へ結びつけるためには、その成果を単に一大学の産学連携本部やTLOに任せるのではなく、グローバルな経営感覚及び知財戦略を有する産業界のプロを結集して積極的に活用することにより、産業化・ベンチャー創生に結びつける施策を検討していただきたい。 <u>大学や公的研究機関の知財人材の育成・確保</u> ライフサイエンス分野、とりわけ製薬においては、米・欧に比較して企業がグローバル化を目指した戦略を展開した歴史が浅いことから、日本国内でグローバル戦略を展開できる人材が決定的に不足している。この現状を打開するためには、グローバルな経営感覚及び知財戦略を有する産業界のプロをオールジャパン体制で活用し、OJTによる指導を長期間受ける等の実践的な体験を経て必要な人材を育成・確保していくことが急務である。 <u>ライフサイエンス知財ファンドの活用</u> (株)産業革新機構及び知的財産戦略ネットワーク株式会社は、昨年8月に本邦初の知財ファンド「LSIP: Life-Science Intellectual property Platform Fund」を設立し、10月にその運用を開始した。LSIPは、ライフサイエンス系の知的財産(特許権、実施許諾権等)のうち、バイオマーカー、ES/幹細胞、がん、アルツハイマーの4分野を対象に、権利の買い取り、実施許諾権の取得、あるいは権利の拡大・強化等に対して投資を行うファンドである。LSIPは、主としてわが国の国費で行われた研究成果である大学・公的研究機関が所有する知的財産を集約(バンドリング)し、産業が利用し易いように価値を高めた(バリューアップ)うえで広くライセンスすることにより、これらの革新的な技術の事業化やベンチャー創出の原動力とし、ひいては、ライフサイエンス産業の発展をもたらすことを目的としている。大学・公的研究機関がかかるLSIP知財ファンドを積極的に	

活用しやすい制度設計と環境を整えていただきたい。

No.	法人・団体名
15	一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン
意見	
(別紙3 参照)	

No.	法人・団体名
16	日本弁理士会東海支部 知財政策検討委員会
意見	
(戦略3) I. 特許権等に関する訴えの一審の専属管轄に関する提案 (1) 特許権等に関する訴えの一審の専属管轄につき、その効果を実証し、さらにその専属管轄化の理念を、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所から離れた地方においても浸透させ、地方に対する利便性を向上させる制度を設けるべきである。 現制度は、改正前の競合管轄制度に比べると、地方に在住する者にとっては、利便性の欠如や専属管轄裁判所が遠隔の地にあるための経済的損失があり、ひいては、裁判を受ける権利を侵害するという欠点が指摘されているところである。 新制度の施行後、地方の企業や、経済的余力がない個人や中小企業にとってみると、専属管轄裁判所が居住地から遠隔の地にあることによる時間的損失及び経済的損失のために、有効な特許権を取得しておきながら、特許権侵害の訴えを断念した事例があることは予測するに難くない。また、この事情は、提訴圧力が抑制されることから、円滑な実施契約の締結を阻害したり、隠れた侵害を増長させる原因ともなる。 逆に、上記理由のために、経済力がない企業者が訴訟に应诉することを断念し、特許権を侵害していないにもかかわらず、不合理な実施許諾契約を締結せざるを得ない事例もあり得る。 これらのことは、現一審専属管轄制度には、有効な知的財産権を創成しておきながら、その知的財産権が十分に活用できないという弊害があることを意味する。地方に在住の企業において、知的財産権を新たに創成する意欲を喪失させ、疲弊した地方を活性化させることの阻害要因になっていると思われる。 地方の企業や中小企業を育成し支援することを知的財産推進計画の精神としていること及び中小企業基本法第3条に規定する中小企業の保護及び育成に関する基本理念を考えると、未だ、十分ではないことを意味している。 そこで、以下のことを提案したい。 (2) 専属管轄地方裁判所を拡充する。 各高等裁判所の所在地に所在する各地方裁判所を専属管轄地方裁判所に加えることを提案する。あるいは、これらの地方裁判所を専属管轄にした上で、これらの地方裁判所の何れにも提訴できるようにすることを提案する。 とりわけ、名古屋地方裁判所は、改正前の競合管轄制度の下では、知的財産権関係の訴訟が特定の民事部に集約されて審理されていたことから、判決の予見性、画一性が実現されていたとの経緯がある。 したがって、名古屋地方裁判所を、第一審の専属管轄とすることに、それほど問題は無い。 提案の制度は、ユーザフレンドリーな訴訟制度となるので、地方における知的財産権の活用及び地方における企業の育成を促進するものとなる。 (戦略3) II. 特許に関する付与後異議申立て制度の創設に関する提案 特許異議申立制度を創設する。特許異議申立制度が廃止された結果、本来取消されるべき特許権が、潜在的に、多数存在している。信頼性の高い特許権を発生させることは、特許権者及び第三者の権利の活用に	

として重要である。無効審判では請求の障壁が高いため、より簡便な公衆審査による異議申立制度や再審査請求制度を導入すべきである。

付与後異議申立て制度が廃止される直前5年間(1999-2003年)における特許異議申立の1年当たりの平均申立て件数は、4860件/年であり、同期間における特許無効審判の1年当たりの平均請求件数は、277件/年である(特許年次報告書の数値より算出)。

一方、付与後異議申立て制度が廃止された後、最近5年間(2005-2009年)における特許無効審判の1年当たりの平均請求件数は、290件/年である。

以上のことから、付与後異議申立て制度が廃止されても、無効審判の請求件数は、4.7%しか増加していないし、以前には存在していた、4860件/年の特許取消を目的とする公衆審査の要求は、制度上、無理に抑制されていると言える。

このことは、現存する特許権の中に、特許の取消し理由の内在する可能性のある特許権、又は、企業者にとって取消したいと思う特許権が、年、4860件/年の割合で、放置されていることを意味する。

本来、取消されるべき特許権が存在したり、簡便に申立ができる取消制度が存在しないために、製品化を断念するなど、企業者の製品の製造、販売活動が阻害されていると言える。

また、潜在する本来取り消されるべき特許権の増加は、特許が尊重に値しないとの感を世間を与え、特許権の信頼性を低下させ、特許制度そのものの魅力を低下させていることになる。また、特許権者にとっても、実施可能性のある第三者の申立による異議審査を経ないために、不安定な権利のまま保持され、このことが特許権の使い勝手を悪くする原因となっている。

これらの結果、特許制度を利用する者の減少を招き、上記のことが、近年の特許出願件数を減少させている一因になっていると思われる。信頼度の高い特許権の数を増大させることこそ、科学技術創造立国、知的財産創造立国にとって必要なことであり、日本の技術力の強化につながる。

当事者対立構造をとる無効審判の場合には、請求人と被請求人間の力関係や資金力の相違により、請求を諦めているケースが多い。特に、請求人が中小企業者の場合には、このケースが多いものと思われる。

したがって、中小企業を保護する意味においても、当事者対立構造をとる無効審判の請求の障壁が高いことを是正し、無効審判制度を補間する意味において、付与後の一定期間に、瑕疵ある権利の発生を未然に防止する特許異議申立てを認める公衆審査制度を創成すべきである。

また、信頼性の高い使い勝手の良い特許権を創成するためには、特許権者も、特許権の発生の後、知り得た公知文献を根拠に、再審査請求ができる制度があっても良い。

No.	法人・団体名
17	日本弁理士会
意見	
《要旨》 (1)戦略3:安定した強い権利取得のため、特許制度の見直しを早急に行うべきである。具体的には、次の4点について早急に見直すべきである。 ・特許法30条における「刊行物」から現在除外されている特許公報を、「刊行物」として取り扱うための特許法改正 ・特許制度において公衆審査の概念を反映させた権利付与前公衆審査制度導入のための特許法改正 ・特許権の権利範囲の判断において均等論を適用し易くするための特許法改正 ・より充実した調査に基づく、質の高い審査体制を構築することについての早急の検討・実施 (2)戦略3:中小企業、個人、大学、研究機関が、自前の特許権等に基づいて起業を模索するための試作をなすに際し、起業のための試作品を他の中小企業等に外注した場合には、その外注費用のうち少なくとも半額を国が補助する中小企業等支援制度を早急に導入すべきである。 (3)戦略3:技術開発からその技術、特許権等を利用した製品販売までの、起業に際して行われるべき一連の商品流通のパッケージ支援を現在の補助制度と連携しつつ民間企業の力を利用して行いやすくするための制度構築を提言する。	

(4)戦略2:映画やアニメ等の映像産業を介して、国の文化や特産品を世界に紹介することは、観光産業の展開や特産品等の広報という観点から有力な手段となっていることを踏まえ、我が国においても、映画作製者に対する協力ガイドラインの作成や、映画作製費の優遇措置など、我が国をロケ地として選択し易くする諸施策を検討し、実施すべきである。

(5)戦略3:日本で生まれた発明を日本特許庁へ第一国出願する「日本ファースト」の特許制度を目指すべきである。また、外国の特許出願に基づいて日本特許庁へ特許出願することを促進すべきである。

《全文》

(1)戦略3:安定した強い権利取得のため、特許制度の見直しを早急に行うべきである。具体的には、次の4点について早急に見直すべきである。

(1-1)特許法30条における「刊行物」から現在除外されている特許公報を、「刊行物」として取り扱うための特許法改正

(理由)

世界のワークシェアリングの観点から推進されている PPH は、権利の早期確立という観点から魅力的である一方、そのために早期公開となることは、権利者にとって好ましくない場合がある。特に、自国で権利を確立できたから海外での権利を取得したいという場合には、その判断が優先権主張期間内に可能であればともかく、優先権主張期間を過ぎてから公開になる場合には、特許公報が特許法30条の刊行物に該当しないと、新規性を失うためデメリットとなる。したがって、現在、特許法30条の刊行物として扱わない特許公報を、該刊行物として取り扱うように特許法改正すべきである。

(1-2)特許制度において公衆審査の概念を反映させた権利付与前公衆審査制度導入のための特許法改正

(理由)

特許権の信頼性を強化し、プロパテント政策を実効あるものとするために、特許権付与後の異議申し立て制度を廃止した経緯を勘案しつつ、新たに特許権付与前公衆審査制度を導入して、より充実した審査制度を確立すべきである。

(1-3)特許権の権利範囲の判断において均等論を適用し易くするための特許法改正

(理由)

現在、特許権侵害訴訟における原告勝訴率の低さが、日本国内で特許出願をすることに対する意欲を減退させ、出願件数の減少の一因にもなっていると思料する。そこで、均等論を適用しやすくすることによって原告勝訴率を高め、プロパテント政策を明確に打ち出すことを早急に検討すべきである。

(1-4)より充実した調査に基づく、質の高い審査体制を構築することについての早急の検討・実施

(理由)

我が国の審査においては、1件あたりの審査所要時間(審査着手から審査終了までの時間)が5ヶ月であり、米国の8ヶ月、欧州特許庁の28ヶ月に比して著しく短い。このように審査のためにかける時間が短ければ、発明の本質を理解した審査を行い難くなることは当然であり、我が国における特許率が上記主要国の特許率より低くなり、また、権利後の無効審判で無効とされる案件が多発する要因となっているものと思料する。

このような状況からすれば、社会の知的財産権制度に対する信頼をも損なう恐れがあるから、審査当事者である審査官自身による先行特許文献調査に基づいた丁寧な審査というような、審査の質の向上に向けた審査体制の構築について早急に検討し、実施すべきである。

(2)戦略3:中小企業、個人、大学、研究機関が、自前の特許権等に基づいて起業を模索するための試作をなすに際し、起業のための試作品を他の中小企業等に外注した場合には、その外注費用のうち少なくとも半額を国が補助する中小企業等支援制度を早急に導入すべきである。

(理由)

我が国の経済発展のためには国際競争力の強化が重要であるが、我が国では、企業の大多数は中小企業である反面、国際競争力の大部分を支えているのは大企業であることを鑑みると、中小企業の国際競争力強化が不可欠であることは明らかである。中小企業の国際競争力強化には、中小企業や個人が新たな起業に挑戦できる環境を構築することが効果的と考えるが、中小企業は資金調達の困難性から、アイデアはあるも新規事業に乗り出すことを断念せざるを得ない現状もある。そこで、起業を図る中小企業及びそ

の取引先の企業への経済効果を考慮して、次のとおり要件を定めて、中小企業がなす起業のための試作品の外注に対して、その半額を国が補助するよう提言する。

補助金の支給要件

- (a) 試作が、中小企業自らが有する産業財産権によって保護される範囲内の製品についてなされたこと
- (b) 試作を他の中小企業等に外注したこと
- (c) 外注先に支払った金額のみを補助の対象にすること

- (3) 戦略3: 技術開発からその技術、特許権等を利用した製品販売までの、起業に際して行われるべき一連の商品流通のパッケージ支援を、現在の補助制度と連携しつつ民間企業の力を利用して行いやすくするための制度構築を提言する。

(理由)

中小企業やベンチャー企業の中には優れた技術やアイデアをもっている企業も少なくないが、資金や人的余裕がなく、特許等の知的財産権を取得することができず、権利化した場合であってもそれを販売するノウハウをもたない企業が多く見受けられる。確かに中小企業に対する支援策として、各省庁や都道府県で多数施策が行われているが、開発段階や権利取得段階等個々のビジネス段階での支援策となっていることが多い。一方、実際の企業は、開発から販売まで一連の商流で行い収益も全体で考えることが大切であるため、企業が本当に必要としている商流のトータルサポートを行うことが必要である。そこで、こうしたニーズを一番把握し対応する力のある民間企業(商社含む)の活力を利用するために、個々の補助制度と連携をとりながら、民間企業がこうしたサポート取組みをもっと日本で行うことができるような仕組みづくり(経済特区や税制優遇など)の制度を策定することが、これからの日本にとって非常に重要であると考えます。

- (4) 戦略2: 映画やアニメ等の映像産業を介して、国の文化や特産品を世界に紹介することは、観光産業の展開や特産品等の広報という観点から有力な手段となっていることを踏まえ、我が国においても、映画作製者に対する協力ガイドラインの作成や、映画作製費の優遇措置など、我が国をロケ地として選択し易くする諸施策を検討し、実施すべきである。

(理由)

映画の中で見たファッション等の文化、或いは映画の中で疑似体験した食事や各種商品などに触れることなどで、実体験の願望が喚起され、新たな消費が生じたりすることは既に経験済みであり、その経済的効果が大きいことも周知である。

このことを考慮すると、日本の映画やアニメなどの映像を、直接映像産業として捉えるだけではならず、映像を、観光地の創造・振興や日本のファッションを海外展開するための火付け役として、継続的に活用することが重要である。かかる観点から、海外の映像産業に関わる者が日本において活動しやすくなるような、例えば、ロケ地として日本が選択され易くなるような協力体制、或いは、税金の還付、制作費に対する援助等の優遇措置を政策として構築すべきである。

- (5) 戦略3: 日本で生まれた発明を日本特許庁へ第一国出願する「日本ファースト」の特許制度を目指すべきである。また、外国の特許出願に基づいて日本特許庁へ特許出願することを促進すべきである。

(理由)

企業活動がグローバル化していることに伴い、知的財産が世界的に保護されることを企業は望んでいる。知的財産の世界的な保護に向けて日米欧中韓は知的財産保護ハブの地位取得をめぐる競争を始めている。日本特許庁が知的財産保護ハブの地位取得するためには、審査の質のみではなく、審査対象である特許出願の数量の向上が不可欠である。そのために、第一に、日本で生まれた発明等を日本特許庁へ第一国出願する「日本ファースト」の知的財産制度を目指すべきであり、第2に、外国の特許出願等に基づいて日本特許庁へ出願することを促進すべきである。

No.	法人・団体名
18	日本製薬工業協会／知的財産委員会
意見	
平成15年からこれまで総計29回知的財産本部会合が開催され、その戦略を実現するための知財推進計	

画が毎年策定されております。これらにより知財高裁設立など知的財産立国に必要なしくみの整備が着実に進んできました。一方で、経済のグローバル化や国際的なイノベーション競争の激化、特に中国等の新興国による国を挙げての経済施策の推進に対して如何に優位性を発揮できるかが問われておりますが、このような激しいイノベーション競争を勝ち抜くためには、イノベーションを支える知的財産の重要性の認識は前提とすべきであるもののそれだけを取り上げて国を興すことの困難さはご理解のことと思います。昨今、イノベーション拠点としての日本の魅力向上を目指して外資企業の誘致のための法人実効税率の軽減策があげられていますし、平成の開国の目玉としてTPPへの加入も検討されております。このようにグローバル競争環境の中での優位性確保のためには、経済問題とあわせて総合的な知的財産戦略について熟考しなければならないと考えます。

1. ライフ・イノベーションによる健康大国戦略に向けて

ライフサイエンス分野においては、iPS細胞研究に象徴されるように、日本発の先端技術の研究開発が着実に進展しております。また、内閣官房に医療イノベーション推進室が設立されるなど「新成長戦略」に掲げられたライフイノベーションの推進策が具体化されつつあります。一方、知的財産戦略は第3期に入り、イノベーションの促進へのより一層の寄与が求められているところでもあります。ライフサイエンス分野におけるイノベーション推進のため、①産学連携の実効化による創業シーズ創出の強化、②国家的プロジェクトとしての先端医療技術の実用化の促進、および、③医療分野における標準化・オープン化・規制緩和を通じた創業環境の改善と治験促進、更にこれらの実効性を高める知的財産戦略の推進を要望します。

特に、今後国を挙げて急速な進展が期待されている再生医療を始めとする先端医療・個別化医療の実用化を促進するためには、こうした医療をビジネスとして保護することにより企業の参画の活性化など開発投資インセンティブを高めることが重要です。過去にも医療関連行為の特許化に関する多くの議論がなされ具体的なニーズに基づいて特許対象の拡大が一部なされましたが、医師の行為に関わる技術に関しては医療の特質に鑑み慎重な配慮が必要として特許対象外とされたままです。一方でこうした先端医療においては医師の行為に関わる技術が本質となる場合が多いと想定されることから、医療の特質への慎重な配慮の観点から医師の免責等を導入しながら、少なくとも医療関連行為を特許対象としている米国と同様な環境とすることを再度議論すべきと考えます。

また、創業活性化に重要な役割を有する大学やベンチャーの技術の実用化、産学コンソーシアムの成果の活用などを積極的に支援するしくみの強化が望まれます。知財面では大学等への出口を見据えた有用な特許群を形成するための知財戦略の支援や創出された知財の活用促進策などを推進する具体的な支援策の確立が必要と考えられます。更に、こうした知財戦略を推進する人材の育成・産業界からの人材供給、リスクマネーの供給など総合的な支援体制の構築が急務と考えられます。

2. アジア経済成長戦略に向けて

第3期知的財産戦略の基本方針として世界的な金融危機の打開に向け、知的財産を活かしたグローバル市場の獲得や内需拡大に向けた方策の追求が唱われております。知財推進計画2010においても、戦略3の4.に「低コストかつ効率的にグローバルな権利取得と保護を可能とする国際知財システムを構築する。」とあり、特許制度の国際調和や途上国支援が目標に掲げられております。経済的にも知的財産環境においてもアジアを先導していく立場から特にアジアに集中して更なる整備促進に寄与すべく、①アジア全体を視野に入れた知的財産制度の整備、および、②知的財産に係る人材の交流と育成によるアジア経済の先導的推進の実現を要望します。

たとえば、アジア統一特許に向けた審査支援、研究者、起業家などの人材が集まる魅力的な知的財産権の取得・活用環境の整備(英語化、人材登用など)などが考えられます。

3. 科学・技術立国戦略に向けて

新成長戦略では、科学・技術立国戦略を通して知恵と人材のあふれる国を目指しております。上述しました「1.」および「2.」とも関連しますが、①基盤技術関連発明の保護・活用が促進されるとともにこれらを活用したビジネスの安定化に障害を与えることのない様式での知的財産制度の整備、および、②新技術の(権利付与にとどまらず)実用化を促進するインフラの整備による「知」の活用を強化する科学技術立国構築の推進を要望します。

イノベーション立国を目指すなら、国内を『世界中から研究者が集まるような科学技術環境』とすべきであり、そのためには、大前提として『外資系研究所が次々に撤退していくようなことのない環境』を作るべきでは

ないかと考えます。経産省から、一定条件をクリアした外資系企業の進出のために法人実効税率を低減する策が発表されています。法人実効税率を低減することに加え、特許法35条に規定されている職務発明制度についても検討すべきと考えます。欧米大手製薬会社が日本の研究所閉鎖を行った原因のひとつに職務発明制度に関する訴訟の司法判断等があげられ、また海外企業・機関との共同研究や国内外グループ企業における発明者の処遇検討に際して本制度への対応が支障となる場合があります。知財推進計画2010では戦略3の3.(1)27に職務発明制度の運用(中期)として制度改正後の運用状況について情報収集及び評価を行うとありますが、2005年の新法施行以降も訴訟提起はなされ、問題が解消されたとは言えませんし、上記のような研究開発拠点としての日本の魅力やグローバル競争におけるネガティブな要因との指摘もなされています。職務発明制度のイノベーションへの意義を再検証し、法人帰属等も含めた抜本的な見直しを行い、訴訟リスクを軽減することにより、グローバル競争力強化や外資系企業の進出がより容易になると考えます。

4. その他、ライフサイエンス産業の継続的な発展と安定化に向けて

上述の、新成長戦略とも連動した知的財産推進計画を遂行するにあたって、知財推進計画2010には含まれていない、ライフサイエンス産業の継続的な発展と安定化に影響を及ぼすことが懸念される知的財産上の課題として以下の3点を要望します。

- ①著作権制度の整備・見直しにあたっては、医療・福祉上の制約が生じないような制度を設計する(たとえば、医療上の安全性を確保する上で必要な情報の提供が著作権によって阻害されないこと)
- ②二国間交渉等の場を活用して国際的な創薬環境・医薬品ビジネスを活性化するための環境整備を進めることを要望します(たとえば、特許期間延長制度、データ保護制度あるいは再審査期間制度、パテントリンケージ制度の導入や特許対象の見直しなど)。
- ③生物多様性条約(CBD)における遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書への加入や国内法の整備、CBDに関係する他の国際機関での議論等にあたり、産業界からの意見も取り入れながら遺伝資源を利用する産業発展や国民生活への悪影響がない形での検討を要望します。

No.	法人・団体名
19	一般社団法人日本音楽出版社協会
意見	
《全文》 ○その他: 知的財産ビジネスの推進にあたっては、著作権保護と著作権ビジネス振興とを一体のものものとして推進することが不可欠である。著作権保護と産業振興とを総合的に企画推進するために必要な政策を計画に盛り込むべきである。 著作権保護がビジネスの拡大につながり、著作物の享受が生活に喜びをもたらすとともに、著作者の経済的利益に反映し、さらに豊かな文化に満たされた社会を生み出すサイクルが必要である。 しかし、今日、ややもすれば著作権保護とビジネス振興は対立するものとしてとらえられているきらいがある。特に、デジタル化、ネットワーク化が進展した中であっては、ネット上の流通が容易に行われやすい音楽や映像などのコンテンツは、最低限の権利主張さえ、その主張の可否を問う前に、ビジネスの発展を阻害するものとしていわれの無い非難を受ける場合が少なくない。 すでに長きにわたって、著作権及び著作隣接権存続期間の延長問題、私的録音録画補償金制度見直し、ネット上でのコンテンツの違法な流通撲滅などが課題となっているが、著作権保護とビジネス振興について総合的に推進する立場に立てば、解決の道筋は開けているように見える。 存続期間について言えば、著作物が財産である期間をわが国の主要な競争相手である欧米をはじめとする諸国に比べ短い状態にとどめておくことが、わが国の利益にならないことは明らかである。また、国際的ハーモナイゼーションという観点からも、単にわが国の孤立を深めることになりかねない。 補償金の問題にしても、一方に私的複製について権利を制限されている権利者がおり、他方に私的複製を容易に高品質で行える機器を製造販売して利益をあげている製造事業者がいるとき、製造事業者の利益を損なわない範囲で著作権者に権利制限の対価を補償することは、極めて合理的といえる。適正な補償金制度が著作権ビジネスの振興に資することは間違いない。 ネット上の違法配信にしても、蔓延する違法行為によって著作者や音楽、映像等のコンテンツの権利者が	

甘受している莫大な損害を放置することは、知財推進政策とはあまりにかけ離れていると言わざるを得ない。プライバシーや表現の自由は尊重されなければならないが、それは違法行為を見逃していい理由にはならない。また、違法合法に関わらずネット上の情報の往来が増大することがネットビジネス隆盛を意味するということもできないのは当然である。

さらに加えて、総合的な政策が特に求められるのは、海外展開についてである。すでにこれまでの「知的財産推進計画」においても、コンテンツの海外戦略については各種の施策が示されているが、著作権保護とビジネス振興とを一体のものとして推進する観点からのものは見当たらないように見える。

著作権ビジネスを円滑に進めるには、著作権保護が制度として確立していなければならない。しかしながら、わが国及び欧米先進国と、それ以外の諸地域の懸隔は依然大きい。この格差を埋めるために、音楽出版社、レコード会社、著作権管理団体などがそれぞれのレベルで個々に、あるいは国際団体（ICMP、IFPI、CISAC等）を通じて努力してきている。しかし、当該地域の著作権保護制度が一定の効果上げるには、当該地域の政府がこの問題に取り組む姿勢が決定的な意味を持つ。ということは、この問題については、民間各レベルの努力は欠かせないにしても、わが国政府の果たす役割が決定的に大きいということである。

その上で、「知的財産推進計画 2010」の「戦略 2」に示された施策が意味を持つてくると考えられる。

《要旨》

知的財産ビジネスの推進にあたっては、著作権保護と著作権ビジネス振興とを一体のものものとして推進することが不可欠である。著作権保護がビジネスの拡大につながり、著作物の享受が生活に喜びをもたらすとともに、著作者の経済的利益に反映し、さらに豊かな文化に満たされた社会を生み出すサイクルが必要である。著作権保護と産業振興とを総合的に企画推進するために必要な政策を計画に盛り込むべきである。

No.	法人・団体名
20	財団法人デジタルコンテンツ協会
意見	
《要旨》 ・我が国は、クールジャパン戦略の重要な柱であるコンテンツ産業の振興・拡大に向けて、日本製コンテンツが 2020 年までにアジアのコンテンツ需要の一定割合を獲得することを目標に掲げ、アジアの市場規模調査、参入障壁等に関する調査、コンテンツを対象に含む自由貿易協定(FTA)締結に向けた協議、共同製作やプリセールの推進等の方策を、官民をあげて実行する必要があるのではないか。 ・エンターテインメント産業のみならず、教育・医療・建築等、様々な産業分野で今後の需要拡大が見込まれる3Dコンテンツ分野について、日本のコンテンツがアジアを中心とするグローバルマーケットに展開することを目標に掲げ、省庁の枠、業界の枠を超えた産官学をあげた取り組みによる、世界最先端の3D コンテンツ制作環境の整備に急ぎ着手するとともに、「世界最先端の3D 産業国家」の実現を目指す必要があるのではないか。 ・海外市場におけるコンテンツの拡大は、国家のプレゼンスに資する。日本を舞台とした映画や放送番組などの外国における放映がきっかけとなりアジアをはじめとする諸外国からの観光客が増加する事例を調査し、その分析結果を踏まえ、外国人観光客による経済波及効果、及び、親日感情の醸成や地域の文化振興など様々な政策目的への裨益が大きなものとなるよう、官民が一体となって取り組むべきではないか。 《全文》 ○「戦略2」：アジア市場の獲得について 我が国は、日本製コンテンツが 2020 年までにアジアのコンテンツ需要の一定割合を獲得することを目標に掲げ、官民をあげて下記をはじめとする具体的な方策を実行する必要があるのではないか。クールジャパン戦略においてもコンテンツ産業は重要な分野であり、アジアの市場実態を的確に把握することが大前提となる。 ①アジアの需要を取り込むことを目標に掲げるにあたり、その前提として、アジアの市場規模を把握する必要がある。中国、韓国の市場統計及びその経年変化を把握することからはじめ、数年のうちに ASEAN 諸国を含むアジア全体の市場規模を把握することが肝要である。 ②日本のコンテンツ企業が、アジアの特定の国に進出する際に必要になるビジネス基盤情報(基礎情報、外	

国作品規制、商慣習等)を急ぎ整備する必要がある。上述した市場統計同様、中国、韓国のビジネス基盤情報を把握することからはじめ、数年のうちに、ASEAN 諸国を含むアジア全体のビジネス情報基盤を整備する必要がある。

- ③中国をはじめ外国製の表現作品に対する様々な規制が存在する国について、官はコンテンツを対象に含む自由貿易協定(FTA)締結に向けた協議を、民は共同製作やプリセール等により海外市場を獲得する取り組みを、それぞれ推進することが必要である。

○「戦略1、及び、2」:3Dコンテンツ分野における「世界最先端の3D産業国家」の実現について

今後の需要拡大が見込まれる3Dコンテンツ分野について、コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進を図るためには、知的財産本部のコンテンツ専門調査会でも課題として挙げられているように、「3Dコンテンツの戦略的推進」を推し進める必要があると考える。日本のコンテンツがアジアを中心とするグローバルマーケットに展開することを目標に掲げ、産官学をあげて、世界に先駆けて3Dコンテンツの制作環境の整備を行い、そこで制作された魅力ある3Dコンテンツを世界へ発信する「世界最先端の3D産業国家」を戦略的に実現することが強く求められる。

- ①3D映像からの視覚情報が脳や身体に与える影響等については、民が行うべき競争領域の研究開発ではなく、官が中心となって主導できる協調領域の研究開発である。官民の連携により安全性を確認できる制作ツールの開発や、生体安全基準の策定等を世界に先駆けて行うことが求められる。一方で生体安全性に拘りすぎると魅力のない3D映像となってしまうため、3Dの魅力を活かせるように快適性と合わせて総合的に判断を行う必要もある。開発された制作ツールや策定された安全性と快適性を合わせた品質基準等が国際標準(事実上の標準を含む)となるよう働きかけることが肝要である。
- ②3D関連の表示装置等は充実してきたが、まだまだ3Dコンテンツについては不足している状況である。そのための3D映像制作の人材育成が急務となっている。個々の企業において3D映像制作の人材育成も行われているが、そうした活動を統合し、ハリウッドの知見も取り入れた3D分野における人材育成カリキュラムを早期に策定することで、世界中の様々な制作プロジェクトに参加できる3Dクリエイターを数多く輩出することができるよう、人材育成事業を加速化させる必要がある。
- ③3D技術は映画から始まりテレビ、インターネット、携帯端末、ゲーム等エンターテインメント分野で広がりを見せている。特に、視聴者も多く、技術的にも実現可能な、BSにおける3D放送の推進は普及に大きく寄与できると考える。また、今後は、エンターテインメント産業のみならず、教育・医療・建築等、様々な産業分野で大きく発展し、産業振興の核となる可能性を秘めている。3Dの体系的な技術的評価を行った上で、これまで個別に行われてきた研究開発を統合的な戦略のもとで再評価し、「世界最先端の3D産業国家」の実現に向けた関係省庁が連携をはかった横断的なサポートを強く期待する。

○「戦略2、及び、その他」:コンテンツの発信を起点とする外国人観光需要の獲得について

海外市場におけるコンテンツの拡大は、国家のプレゼンスに資する。日本を舞台とした映画や放送番組などの外国における放映がきっかけとなりアジアをはじめとする諸外国からの観光客が増加する事例を調査し、その分析結果を踏まえ、外国人観光客による経済波及効果、及び、親日感情の醸成や地域の文化振興など様々な政策目的への裨益が大きなものとなるよう、官民が一体となって取り組むべきではないか。

- ①コンテンツの発信が起点となって外国人観光客が増加した事例について、観光業等の周辺産業に対する経済波及効果はもとより、雇用への効果、様々な政策目的への裨益を含めた調査を早急に実施する必要がある。ここでは、市場で取引されない様々な政策目的への裨益について、一定の価値測定手法に基づき数値化をする必要がある。
- ②公開予定のコンテンツについて上記調査報告に基づき経済波及効果や他の政策目的への裨益を予測した上で、それらが最大化することを目指し、当該地域の地方自治体、商工会、学術研究機関等が一体となってプロジェクト事業を推進し、その成果を次のプロジェクトにつなげていくことが重要である。
- ③外国人観光客が、言語の壁を超えて我が国の有する豊かな文化資産にアクセスするためには、3Dや高精細をはじめとする最新の映像制作技術を利用した文化資産のデジタルアーカイブの構築と多言語化されたナビゲーションシステムの活用が効果的である。地域コンテンツ制作者に対する制作機会提供を念頭におきつつ、地域の観光・経済の活性化に貢献するデジタルアーカイブ構築やナビゲーションシステム等のインフラ面の整備を、国家プロジェクトとして急ぐ必要がある。

No.	法人・団体名
21	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会
意見	
《全文》 【戦略2】 1. 著作権法 30 条の見直し 平成 22 年 1 月より改正著作権法が施行され、「著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音録画をその事実を知りながら行う」場合、私的使用目的の複製であっても 30 条の制限から除外されております。 しかし、インターネットの Web サイトへの無許諾アップロードやファイル共有ソフトによる“共有”（違法アップロードと当該著作物のダウンロードとの連関・連鎖）による被害は、ビジネスソフトなどプログラムの著作物全般についても看過できない規模で存在しているところ です。 そこで、一刻も早く、違法に公衆送信されたプログラムの著作物を、それと知りながら、著作権者の許諾無く私的使用目的で複製することを、著作権法 30 条の範囲から除外することを希望いたします。 なお、様々なコンテンツがおおよそデジタル化されている昨今において、著作物の違法なアップロードによる被害は、音楽・映像や弊協会が要望するプログラムの著作物に限った話ではないことに鑑み、他の著作物においても被害の実態やビジネスに対する影響等を勘案した上で、著作権法 30 条で適法に複製できる範囲からの除外を検討することも併せて希望いたします。 【戦略2】 2. 著作権法 47 条の 3 におけるプログラム著作物の複製物の所有者による複製の制限 著作権法 47 条の 3 においては、著作物の複製物の所有者による複製等が認められております。そもそも本条が設けられた趣旨は、当時、流通等の目的でプログラムの著作物が固定・記録された媒体がフロッピーディスクや磁気テープであったため、媒体の損傷等に起因するプログラムの破損が容易に発生しうること に鑑みて、複製物の所有者に「バックアップ」を認めたこと、及び、プログラムの著作物の複製物の所持者が行う複製を、プログラムをコンピュータで使用する一手順として一定程度の複製等を認めないことには、使用者が保有するコンピュータに合わせた利用や処理速度の向上を図ることができなかったことによります。 しかしながら、現在において、プログラムの著作物の多くは「パッケージソフト」として CD-ROM 等の比較的堅牢な媒体で流通しており、媒体および固定・記録されたプログラムの破損は、通常の取り扱いでは発生しづらくなっています。また、コンピュータのハードウェアの仕様の標準化、基本ソフト(OS)を基底として応用ソフト(アプリケーションソフト)を使用する行為が一般化するなど、使用者が保有するコンピュータに合わせてプログラムを改修したり、使用者自らがソースプログラムをオブジェクトプログラムに変換することも希になっております。 また、何よりも、同条では、少なくとも規定文言の文理解釈上は、「プログラムの著作物の複製物の所有者」であれば、押し並べて著作権者の許諾なくプログラムの著作物を複製できると解することが可能ですが、そうすると、例えばビジネスソフトの海賊版プログラムの購入者等、本来であれば当該プログラムの著作物の使用許諾契約を結ぶ権限がないものであっても、そのインストール(複製)が可能になると解される余地が存します。 加えて言うならば、著作権法 30 条(私的使用目的の複製)の規定によって、海賊版プログラムの購入者が自己のコンピュータに当該プログラムをインストールすることが適法に可能であることから、現在、ビジネスソフトの利用に関して標準的になっている、著作権者と利用者間での「使用許諾契約」の締結そのものが、形骸化してしまうことも懸念されます。 項目 1.で指摘した著作権法 30 条の改正論議の過程においては、違法に複製された著作物を違法と知りつつ再複製する行為(例えば、海賊版をマスターとして複製する行為)も制限規定の適用除外とすることも検討されていましたが、結果として自動公衆送信に係る複製を対象とするに留まっております。海賊版等の違法に複製された著作物を違法と知りつつ再複製する行為は、ビジネスソフトの海賊版プログラムを入手した者の場合等では、インストールという形で通常行うものであり、本行為類型が改正の対象から見送られたことは、この趣旨からも遺憾であります。 そこで、本条においては、複製可能な複製者を、単に「プログラム著作物の複製物の所有者」とするのは	

なく、少なくとも『複製物を使用する権原を取得した者』に限定することを希望します。また、本条の改正がなされたとしてもプログラムの著作物を違法と知りつつダウンロードして複製する行為は依然として適法となるため、繰り返すにはなりますが、著作権法 30 条の改正も併せて強く要請するものです。

【戦略2】

3. リンク集等の著作権侵害の蔓延を助長する行為への対策

動画共有サイトやオンラインストレージサービスなど Web サイトでの著作権侵害行為に対し、被害を食い止めるためにはアップロードされたファイルの削除または送信防止措置が必要です。また、アップロードによる被害の本質は、当該コンテンツをダウンロードした者がその内容を享受することによって引き起こされる、販売機会の逸失等です。

このような観点から、違法にアップロードされている著作物ファイルの所在をまとめて紹介する、いわゆる「リンク集」の運営者は、無許諾でアップロードされた著作物ファイルをインターネット利用者に「紹介」し、ダウンロードすることを「手助け」する機能を果たしており、その意味においては、公衆による大量の著作権侵害行為を惹起する立場にあるとしても過言ではありません。

しかしながら、現在の法制度では、著作権法に間接侵害の規定がなく、また、仮に幫助が成り立つとしても、幫助を理由として差止請求を行うことの是非については議論の分かれるところです。

現在、著作権分科会法制問題小委員会司法救済ワーキングチームにおいて、間接侵害に関する議論が進捗しており、さらに、当該議論と関係する最高裁の判断が複数なされていることを勘案すれば、著作権法における間接侵害の議論は加速していくことが予測されます。

そこで、リンク集等の設置・運営等、著作権侵害の蔓延を助長する行為については、間接侵害に含まれるよう要件、定義等を検討いただきたいと考えます。

【戦略2】

4. プロバイダ責任制限法の見直しについて

現行プロバイダ責任制限法は、あらゆる権利侵害に対して特定電気通信役務提供者が責任制限される範囲の特定と発信者情報開示請求に関する事項が規定されているところ、著作権侵害とプライバシー、名誉毀損等人権侵害を同一の判断基準としています。しかし運用にあたっては、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会において著作権、商標権、名誉毀損とそれぞれの権利の特性に合わせたガイドラインが策定されており、異なる権利を同一の基準で判断しなければならないという現行法の問題点を奇しくも露わにしています。

また、特定電気通信役務提供者は、その業態やサービスの内容によって仲介する情報への関与度合いが異なっているにも関わらず、責任制限範囲が一律であるために、特定電気通信役務提供者においても、本法の運用に消極的になっている可能性も思料されるところです。

昨年度に総務省においてプロバイダ責任制限法検証ワーキンググループが主宰され検討が進められているところですが、各権利や特定電気通信役務提供者ごとに問題点、課題等が大きく異なっているため、総論として問題点等を把握することはできるものの、その解消のために現行法を如何様に見直すかについて結論を得ることは困難を極めるのではないのでしょうか。

しかしながら、プロバイダ責任制限法が施行されてから期間を経て、問題点が明らかになってきた現在において、現行プロバイダ責任制限法を改正するか各権利ごとに新たな法制を整備するかはともかく、早急な見直しを希望するところです。

ことに、P2P ファイル共有ソフトのネットワーク内に無許諾アップロードされたコンテンツについて、削除等を目的とした法的対応を行うためには、当該コンテンツファイルのアップロード行為者を特定することが必要となりますが、当該行為者の IP アドレス等、権利者が通常の方法で得られる情報だけでは発信者が特定できず、プロバイダ責任制限法に基づく発信者情報開示請求を行うこととなります。現行プロバイダ責任制限法では、P2P ファイル共有ソフトにおいては、インターネットサービスプロバイダは情報の媒介者ではあるものの送信防止措置を講じ得る立場にないため、著作権者等はインターネットサービスプロバイダに対して送信防止措置を要請することができず、より要件の厳しい発信者情報開示を請求しなければなりません。その上で、発信者に対し、直接送信防止措置を要請することとなります。

仮に上記要請に基づいて発信者情報が開示されたとしても、通常の開示請求より更に時間がかかること等により、その間に P2P ファイル共有ネットワーク内で当該コンテンツが「拡散」し、仮に当該発信者が当該ファイルの送信防止措置を講じたとしても、P2P ファイル共有ソフトの他のユーザーによる同ファイルの複製物のア

アップロードがネットワーク内で継続してしまうことが容易に想定されます。このように、P2P ファイル共有ソフトでの著作権侵害行為に対しては、現状のプロバイダ責任制限法が想定する以上に、迅速な対応が可能となるような運用を実現することが必要です。

そこで、P2P ファイル共有ソフトでの著作権侵害については、発信者情報開示のための手続き等の要件を緩和する等、迅速な対応を可能とする実効性のある法の見直しを希望します。

【戦略2】

5. 権利制限の一般規定の運用実態の確認

昨年度の文化審議会報告によれば、残念ながら権利制限の一般規定を導入することが適当との結論に至り、当該報告書を元に立法化されることとなっております。確かに、当初言われていたような米国型フェアユース相当の権利制限規定とはならず、必要とされる最小限の範囲を制限するものとなるようですが、一般規定という性格上、解釈の範囲は施行された後の事案の蓄積によってその広狭は定まってくるものと思料できます。

そのため、施行直後は著作権者等が懸念しているような居直り侵害者の増加や立法時に想定できなかった著作権者等に不当に不利益を与える利用についてまで権利制限の範囲に含まれると主張する者が現れると予想されますので、関係各省においては立法化された権利制限の一般規定の運用実態の把握に努めていただき、不都合が生じている場合は適時、法の見直しを希望いたします。

また、著作物の利用者側においては今後も一般規定の適用範囲の拡大を求めることが予想されますが、何もかもを一般規定で権利制限されることを著作権者等は大きい懸念しておりますので、ある事柄について「一般規定で解決すべし」との結論ありきの議論を提言されませんよう、くれぐれもご留意ください。

【戦略2】

6. 著作権侵害を防止するために施された技術を保護する制度の強化

●シリアルナンバー、アクセスキー等を不正に配布する行為を抑止する規定の付与

多くのビジネスソフトウェアメーカーは、プログラムの著作物をその複製物等によって頒布する際、シリアルナンバーやアクセスキー等、媒体やライセンス固有の番号も同時にユーザーに配布しています。一般にこのシリアルナンバーやアクセスキー等は、(ア)プログラムの著作物を媒体からコンピュータにインストールする際の手続きとしてユーザーに入力させ、真正な番号でない場合にはインストールを中断する、(イ)「体験版」等として頒布した、使用期間や使用可能な機能等が制限されたプログラムの著作物についてその制限を解除する、等の目的で使用されています。つまりこれらシリアルナンバーやアクセスキー等は、当該プログラムの著作物に含まれる複製や使用期間制限等の機能を持つモジュール等を「錠前」とし、それを開ける「鍵」として、権利者に許諾のない著作物の利用等を抑止する目的で配布されているのです。

上記の(ア)の場合は、プログラムの複製を制限し、その効果としては、現行の著作権法が規定する「技術的保護手段」と同等の機能と評価され、(イ)の場合には、複製されたプログラムの使用を制限し、現行の不正競争防止法が規定する「技術的制限手段」と同等の機能として評価されるものですが、このシリアルナンバーやアクセスキー等をインターネットオークション等で不正に配布する行為が横行しています。これらシリアルナンバーやアクセスキー等については、現行法がその回避機器やプログラムの頒布等を規制する「技術的保護手段」や「技術的制限手段」の定義に該当し難いと一般には考えられているため、これらが不正に流通しても、権利者にそれを食い止める術がなく、結果、無許諾複製の有効な抑止策となり得ていない状況が生じています。

これらシリアルナンバーやアクセスキー等による無許諾複製／使用の制限は、過度な技術的保護手段等がユーザーに不利益をもたらしてきたという業界の経験から、ユーザーにできるだけ負担をかけないという利便性の確保を最大限に考慮した、必要最低限の方法として、権利者がプログラムの著作物の複製物等に採用しているものです。つまり、プログラムの無許諾複製による被害を食い止める実質的な「最後の砦」とも言うことができます。

そこで、著作権法、不正競争防止法のいずれにおいても、不正なシリアルナンバーやアクセスキー等の流通等を適切に抑止することのできる規定の付与等について、早急に検討いただきたく存じます。

●技術的手段を回避する行為の規制

著作権法、不正競争防止法ともに昨年度の小委員会等の報告において、技術的手段を回避する機器・プログラムの流通に関する規制を強化するとの結論にいたったことについては、一定程度評価できるところですが、残念ながら、いずれの法制においても、当該技術的手段を回避する行為そのものについては、規制対象とされませんでした。

しかし、デジタルネットワーク環境下においては、急速な技術革新に伴い、侵害行為も今後ますます多様化、巧妙化、複雑化していくことを勘案すると、支分権該当行為に直接該当しない著作物等の視聴等を制御する技術は今以上に重要となります。特に、クラウドコンピューティングの進展によって、著作物等の視聴等のみによって対価を回収するビジネスはますます促進されると想定できます。これは、コンテンツのほとんどがデジタル化する現在においては、全ての著作物について言えることです。

そのため、技術的手段が施された著作物等をその技術的手段を解除して視聴等することに何らかの権利性を持たせるか否かも含め、技術的手段の保護の在り方について、適時見直しを図っていただきたいと考えます。

【戦略2】

7. スマートフォンにおける著作権侵害対策

昨今、いわゆるスマートフォンの普及が爆発的に広がっています。スマートフォンはこれまでの携帯電話よりも高機能で、これまでの携帯電話では実現し得なかったアプリケーション等の動作を可能とし、また、特定のマーケットプレイスが準備されていることから、その配信も容易になっています。

新たなアプリケーションの開発やコンテンツ市場の拡大という側面に関しては喜ばしいところですが、一方で報道等でも話題になっている通り、著作権を侵害するアプリケーションやコンテンツも散見されています。

これら著作権を侵害するアプリケーション等に対しては、配信を行っているマーケットプレイスに申し入れを行い、当該アプリケーション等の配信を停止してもらうこととなります。現時点では、規模の大きなマーケットプレイスは数が少ないため対応できる状況ではあるものの、それらマーケットプレイスは国外企業が運営している上、著作権を侵害するアプリケーション等が存在しないかどうかを監視し、配信停止請求等の措置を講じることは著作権者等にとっては負担となっています。さらに、ユーザーにおいては自分が購入したアプリケーションが正規のものであるかがわからないまま対価を支払い、それが著作権を侵害するものであったために突然に使用ができない、サポートがなくなる等の不都合を生じさせることも想定できます。

新たな市場としての期待は大きいところですので、著作権等の保護と消費者保護の両側面から、早期に秩序を形成するための対策、特に国外企業が主に運営していることから国際間における課題の共有とその対策を講じていただきたいと考えます。

【戦略2・3】

8. 海外における著作権侵害対策

●法制度、実務情報の共有

インターネット上での著作権侵害対策として、諸外国での著作権法の改正や、権利者・ISP等の事業者間の覚書締結等、様々な対策が講じられています。しかしながら、各権利者(団体)等が個別に詳細な情報を入手するのは負担が大きく、かつ非効率的であるといえます。

そこで、政府が中心となり、海外での情報を収集・翻訳し、国内の権利者(団体)等に提供するスキームの構築が必要であろうと考えます。

●侵害情報の共有

国境を越えた著作権侵害対策のためには、日本のみならず、同様の問題をかかえている他国と情報を共有し、対策を協議する場が不可欠です。そこで、政府が中心となり、各国の権利者、ISPやインターネットオークション等の事業者、政府機関等が一堂に会して協議する場を設けるような取り組みが必要であると思われる。

【戦略2】

9. 侵害行為の実態に見合った損害賠償制度の導入

海賊版の頒布や違法アップロード等の著作権侵害行為については、一般的にその被害規模を把握することが難しく、特にインターネットを介した事案についてはその傾向が顕著です。

例えば、インターネットを通じた著作権侵害の場合には、当該著作物がダウンロードされた回数を権利者が把握することは困難であること、P2Pファイル共有ソフトを悪用した侵害の場合では、侵害行為者そのものの特定等が困難であるほか、仮に行為者が特定できたとしても当該ファイルの送受信回数等の状況把握は事実上不可能であり、これらから、厳密な意味での損害額の立証はできません。

現行の著作権法では、114条の5により「相当な損害額」を裁判所が認定できることとなっていますが、特に昨今のインターネットを介した侵害行為における被害の急速な拡大及び損害の立証の困難さ等に鑑みます

と、迅速性や実効性の確保の観点のほか予防的な見地等も加味しつつ、侵害行為の実態に見合った賠償制度について、総合的に検討を行う必要があると考えます。

【戦略2】

10. 国民への教育啓発の促進

違法アップロードや海賊版の氾濫を防ぐためには、消費者が著作物等の価値やその保護制度を十分に理解することが重要です。特に、若年層への啓発は最重要であると考えておりますので引き続き、若年層への啓発を重点におきつつ、消費者の意識の向上を図る施策をお願いいたします。

以上

《要旨》

1. 著作権法 30 条の見直し

違法に公衆送信されたプログラムの著作物を、それと知りながら、著作権者の許諾無く私的使用目的で複製することを、著作権法 30 条の範囲から除外する法改正を要望。

2. 著作権法 47 条の 3 におけるプログラム著作物の複製物の所有者による複製の制限

著作権法 47 条の 3 によって複製が適法となる者を、『複製物を使用する権原を取得した者』に限定する法改正を要望。

3. リンク集等の著作権侵害の蔓延を助長する行為への対策

リンク集等の設置・運営等、著作権侵害の蔓延を助長する行為については、間接侵害に含まれる要件、定義等を希望。

4. プロバイダ責任制限法の見直しについて

プロバイダ責任制限法を改正するか各権利ごとに新たな法制を整備するかはともかく、早急な見直しを希望。

特に、P2P ファイル共有ソフトでの著作権侵害については、発信者情報開示のための手続き等の要件を緩和する等、迅速な対応を可能とする実効性のある法の見直しを希望。

5. 権利制限の一般規定の運用実態の確認

立法化された権利制限の一般規定の運用実態の把握並びに、権利者に不当な不利益が生じている等、不都合が生じている場合は適時の法の見直しを希望。

6. 著作権侵害を防止するために施された技術を保護する制度の強化

●シリアルナンバー、アクセスキー等を不正に配布する行為を抑止する規定の付与

不正なシリアルナンバーやアクセスキー等の流通等を適切に抑止することのできる規定について早急な検討を希望。

●技術的手段を回避する行為の規制

技術的手段が施された著作物等をその技術的手段を解除して視聴等することに何らかの権利性を持たせるか否かも含め、技術的手段の保護の在り方について、適時見直しを希望。

7. スマートフォンにおける著作権侵害対策

スマートフォンにおけるコンテンツ配信は、新たな市場としての期待は大きいため、著作権等の保護と消費者保護の両側面から、早期に秩序を形成するための対策、特に国外企業が主に運営していることから国際間における課題の共有とその対策を希望。

8. 海外における著作権侵害対策

●法制度、実務情報の共有

政府が中心となり、海外での著作権侵害に関する情報の収集・翻訳、並びに当該情報を国内の権利者(団体)等に提供するスキームの構築を希望。

●侵害情報の共有

政府が中心となり、各国の権利者、ISP やインターネットオークション等の事業者、政府機関等が一堂に会して協議する場を設けるような取り組みを希望。

9. 侵害行為の実態に見合った損害賠償制度の導入

インターネットを介した侵害行為における被害の急速な拡大や損害の立証の困難さ等に鑑み、侵害行為の実態に見合った賠償制度について、総合的な観点からの検討を希望。

10. 国民への教育啓発の促進

若年層への啓発を重点におきつつ、消費者の知的財産権に関する意識の向上を図る施策を希望。

No.	法人・団体名
22	社団法人衛星放送協会
意見	
(別紙 4 参照)	

No.	法人・団体名
23	一般社団法人インターネットユーザー協会
意見	
《要旨》 ○戦略2・3:著作権は、許諾権から報酬請求権へシフトすべきである。 ○戦略2・3:経済政策の観点から見ても、「プロライツ」から「プロイノベーション」へと転換すべきである。 ○戦略2・3:著作権法によるアクセスコントロール規制は、ユーザーの健全なコンテンツ利用の障害となり、産業の国際競争力も低下させる。 ○その他:知財戦略の議論には、コンテンツの利活用に明るいユーザー代表を加えるべきである。 《全文》 ○戦略2・3:著作権について わが国では、著作権の許諾権としての性格が強く意識されすぎている。著作権者に強力な許諾権があることは、企業がコンテンツを活かした新規事業に乗り出す上で不透明な「著作権リスク」をもたらし、企業活動を萎縮させる一方、ユーザーのコンテンツ利活用における利便性も損ねている。かつ、学界では、強力な許諾権があるからといって必ずしも著作権者に代価がもたらされるわけではないとする研究が有力である。このように、現状の許諾権としての著作権は、ユーザーの利便性と産業の発展を無意味に阻害していると言わざるを得ない。そこで、より高度なコンテンツ活用を目指すべく、著作権を報酬請求権として扱うようにシフトしていくべきであろう。 近年は ICT 技術やインターネットの普及に伴い、ユーザー＝クリエイターという関係が強く見られるようになった。ユーザーのコンテンツ利活用における利便性を高めることは、新たに多様なコンテンツを生み出すこととなり、結果的にコンテンツホルダーにとっても利益になる。ひいては経済活動の活性化をもたらす、日本経済にも貢献することになる。 なお、ハーバード大学では著作権の報酬請求権化についての研究が進んでおり、参考になる。日本でも、例えば著作権法上のレベルでは許諾権のままでも、産業界の自主的な取り組みとして、合理的な範囲で報酬請求権として運用することが可能である。産業界にイノベーションをもたらす、経済を拡大するために、政府は報酬請求権としての可能性の啓発に取り組むべきである。 ○戦略2・3:「プロライツ」から「プロイノベーション」へ 今後の経済政策としてふさわしいのは、権利を囲い込み、墨守するだけの「プロライツ」ではない。権利を活かしてリターンを最大化する「プロイノベーション」の形を目指すべきである。安直なプロライツ(プロパテント・プロコピーライト)は結果としてイノベーションや競争を阻害し、ひいてはユーザーの利便性が向上する機会を損なう。ゆえに、コンテンツ産業戦略全般において、プロイノベーションという方針を明記し、それに従った具体策を策定すべきである。これからの時代のコンテンツの利用や創作は、それを鑑賞するための技術イノベーションと不可分である。ユーザーの利便性を高めてコンテンツを活用していくためには、技術のイノベーションを阻害しないことに最大限留意すべきである。 ○戦略2・3:著作権法によるアクセスコントロール規制への反対 著作権法による安易なアクセスコントロール回避規制は、国民の正当なコンテンツ利活用およびわが国の ICT 技術の発展を不当に妨げ、ひいては日本の家電製品の競争力をも損なう。以下に理由を示す。 1. ユーザーが正規に入手したコンテンツを継承できなくなる	

- アクセスコントロール回避を禁止した場合、ユーザーが正規に入手したコンテンツはプラットフォームに完全に依存することとなる。例えば技術が進化し、DVD や Blu-ray が陳腐化した場合、ユーザーは新しいメディアにコンテンツを移し、再生する事ができない。
2. フリーソフトウェア / オープンソースソフトウェアを用いてのコンテンツへのアクセスが不可能になる
現在、企業はもちろん、政府や自治体でもオープンソースソフトウェア（GNU/Linux や OpenOffice /LibreOffice など）の採用が進んでいる。しかしオープンソースソフトウェアの開発者は、その開発形態やライセンスの性質上、アクセスコントロールの鍵のライセンスを得ることはほぼ不可能である。そのためアクセスコントロール回避規制がなされると、オープンソースソフトウェアを用いて DVD などのコンテンツを見ることができなくなり、正規ユーザーの利便性が損なわれる一方、企業活動や行政サービスが停滞あるいは後退することになる。
3. アクセスコントロール技術の正当性が検証できなくなる
過去にアクセスコントロールのために使用された「Rootkit」や「コピーコントロール CD」のような技術は、ユーザーのコンピュータや CD プレーヤーを誤作動させ、セキュリティホールが発生やハードウェア故障の原因となった。このような問題はユーザーの手によって解析・検証され、インターネットを通じてその問題が初めて明らかになった。しかし今回の規制はそのような検証行為を妨げる結果となり、結果的にユーザーの安全な利用を害することとなる。
4. 侵害コンテンツの流通防止は、アクセスコントロールでなくアップロードコントロールにてなされるべきある
問題とされた「マジコン」のような機器に関しては不正競争防止法、侵害コンテンツのアップロードに関しては著作権法における公衆送信権で、十分対応可能である。現在問題とされているのはコンテンツの違法流通であって、ユーザーによるアクセス行為でもなければ、ユーザーの家庭内におけるコピー行為でもない。
5. ハードウェアやプラットフォームの保護につながる規定は、公正な市場競争を阻害する
著作権法は、ソフトウェアやコンテンツの保護と利用のバランスを図り、文化の発展に資することを目的とした法律である。しかし今回の規制はこの目的を大きく逸脱し、特定のハードウェアやプラットフォームまでも保護する事となる。これは市場競争を抑制し、わが国の国際競争力を押し下げることへとつながる。
- その他：政策立案プロセスへのユーザー代表の参加
知財戦略としての政策目的を促進するためには、公的な議論にユーザー代表が参加する必要がある。業界内やコンテンツホルダーとの間の短期的な利害対立に対する政府の調整能力は、既に限界にきている。
一方、ICT 産業やコンテンツ産業の一部においては、ユーザーの利便性への要求が産業を成長させてきた。特に近年では、ユーザー生成メディアが莫大な利益を生み、あらゆるコンシューマビジネスがこれを取り入れつつあることは周知のとおりである。このようにユーザーの利便性を高めることが産業界のイノベーションを産み、コンテンツの利用の拡大をもたらすことに鑑みれば、技術やコンテンツの利用態様に明るいユーザーの代表が知財政策で強く発言していくべきである。

No.	法人・団体名
24	特許業務法人オランダ国際特許事務所
意見	
特許庁では、数年前より、審査官・審判官との電話連絡は、原則、代理人である弁理士以外は応じないということが慣行となっている。従前は、特許事務所の職員からの電話連絡であっても受け入れていたのであるが、数年前より、急に代理人弁理士以外には、簡単な連絡さえも伝えない取り扱いとなり、迅速かつ円滑な事務手続きの遂行に支障を来しているのが現状である。例えば、審査官からの補正示唆の連絡や、代理人側からの補正案どおりで認める旨の電話連絡も、代理人弁理士以外でなければ認めないという事例がこれまでもあった。 また、特許庁での面接審査の際も弁理士以外の特許事務所職員には発言の機会も与えないということさえある。 当所のような規模の大きい特許事務所では、年間の取り扱い件数も多く、その全ての連絡を代理人弁理士本人が行うというのは煩雑であり、またそのような労力を軽減すべく補助者として職員を採用しているのである。知的財産保護の観点からすれば、弁理士は、クライアントに対する発明の発掘、知財戦略立案、拒絶対	

応、侵害事件対応などにより注力するのが望ましいのであって、形式的なやりとりで時間をかけるべきではないと考える。せめて軽微な連絡については職員に認めるとか、面接審査の際に技術に詳しい職員に発言の機会を与えるなど柔軟な対応をお願いしたい。

知的財産推進計画に対する意見としては枝葉末節なものと捉えられるかもしれないが、現場である特許事務所では切実な問題であることをご理解いただきたい。また、柔軟な対応にしたところで、不利益を得る者はいないと考える。

従って、特許事務所の職員からの電話対応や面接審査での発言の機会について、特許庁審査官・審判官の柔軟な対応を期待したい。

No.	法人・団体名
25	知的財産人材育成推進協議会
意見	
《要旨》 企業・大学等で創出された技術を我が国産業の国際競争力の強化に結びつけ、より強い経済を実現するためには、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までを網羅し知的財産マネジメントを勘案した総合的な事業マネジメントが重要であるという認識の下、イノベーションの促進を産業競争力強化に結びつける知財人材の育成、中小企業への支援、知財民度向上のための知的財産教育の推進等の観点から、知財人材育成に関する提言を行う。 《全文》 (別紙5参照)	

No.	法人・団体名
26	ビジネス ソフトウェア アライアンス
意見	
(別紙6参照)	

No.	法人・団体名
27	財団法人バイオインダストリー協会
意見	
《要旨》 戦略3知的財産の産業横断的な強化策について、産業種別により異なる研究開発・製品化システム、事業における知的資産の果たす役割等を詳細に分析把握した上で、産業のニーズに則した研究課題と産学連携制度を大学が取り入れることが必要である。 また、機能性食品等新たな産業区分の商品に関して、従来の食品の概念に拘束されない観点から知的財産権の保護を与えること。 《全文》 1. 戦略3知的財産の産業横断的な強化策の中の“産学官共創力を世界最高水準に引き上げる”に日頃行なわれている企業と大学、公立研究機関との共同研究をより合目的かつ円滑に行なうための共同研究システム改善に関する施策が無い。 日本のバイオ産業は、産業界から日本の大学へ拠出される資金のうち約4割を負担すると言われており、大学がバイオ業界の産学連携成果への要望を適格に把握すれば大学へのより盛んな研究投資が見込まれる。一方で、バイオ業界は電機・機械業界とは異なり、一つの特許で一つの製品を保護することが可能で、製	

品を上市するまでに長期間の莫大な研究開発投資を行う必要があるため、一企業単独で知的財産権を所有しようとする意識が強い上に、医薬品、食品、化粧品、診断薬等の開発においては各業界独特の研究開発・製品化システムがあり、これらの事業における知的資産の役割も多様である。

このような状況の中で、大学がバイオ産業の期待に応えた産学連携を行うためには、日頃の個々の企業と大学との研究協力の中で、業種別により異なる研究開発・製品化システム、事業における知的資産の果たす役割等を理解した上で、産業のニーズに則した研究課題を把握し、その課題を解決する技術を創出することが必要である。また、日常的に行われる個々の企業と大学との共同研究等のシステムも単に電機・機械産業の大型プロジェクト用に構築された共同研究契約雛型を援用するのではなく、リサーチツールの Material Transfer の問題等バイオ研究の特殊性や製品化の不明確性も理解した上で、研究成果の利益配分や研究資金の自由度に柔軟性を持たせたシステムを導入すべきである。

なお、「知的財産推進計画 2010」で産学連携問題の参考資料とした「日米欧における産学技術移転」と「大学における外国由来の研究費」に派生する議論および目標数値に関しては以下の点で疑問がある。

日本ではバイオ技術研究の中心が国立大学法人であるが、米国では一部の州立大学を除いては私立大学が中心であり共同研究成果の利益配分にも寄付金等を用いることがあるため、単に米国の大学が得た技術収入を日本の大学が得た特許の実施料収入と対比するだけで日本の産業が米国に比べ大学に貢献していないと判断することは早計である。また、外国からの資金導入に関して EU 諸国との対比から、日本では極めて外国資金の導入が低いとして欧州諸国なみの外国資金導入を目標数値として設定しているが、EU 諸国の大学では EU 地域の利益に貢献することを目的とした EU グラントを受けていることが多く、共同体地域内での産学連携が盛んである。このように外国も共同体の一部となる地域にある大学の外国資金導入率と、外国との共同体を形成していない日本の大学の外国資金導入率を対比して目標数値を設定することには無理がある。また、ロシアのように高い技術力を有しながら新興国のため研究コストが安く欧米からのアウトソーシングの盛んな国と、日本のように円高で研究コストの高い国を対比することにも無理がある。日本の技術研究の中心が、日本人、日本法人の税金により運営される国立大学法人であることも踏まえ、外国への知的財産権の移転を前提とする外国資金導入の目標数値に関しては再考すべきである。

2. 戦略3知的財産の産業横断的な強化策に関連して、優れた効果を持つ機能性食品の開発が望まれている現状で、医薬品・食品等の許認可行政と知的財産権関連行政の縦割りが障害となって、製品の開発が停滞している点を解消すべきである。

例えば厚生労働省が健康増進のため開発を奨励している特定保健食品(トクホ)は、商品に機能表記が許されているにも係らず、医薬品と異なり新規機能の発見が食品であることを理由として用途特許が認められていない。このため直ぐに後発品が開発されることもあり、企業の新規機能性食品開発モチベーションが低下している。新規機能性食品の開発・普及には、国民の健康増進により医療・介護費の激増を防ぐとの効果もあるため、省庁横断的な視点から改善を望みたい。機能性食品等新たな産業区分の商品に関して、従来の食品の概念に拘束されない観点から知的財産権の保護を与えるべきである。

No.	法人・団体名
28	社団法人 電子情報技術産業協会
意見	
『戦略2 コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進』	
1. (36)アクセスコントロール回避規制の強化	
「法技術的観点を踏まえた具体的な制度改革案を 2010 年度中にまとめる。」との計画に沿って、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会、並びに産業構造審議会知的財産政策部会 技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会にて検討が行われ、前者においては、著作権法で、CSS等の暗号型技術やゲーム機・ゲームソフト用の(現行法ではアクセスコントロール技術として技術的保護手段の対象外と整理されている)保護技術を新たに対象に加える方向性が示され、また後者においては、不正競争防止法にて、規制対象装置等の要件を「のみ」から「専ら」に拡大すると共に、刑事罰を導入し、水際措置等の拡充を行う方向性が示された。	
著作権法において、ゲーム機・ゲームソフト用の保護技術を対象に加え、所謂マジコンの規制を行うことにより、著作権保護に名を借りたプラットフォーム保護という弊害が生じることが、産業界及び利用者のみならず著作権法の権威である複数の有識者からも指摘されているところ、コンテンツ保護を実現しつつ、弊害が生じないような規制の実現を図るべく政府内部での十分な調整をお願いしたい。	

また、両改正法案の検討にあたっては、研究開発への萎縮効果や正当な機器、部品、チップ等の販売・サービス提供へのサイドエフェクトが生じることのないよう規制範囲の明確化等につき十分配慮がなされるよう要望する。

2. (37)プロバイダによる侵害コンテンツ対策措置の促進

権利侵害コンテンツ対策の実効性を担保するための制度検討においては、法改正よりも、現行制度の延長線上で、権利者団体とプロバイダの自主的な取り組みを拡大していくべきであると考ええる。

権利侵害者(発信者)情報の開示についても、開示要件を緩和させるのではなく、プロバイダを含む関係者による現行の制度の周知・啓発などを自主的な取り組みとして行うことが重要と考える。

権利侵害コンテンツ対策との名目で、プロバイダに対して技術的な侵害防止措置を義務付けること、及びインターネット接続機器メーカーに対して当該機器への技術的な侵害防止措置導入を義務付けることは、対策の現実性及び実効性が疑わしいこと、コスト分担が著しく不公平であること、却って新たな法的問題を引き起こすおそれがあることの各点より、反対する。

3. (42)著作権制度上の課題の総合的な検討(私的録音録画補償金制度)

「デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題(保護期間、補償金制度の在り方を含む)について総合的な検討を行い、検討の結果、措置を講じることが可能なものから順次実施しつつ、2012 年までに結論を得る」とし、また「Ⅴ. 工程表」で「…経済産業省と文部科学省による検討会を設置する。当該検討会の結果を踏まえ、補償金制度の見直しに関する関係者の合意形成を目指す。」とされている。

一方、2010 年 12 月、東京地裁は、アナログ TV 放送チューナ非搭載録画機器の私的録画補償金徴収に係る製造メーカーの協力義務は法的強制力を伴わない抽象的義務にとどまる旨、判示している(原告控訴中)。

計画 2007 以来、私的録音録画補償金制度については「廃止や骨組みの見直し、他の措置の導入も含め抜本的な検討」が必要とされている。仮に、司法と並行して検討するのであれば、とりわけ、著作権保護技術と補償の要否の関係については、権利と利用のバランスを確保すべく、権利保護に傾斜した現行法を改善すべきである。

4. (43)著作権制度上の課題の総合的な検討(権利制限一般規定)

「権利制限の一般規定について、これまでの検討結果を踏まえ、2010 年度中に法制度整備のための具体的な案をまとめ、導入のために必要な措置を早急に講ずる。」との計画に沿って、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、一定の類型について、権利制限一般規定の導入が提言されたことを歓迎する。立法に向けて、政府の尽力に期待する。

また、同提言の3類型に該当しない、企業内での様々な利用行為のうち、権利者の利益を不当に害さないものと考えられる行為(複製物を適法に取得・所持している場合における極めて少数の複製など)について、引き続き、権利制限規定の導入についての検討を続けていただくことを要望する。

なお、規定の導入後に向けて政府に対しガイドライン策定を求める意見もあるようであるが、一般規定の性格に鑑みれば、まずは判例の集積を待つべきであると考ええる。

5. (44)著作権制度上の課題の総合的な検討(間接侵害)

「著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、2010 年度中に差止請求の範囲の明確化を含め、その要件化に関する一定の結論を得て、必要な措置を早急に講ずる。」とし、「Ⅴ. 工程表」で「文化審議会著作権分科会における検討を進め、2010 年度中に一定の結論を得る。同分科会における検討結果を踏まえ、制度改革案のとりまとめなど必要な措置を講ずる。」とされており、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会に設置されたワーキングチームにて精力的に具体的検討が進められているところではあるが、未だ一定の結論が得られるには至っていない。

他方、平成 23 年 1 月の 2 件の最高裁判所判決もあり、従前のいわゆる「カラオケ法理」の展開もあいまって、侵害行為者概念を巡る法的不安定性が一層増しているとも言え、著作物の利用に多少でも関わる事業の遂行において、予見可能性及び事業設計の自由の点から大きな問題が生じ、「戦略2 コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進」にとっても重大な阻害要因となっていくことが懸念される。

したがって、利用と保護のバランス確保の観点から、「カラオケ法理」の適用を排除して新たな立法(著作権法の枠に捉われずに、産業政策目的の特別法による立法も視野に)により、いわゆる「間接侵害」に係る予測可能性(法的安定性)が確保されることが早急に望まれる。

1. (11)技術の意図せざる国外流出の防止

技術の意図せざる国外流出を未然に防止するため、外国為替及び外国貿易法に基づく安全保障貿易管理に係る対応について政府が各企業や大学・研究機関に対して普及啓発・支援活動を展開することに賛同する。

このうち、いわゆるクラウドコンピューティングの利用拡大に伴い、特に輸出貿易管理令別表第1 輸出許可品目「8 コンピュータ」「9 通信関連」といった品目の設計、製造又は使用に係る技術データをインターネット上の外国に所在するデータセンターに保管することについては、先ず安全保障貿易管理の観点からの政府見解を明らかにし、次いで民間分野での適切な対応を促すことが、技術流出防止及び ICT インフラ活用の両面より必要と考える。

2. (25)知財活用を促進する制度整備

「特許の活用促進に資する制度整備を進めるため、通常実施権の登録対抗制度の見直しの検討を行い、結論を得る。」とあり、産業構造審議会において、登録によらない対抗制度の導入に向けて準備が進んでいることは、歓迎すべきことである。

一方で、計画 2010 では特許権においての検討が挙げられたが、同様の課題は著作権においてもあることから、改めて計画として掲げて取り組みをお願いしたい。

すなわち、ライセンス契約の対象となっている著作権が、ライセンサーから第三者に移転された場合などにおいて、ライセンシーは権利の譲受人に対する対抗要件を有しないと、ライセンスの存在を当然には主張できない。

例えば、代替性のないソフトウェアやコンテンツについての複製等の許諾を受けて事業展開をしている場合に、ライセンサーの著作権譲渡に伴い、事業継続が不可能となることが考えられる。

なお、この課題は、平成 20 年 1 月に、文化審議会著作権分科会において、継続検討する旨が報告されており、特許権についての対抗制度導入を契機として、改めて検討を再開頂きたい。

3. (再掲)ACTA 交渉妥結及び締結後の加盟国拡大

ACTA は、条約案文が確定し、締結に向け、順調に推移していると伺い、当協会としても高く評価している。今後は、ACTA の条文を参考にして、二国間協定や多国間協定の協議がなされる可能性が想定されるが、そのような場合、ACTA と同等以上の知財章の条文とすべく、協議の際は、産業界を含め広く意見聴取をお願いしたい。

4. (38)各国政府への要請活動の継続・強化

中国においては、官対官の覚書の締結により、幅広い対話の窓口が整備されつつある状況を、当協会としても高く評価する。

例えば、当協会の会員企業が苦慮している中国における商号問題は、IIPPF の建議として、取り上げていただけでなく、官対官の場でも協議いただいている。

中国においては、例えば現在、権利者負担となっている税関保管料や侵害品の処分費用を、税関負担としていただけないなど、一朝一夕に解決しない問題が多く、模倣品ビジネスが成り立ちにくい環境を目指し、要請活動の継続・強化のご支援を賜りたい。

『その他』

1. 著作権法上の「送信可能化」及び「自動公衆送信装置」の明確化

平成 23 年 1 月のまねきテレビ最高裁判所判決の射程範囲にもよるが、「送信可能化」及び「自動公衆送信装置」の概念の捉え方によっては、送信可能化及び自動公衆送信装置に関わる事業者の行為につきどのような場合であれば適法となるのかが明確であるとはいえない。

ここでいう「事業者」とは、著作物の送受信、著作物の送受信に使用される装置の接続、記録又は入力等、著作物の送受信に必要となる行為を行う者という広い概念である。

かような広範囲の事業者に萎縮的效果をもたらす事業環境の下では、日本国民は技術進展による利益を享受できないという不都合な結果を招く。

したがって、「送信可能化」及び「自動公衆送信装置」の概念の明確化につき検討をお願いしたい。

2. 違法・有害コンテンツへの対応

ネットワーク上を流通するコンテンツの規律については、現行のプロバイダ責任制限法、青少年インターネット環境整備法等により引き続き対応することが適当である。

青少年インターネット環境整備法附則第3条で 2012 年 3 月迄に施行状況の検討結果に基づき必要な措置を講ずることとされているが、現在開催中の総務省の研究会等において業界の取組状況を十分に評価し、事業者が具体的に採るべき措置の指針の見直し等、政府による実効性確保の取り組みを継続すべきである。

有害情報への対策については、同法の基本理念である民間の自主的取組、利用者のリテラシー向上、青少年が有害情報を閲覧する機会の最小化を踏まえ業界の自主的な取組や幅広い関係者間の連携を一層推進するよう政府が引き続き支援に努めることを期待する。

No.	法人・団体名
29	日本マイクロソフト株式会社
意見	
【1】政府は知的財産戦略大綱に則り日本の「知的財産立国」構想を継続して推進すべき わが国の少子・高齢化社会を見据え、個々人の労働生産性の向上と産業の根本的な構造転換を進めるためにも、知的基盤社会への変革は不可欠。マイクロソフトは 2002 年 7 月に取りまとめられた知的財産戦略大綱に則り、政府が引き続き知的財産の創造・保護・活用を重視する知的財産立国構想を堅持・推進することを期待し、全面的に協力して参りたい。 【2】汎用パーソナルコンピュータ上のアイコン意匠保護の早期実現 2007 年 4 月に施行された意匠法改正において、アイコン等の意匠に関する保護が拡充されたが、携帯端末等の特定機能を実行する物品については適用される一方、汎用 PC 画面上のアイコンの保護は未だ手当されておらず、欧米各国に比し対応が遅れているため、早急な検討が必要。 【3】著作権権利制限の一般規定における適用範囲は明確な条文により規定されるべき 平成23年1月に文化審議会法制問題委員会より発出された報告書の中で、権利制限がなされる利用行為のうち、C 類型の適用範囲が不確実かつ予測不能であることを懸念する。個別権利制限規定が優先されるべきとの関係性を明確にしつつ、C 類型の適用範囲に関する明確な条項の策定が必要である。 【4】リバースエンジニアリングにおける著作権権利制限の拡大は慎重であるべき リバースエンジニアリングにおける権利制限については、平成21年度の文化審議会において相互運用性並びに脆弱性の発見の限定的な目的において手当がなされる方向で結論づけられたにも関わらず、本年度報告書におけるC 類型においてさらなる広範囲な適用が可能となると読める曖昧さを有することは問題である。本年度の報告書においてリバースエンジニアリングに関しては改めて個別権利制限規定の創設により対応することとするとの結論を得たことを鑑み、当該類型においてより広い解釈が可能とならないための条文上の適切な処置を行うことは、企業が安心して事業を行う環境の構築の為にも極めて重要であると思料。リバースエンジニアリングの権利制限拡大は、結果として他国への技術流出を国内において促進する動きにもつながりかねず、知的財産を適切に保護する見地から、国際的調和を前提に引き続き極めて慎重な議論が必要である。 【5】教育における著作権権利制限の対応 学校現場等における著作物の利用に関する著作権法第 35 条の権利制限は、旧来型のメディア・教育施設を想定するに留まっており、e-learning 等ITを活用した先進的かつ効率的な教育の推進においては不十分であるとの指摘は、2004 年当時から文化審議会にて議論されているが、関係者の意見を待ったまま結論を見ることもなく先送りされている。本年度の報告書においても改めて個別権利制限規定にて取り扱うこととするとの結論を得たことを踏まえ、新しい教育の在り方に適応する権利制限を含む法改正や簡便な著作権処理の枠組みについて官民連携の上早急な解決が望まれる。 【6】トレードドレスも対象に含め、新しい商標を保護する制度の導入を急ぐべき 産業構造審議会商標制度小委員会において音や動き等の新しい商標の導入について議論が行われている中で、米国や欧州共同体商標意匠庁等において保護されるトレードドレスについての検討が未だその対象となっていないと承知している。PC上のグラフィックユーザーインターフェースの保護等において当該保護は重要であり、中国等を含む商標保護対象拡大が進む中、トレードドレスの商標保護拡大については早急に検討すべき。 【7】特許制度の国際的調和及び審査の協力等の加速 特許の質を確保する国際的特許制度の調和促進と、特許審査における国際的ワークシェアリングや PPH 等による審査の迅速化・均質化において、引き続き特許庁の強いリーダーシップによる早期の実現を期待する。 【8】開発途上国等における知財制度の構築において日米政府が協力すべき	

世界の知財制度の調和においては、急激な特許申請の増加などに注目が高まる中国の知財制度設計・整備が重要な課題となっている。特に、自国産業の育成のために先進国の知財を用いた製品・外国企業を排除し、自国発明を優遇する新しい施策等は日本を含む先進国にとって大きな問題である。このような新興諸国の知財制度の形成においては、日本政府は米国他の特許庁等と協力し、適切な創造・保護・活用が図られるよう、引き続き関係諸国政府等との意見交換を推進することが必要と思料。

No.	法人・団体名
30	障害者放送協議会著作権委員会
意見	
日本政府が署名し、批准の準備を進めている「国連障害者の権利に関する条約」の第30条第3項には、「締約国は、国際法に従い、知的財産を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当な又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適当な措置をとる(外務省訳)」とある。この条約への批准に向け、「知的財産推進計画2011」には、次のような内容を加えることが必要と考える。 我が国の優れた技術力を活かせば、障害がある人々の教育や就労、文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加をはじめとする社会参加をもっと強力に推し進めることができるはずである。しかしながら、障害に対する配慮なしに技術の開発が進められれば、その技術は障害者の利用を排除したものになり、結果として障害者を排除する社会を作ってしまうことになる。 知財の創出においても、まちづくりと同じく、ユニバーサルデザインと多様な障害者の要求に応える支援技術とを組み合わせ、障害者も共に参加する社会を実現する視点と、あらゆる機会をとらえた障害者の参加参画の推進が必要である。 特に教育においては特別な支援を必要とする児童生徒に有効なコンテンツの開発と整備が喫緊の課題であり、知識・情報・文化のアクセスにおいては、コンテンツのパッケージメディアおよびその電子配信における技術的保護手段等が、障害者のアクセスを妨げることをないように著作権制度を整備する必要がある。	

No.	法人・団体名
31	一般社団法人日本音楽著作権協会
意見	
「知的財産推進計画 2011」の策定に向け、「知的財産推進計画 2010」戦略分野2に関し、以下のとおり意見を述べます。 意見 1 著作権保護期間を著作者の死後 70 年までに延長すべきです。 国境を越えてコンテンツを楽しむ時代に、国内外の著作者が安心して流通システムにコンテンツを提供したり、違法利用に対応したりするためには、様々なルール等について、欧米諸国を始めとする文化・産業の両面で交流の密な諸外国との調和が欠かせません。とりわけ著作権の保護期間に差異があると、他国では保護期間内にある著作物を保護期間の短い国から著作権の消滅後に流通させることが可能となり、適正なコンテンツ流通にひずみをもたらすこととなります。音楽、映像に加え書籍までもがネットワーク上で流通する時代となり、ますます保護期間の調和の必要性は高まってきているといえます。 「知的財産推進計画2010」では、保護期間の在り方について「2012年までに結論を得る」とこととされており、2010年には実質的な議論がないまま1年経過してしまいました。前述のとおり、この問題は結論をまた先延ばしにすれば済むというものではありません。改めて、確実に「2012年までに結論」が得られるよう、「知的財産推進計画2011」で検討スケジュール等を明確にした上で、文化・知財立国日本として保護期間延長の実現に向け真剣に取り組むべきです。 意見 2 戦時加算義務を解消すべきです。 戦時下においては、著作権が実質的に保護されていなかったという事情は、交戦国双方に共通のもので	

ありますが、一方的に戦時加算の義務を課せられているのは我が国のみです。

著作権協会国際連合(CISAC)がその総会において、このような戦時加算義務の実質的な解消に向けた合意をみてから、既に4年が経とうとしています。こうした民間の取組みによる国際的合意形成を千載一遇のチャンスと捉えていただき、ぜひともこの機を逸せず、戦時加算対象各国との二国間の交渉により、戦時加算の義務の解消につき合意を得るべきです。

意見 3

私的録音録画補償金制度を抜本的に見直すべきです。

私的録画補償金の支払を巡る私的録画補償金管理協会(SARVH)とメーカーとの裁判で、メーカーの補償金支払に関する協力義務の法的強制力が否定され、メーカーが支払を拒否し続ける今、対象機器により私的録画を行うユーザー一人一人が補償金を支払う術のないまま放置される、という異常な事態となっています。

このことは、メーカーや輸入業者を補償金の支払義務者としている他の国に対し、メーカー等に協力義務しか負わせていない我が国の特異な制度設計が崩壊していることを意味しています。加えて、記録媒体を一体型として内蔵していることや、専用機器ではないなどという形式的な側面のみを理由として私的録音に用いられる携帯電話や携帯音楽プレイヤーが対象となっていない現在の私的録音録画補償金制度は抜本的に見直さなければなりません。

「知的財産推進計画2010」では、保護期間の在り方と同様「2012年までに結論を得る」とこととされながら実質的な議論が行われていない本件についても、前述の状況を踏まえ、改めて抜本的な制度改正に向けたスケジュール等を示した上で、確実に2012年までに結論を得ることとすべきです。

意見 4

インターネット上の違法利用対策の強化につながる以下の対策を講じるべきです。

(1) いわゆる「スリーストライク」制度の確立

今世界各国で、侵害情報発信者のインターネット接続を遮断するか、侵害サイトへの他ユーザーの接続を遮断するかのいずれかの方法を中心として導入されている、あるいは、導入が検討されている制度に、いわゆる「スリーストライク」制度があります。

我が国も、知的財産立国の実現に不可欠な違法利用対策の重要な柱の一つとして、各国の事例に倣いつつ我が国の実情に合った同様の制度の実現に向け、「知的財産推進計画2011」に制度化する時期を2012年と明記し、早急に検討を進めるべきです。

(2) 学校教育の充実や周知の徹底

違法利用の蔓延によってコンテンツ業界が疲弊し、力を失いつつある今、新たにプロのコンテンツ制作者となろう、という若者のインセンティブも同時に失われつつあります。新たなクリエイターが生まれなければ、日本のコンテンツもその質の維持が困難になり、ひいては輸入に頼るあまり素晴らしい日本の文化を失いかねません。

こうした事態を防ぐためにも、学校教育の場等で、知的財産を尊重することの意味や大切さを十分伝えるとともに、広く国民がこうした日本文化の危機を認識するよう、国として周知に努めるべきです。

意見 5

コンテンツ流通を支援すべきです。

インターネット上での国境を越えたコンテンツ流通の促進のためには、簡便な権利処理を可能とする窓口作りが欠かせません。

簡便に権利処理を行うことができる窓口を作るためには、権利の所在に関する情報を集中化するとともに、集中管理団体の設立等についての支援が必要です。

意見 6

間接侵害行為について、一定の要件の下で差止請求に服する等の立法措置が必要です。

個々のユーザーによる直接的な著作物利用行為(それだけに着目すれば私的な利用行為)を自らのビジネスに組み込んで収益を上げる事業者が後を絶ちません。こうしたフリーライドビジネスに対する権利行使が困難な状況では、文化創造サイクルの原動力である適正な利益還元が行われず、著作権法はもとより、知的財産基本法及びコンテンツ基本法(コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律)の目的

にも背馳します。

現在、文化庁において、一定の要件の下に間接的行為者を差止請求の対象にする方向で立法措置の検討が進められていますが、差止請求の対象となる間接的の行為者を類型化するに当たって、これまでに裁判例が形成してきた著作権保護水準を後退させるようなことがあってはなりません。そのためには、他人の直接行為を「道具」として利用するビジネスを行う者が差止に服することを明確にすべきです。

No.	法人・団体名
32	一般社団法人日本レコード協会
意見	
(別紙7参照)	

No.	法人・団体名
33	有限会社バリアフリー
意見	
中小企業に対する手続き費用面については、出願・審査段階のみならず、審判や裁判についても支援が欲しい。	

No.	法人・団体名
34	三菱化学株式会社
意見	
戦略3: 国際知財システムに関しては、特にアジア圏での広域特許制度の創設、出願手続の簡略化、特許性判断の均一性確保をお願いしたい。 その他: 優れた技術で海外展開しシェアを維持するために、知的財産を正に権利活用できるよう、各国(特にアジア圏)におけるポリスファンクションの適正化(グローバルな視点に立つての公平な判断、地方保護主義の撤廃等)をお願いしたい。	

No.	法人・団体名
35	一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会
意見	
〔戦略2に関する意見〕 1. 技術的手段の回避規制 不正競争防止法、著作権法に関する昨年の小委員会等では、①技術的手段回避装置等の範囲を拡大する、いわゆる「のみ要件」の見直し、②技術的手段の提供行為への刑事罰付与、③技術的手段回避装置等に対する水際装置の導入等の当該手段の規制について強化する方向性が示されていますが、現在も当該制限手段の回避による深刻な被害は続いており、早急に適切な有効施策に検討し、実施していただくようお願いします。 また、今後の侵害実態やビジネスモデルの変化に応じ、適宜見直しを図っていただきたく存じます。 2. スリーストライク制 昨今、海外においてはインターネット上の反復的な著作権侵害行為への対策として、いわゆるスリーストライク制を導入する国が増えてきております。 日本においても、当該侵害行為を繰り返す悪質な侵害者への対策として、スリーストライク制の導入を検討	

していただきたいと考えます。

3. 発信者情報開示制度の改善及び侵害行為に対する損害賠償制度の導入

海賊版の頒布や違法アップロード等の著作権侵害行為については、一般的にその被害規模を把握することが難しく、特にインターネットを通じた著作権侵害の場合は、当該著作物のダウンロード回数を権利者が把握することは困難であり、さらに P2P ファイル共有ソフトを悪用した侵害の場合は、侵害行為者そのものの特定等が困難です。そこで、まずは、現行の発信者情報開示手続きの改善により、より迅速かつ簡便な発信者の特定を可能とする法制の導入を希望します。

また、仮に行行為者が特定できた場合でも、当該ファイルの送受信回数等の状況把握は事実上不可能なため、厳密な意味での損害額の立証はできません。

特に昨今のインターネットを介した侵害行為における被害の急速な拡大及び損害の立証の困難さ等に鑑みて、一定条件の下に被害額を算定する見做し損害規定を検討する必要があると考えます。

4. スマートフォンやタブレット PC などを主なターゲットとして開発されたプラットフォームを搭載した携帯情報端末、多機能携帯電話等におけるエミュレータを利用した不正行為について

昨今、ゲーム産業では、従来の家庭用ゲーム機に加えて、スマートフォンやタブレット PC など新しいハード機、アプリケーションを介して遊ぶゲームが増えてきております。

上記のような今後の成長が見込める新しい分野において、侵害も多様化しており、権利者は被害の急速な拡大を懸念しております。

直近の問題では、携帯情報端末のマーケットを通じて、「エミュレータ」(当産業の場合は、パソコン上で以前に製造された家庭用ゲーム機の OS などをパソコン上で動かしてしまうプログラム)と、違法にアップロードされたゲームソフトの二つを入手し、携帯情報端末、多機能携帯電話等にて、違法にゲームが遊べる状況になっています。

今後の成長が見込まれる分野で権利侵害が深刻化することを懸念しており、エミュレータを使用した不正行為に対し、有効施策を早期に検討頂きたく存じます。

5. 模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) の早期批准について

昨年 10 月に参加国・地域間で大筋合意をみた模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) について、提唱国である我が国の早期批准を希望します。

6. 権利制限の一般規定

昨年度の文化審議会の報告では、権利制限の一般規定を導入することが適当との結論に至り、当該報告書を元に立法化されることとなっておりますが、権利制限の一般規定の導入に当たっては、権利者団体を中心に、居直り侵害者を始めとする濫用的事例の増加、権利行使に当たっての権利者側のコスト増など、様々な弊害の可能性が指摘されたところです。

そのため、権利制限の一般規定の濫用を防止するための啓発を図っていただくとともに、一般的権利制限規定導入後の運用実態を調査し、その結果、権利者に対して不都合が生じている場合には、速やかに法の見直しを行って頂くよう希望いたします。

7. 中国市場の開放

中国は経済的成長が著しく、ゲームソフト市場は急速に拡大しておりますが、同国のゲームソフト市場への日本企業の参入に関しては、ゲームコンソール機の輸入等に対する制限や、オンラインゲーム運営等に関する外資規制等がかけられ、また、内容に関する政府機関の検閲、外貨送金の制限など、さまざまな問題のために、日本のゲームソフト企業が中国に参入できない状況が続いており、大きなビジネスチャンスを失う結果になっています。また、同国における日本のゲームソフトの海賊版被害は甚大なものがありますが、上記のような事情から、正規品が投入できないため、結果として、かかる違法行為を野放しにしている状況が続いています。

つきましては、政府間交渉を通じて中国に対して上記のような規制を緩和し、市場を開放するよう要請することを希望いたします。

10 日知理第 67 号

2011 年 1 月 20 日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

日本知的財産協会

理事長 守屋文彦

「知的財産推進計画 2011」の策定に向けた意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

わが国の知的財産立国に向けての知的財産戦略本部、貴事務局の平素のご尽力に対しまして、衷心より敬意を表しますと共に、真の知財立国を目指して、更にご尽力、ご指導いただきますようお願い申し上げます。

さて、現在、貴事務局において意見募集なされております「知的財産推進計画 2011」のご策定に関して、政府が掲げる新成長戦略の下、イノベーション促進、国際産業競争力強化の観点から、下記のとおり当協会の意見を申し述べます。

なお、当協会といたしましては、「知的財産推進計画 2011」の策定、諸施策の実行に当たりまして、引き続き積極的に支援、協力させていただき所存でありますので、時宜に応じて、説明、意見交換の機会を設けていただければ幸甚に存じます。

敬具

記

【総 論】

中国の国を挙げての知的財産に対する取り組みは、グローバルスタンダードと異質な面はあるが、政府の強力なリーダーシップの下、着実な成果を上げている。特許・実用新案・意匠・商標出願件数の急増は所詮知財バブルであり、実力は伴っていないと軽視するのはたやすいが、地響きをたてて突進する様は新興国特有の跳躍感が感じられ、あなどれない存在となっている。

また、韓国は、2009 ITIF publication "The Atlantic Century" (benchmarks EU and US innovation & competitiveness,) で示された「技術革新と競争力のランキング」では 5 位と 9 位の日本を上回っているにも拘わらず、「10 年前からの発展度」で 17 位と日本 (10 位) の後塵を拝した形になっていることで、“日本を絶対に追い越す”という官民一体の合言葉の下、知的財産分野においても改革が進められている。

新興国の躍動感、官民一体の行動力に対し、日本はあまりにも静かである。

これは、日本が、リーマンショック後に業界再編成や、産業の裾野企業切りなどの荒療治をしたわけでもなく、変化をチャンスとして主導権を握るための大きな行動を取るリスクを避けて、従前と変わらぬ企業が国内市場で鎬を削っていることがこの印象を生み出す

要因の一つである。それと同時に、昨年からの知的財産推進計画が、政府の唱える新成長戦略に呼応する形となつてはいるが、これが、中国のような地響きを上げる勢いや、韓国のターゲットを定めた戦略を凌ぐレベルにまでは結びついていないこともその要因の一つに上げられる。

一方で、国際的な市場環境に対応した国力充進に資する政策は、知財面のみで単独に推進できるものではなく、他の科学技術・経済政策等と相まって総合的に推進すべきものであり、常にこの視点に基づく知的財産推進計画の策定とレビューを認識しておく必要がある。

激化する国際競争を勝ち抜くために日本企業が立ち行く道は、技術力であり、イノベーション力であり、これらに付随するノウハウであることに変わりはなく、これらを国際市場における差異化の原動力に据えなければならない。また、中国並びにアジアの新興国の政策に左右されやすい事業リスクに対して、いかにイノベーションに基づいて安定した事業展開を確保できるかが重要であるため、知的財産（権）の側面から、躊躇なく強力な支援策を講じなければならない。

また、TPP 議論に代表されるように日本市場の開国というテーマも横たわっている。諸外国から見た場合に日本の知的財産制度がグローバルスタンダードからかけ離れていないか、すなわち、日本における R&D 部門開設もしくは本格的な事業進出について外国企業に不安を抱かせている知的財産制度がないかを検証し、あるとすればその早期是正を図る必要がある。

このような視点から当協会は下記事項について関心をもち、貴事務局における「知的財産推進計画 2011」策定に当たってのご検討に供するため要望を行う。

【各 論】

I. 日本発信、世界を意識した施策として取り組むべき事項

1. 環境問題対応と知的財産活用の側面

・気候変動に関する国際連合枠組条約(United Nations Framework Convention on Climate Change : 以下「UNFCCC」)関連交渉では、2013 年以降のポスト京都議定書の枠組みについて途上国（UNFCCC 非付属書 I 締結国）による温暖化ガスの排出削減の義務化も念頭に置いた新たな数値目標の設定や、その為の資金的・技術的支援の方法等に加え、環境分野の技術移転の進め方についても注目される議論点となっている。

・その議論において、途上国からは、環境問題への取り組みに参加するにあたり、現在の知的財産権制度が先進国から途上国への環境技術の普及にとって大きな障害となっており、先進国の有する知財について強制実施権の許諾や無償利用を認めるべきという主張もなされている。途上国に環境問題に対するプレーヤーとしての参加を期待するのであれば、本問題をお決まりの南北問題と捉え反論するのみではなく、実効性の高い具体的なソリュ

ーションを提示することが建設的な対応となる。例えば、技術移転策については、従来から技術移転や特許(権)流通のスキーム・データベースは存在するが、下記のような理由から、環境技術を発展途上国に移転する為には既存のスキームでは充分とはいえない。

- 環境技術を用いた製品やサービスの提供による技術移転では、知財が環境技術の普及に障害になっているという途上国の主張への解決策にはなっていない。

- 特許(権)流通だけであると、それを用いて事業化するためのノウハウ等の関連技術や技術支援が伴っていないことから、実際に特許を実施することが困難な場合も多い。

- 技術・製品の普及を促進するためのデータベースや組織は、個々の目的や国単位で設けられている場合が多く、求める環境技術を効率的に探すことが難しい。

- ・当協会は、ソリューションとして、環境技術と関連する特許とをパッケージで移転するスキーム（Green Technology Package Program）を世に問い、このスキームの具現化を目指して、WIPO と共同プロジェクトを推進中である。

（要望）環境技術の技術移転の促進のためには、実際に技術を保有する企業等を巻き込むことがその実効性を高めることになる。このスキームは、産業界発の提案としても WIPO に評価されたものである。ただ、当協会は日本法人たる会員に資するため、また我が国の産業発展のために活動していることから、この日本発の提案スキームを実現し、またその為に世界に働きかけていくためには、日本政府による理解や支援を得て、関与いただくことが不可欠と考える。これにあたっては、添付資料にある本スキームの検討を希望する。日本政府による具体的な協力の内容として、下記が挙げられる。

（ア）WIPO が 2011 年中に立ち上げを計画するデータベースのコンテンツ充実に向けた、民間企業への参加働きかけ

（イ）WIPO スキームについて、UNFCCC COP16 にて合意された「技術移転メカニズム」の一要素となりうるための支援

（ウ）上記データベースを含む WIPO スキームと、日本政府所管の既存の技術移転促進機関等との連携検討（世界省エネ等ビジネス推進協議会・日中省エネルギー・環境ビジネス推進協議会・日本貿易機構（JETRO）国際ビジネスマッチングサイト等）

（エ）上記データベースを含む WIPO スキームと、ODA や政府系ファンドとの連携

（オ）WIPO 運営スキーム下の取引について、排出権制度利用の簡易化に向けた働きかけ。

また WIPO 運営スキーム下の取引に基づき国内企業が獲得した排出権について、政府による国内調達のための仕組みの構築

（カ）WIPO 運営スキームへのメンバー国としての資金支援

2. 裁判制度の近代化をリード

- ・企業は、事業を守るためにグローバルな環境で知的財産（権）を行使し、あるいは第三者からの攻撃に対して防衛戦を行わなければならない。一方知的財産（権）の攻防が持ち込まれる裁判所は、外国企業が関与した知的財産（権）案件も国内訴訟の一つとしてしか処理されない。

・知的財産（権）を取り巻く制度、権利の取得、維持、管理に関してはT R I P sによりミニマムスタンダードが整ってきたが、知的財産（権）のEnforcementを司る肝心の各国の裁判所のあり方については、特に発展途上国・一部新興国において、グローバルな視点での焦点が当たっていない。

・例えば、インドにおける裁判は、裁判期日の確定があやふやで、裁判日程当日に出廷してもスケジュール化されていない場合もあり、そのような裁判制度の中で公正な判断が得られるかはなはだ疑問である。

（要望） 司法制度の改革全般を唱えても民事・刑事と幅が広く難しいと思われるが、知的財産（権）に焦点を当てた統一管轄や知的財産裁判所の実現を目指していただきたい。

なお、現行の裁判制度での問題、すなわち、裁判の三審制、訴訟手続きの明確性、判断の予見可能性向上などについても発展途上国・一部新興国の裁判制度の近代化という視点でリードしていただきたい。

3. 広域知財制度実現に向けた努力

・企業が世界市場に進出する場合、当然に知的財産戦略もグローバルの視点で組まなければならない、コスト面の負担は大きい。また Enforcement に関する効率面や知的財産（権）を活用して事業を伸ばす戦略の立案の容易さの観点からしても、一つの特許出願により世界若しくは広域横断的な特許が取得でき、一つの訴訟制度で所望の事が実現できるような統一知的財産制度が望ましい。

・しかしながら、各国・地域の知的財産制度（審査）の壁が立ちはだかり、統一知的財産制度への道のりは遠い。

・ひところ騒がれた ASEAN 統一法に向けた動きも伝わってこない。2010 年の APEC で議論された内容もこれから取り組もうとする段階である。

（要望） 欧州では、長年の夢であったEU統一特許・統一訴訟制度が動き始めた。各国の思惑で到底むりな構想と思われたものが、経済環境のなせる技であろうか、一步踏み出す合意形成ができた。

ACTA の事例に見られるよう唱えなければ結実はなく、したがって ASEAN の枠、APEC の枠、あるいは新しいスキームで広域知的財産制度の推進を目指していただきたい。

II. 外国市場における事業リスクの軽減

外国市場において熾烈な競争におかれるグローバル企業にとっては、知的財産（権）で守られた公正且つ平等な環境の確保ならびに不当な知的財産（権）による事業への障壁が適正に且つ容易に是正される環境が望まれる。

新興国・発展途上国では、知的財産（権）政策が政府の産業政策の意思として発動されるため、1 企業で外国政府に問題事項の是正を求めることは難しく、したがって、政府間交渉でその障壁、事業への影響を最小限にする取り組みが望まれる。

1. グローバルスタンダードの視点で諸外国・地域の制度の是正

・生物多様性条約に関する COP10 でアクセスと利益配分に関する名古屋議定書が採択され、特許出願における出所開示義務が課せられなかったなど知的財産側面のグローバルスタンダードが保持されたことは評価に値する。

1) 競争力阻害要因排除

・中国においては、製品保証に伴う認証・国内製品最適化施策・強制標準化等グローバルスタンダードから離れた施策が次々と打ち出されている。製品保証に伴う認証の問題は、ソースコードの公開が求められ、ノウハウ等の営業秘密に関わる問題を提起する。強制標準は、知的財産（権）が無力化される問題を提起する。また国内製品最適化は、知的財産（権）を梃子とした外国開発製品排斥問題が横たわっている。これらは、いずれも日本企業の競争力の根幹に関わるものである。

・また、企業の貴重な技術を新興国・発展途上国へ移転するに際し、中国では特許保証を前提とした契約が迫られる。契約当事者の事情で技術移転に特許保証を付保する場合はあるが、中国における法律で全てについて技術移転に特許保証を付保すべきとする制度は、技術の自由な移転を阻害するものである。

・さらに、2010 年秋にインドで強制実施権ガイドラインについてのパブリックコメントが求められた。このことは、今後強制実施権が発動されやすい環境作りが行なわれたことになり、その運用の適正をウォッチすることが求められる。

（要望） ア）今後も新興国・発展途上国からは、グローバルスタンダードに適合するかどうかの判断が難しい案件が施策として打ち出されると思われるので、合理的判断を行うためには、このような施策が出る背景分析が必要である。その際に、欧米各国との十分な連携が図られ、それぞれタイムリーに該当国・地域へ意見を提出し、当該国における意見の採否、影響などを関係国と共同してフォローする仕組み作りが求められる。

イ）中国において契約条件に関し早期にグローバルスタンダード基準が適用されるよう、強く働きかけていただきたい。

ウ）さらに、政府として中国に限らずインド等これから経済的に重要視される国々に対するアンテナを高くし、タイムリーに情報を入手・分析しうる仕組み（JETRO 北京センター知的財産部のごとく、現地への人の配置を含め）に基づき、官民一体で迅速に問題の是正を当該国に働きかけできるような仕組みの構築を望みたい。

また、現地状況の調査等の重要性とは別の視点でみたとき、各国政府との外交戦略的交渉における現地大使館の役割が大きいと思われる中、この役目を担うべき特許庁の北京における担当官が JETRO にしか籍がない状況は至当ではない。米国、EPO の活動を参考に各大使館における知的財産担当官の見直しを図るべきと考える。

2) 強制標準化の問題・強制実施権の適正運用・公共の福祉適用の基準に関する研究

- ・強制標準化は、競争力阻害要因であるがコントロール対策の一手段との反論もある。
- ・強制実施権は、TRIPs の枠内での運用であればこれ異を唱え難い施策である。

・また、公共の福祉という観点で差止め請求権が容認される判決もでている（上述武漢晶源環境工程有限公司 v（福建）華陽電業有限公司／富士化水工業事件）。

・これら事象は、経済情勢の変化に伴って知的財産（権）の性格、ひいては知的財産制度が変わりつつあることを意味するのかもしれない。

（要望） 今後、これらの事象が頻発した場合、旧来の知的財産制度の射程が不明確になるおそれがある。したがって、これらがどのような環境の変化の下で発生しているのかを分析し、それぞれの施策、すなわち知的財産（権）に対する規制が、知的財産制度の適正範囲に納まっているものか、あるいは適正範囲とは何を基準に判断すべきものかを研究することを望みたい。

3）グローバル化からくる対応負担（出願国数の増加）を克服する施策の実行・継続：

低コストで質の良い権利を多数の国に確保できる施策の実施

・企業が世界市場に進出する場合、当然に知的財産戦略もグローバルの視点で組まなければならない、コスト面、効率面、戦略立案の容易さの観点からすると、世界若しくは広域横断的な統一知的財産法が望ましい。しかしながら、各国・地域の知的財産制度（審査）の壁が立ちばかり、統一知的財産法の実現は遠い。

・ひところ騒がれた ASEAN 統一法に向けた動きも伝わってこない。2010 年の APEC で議論された内容もこれから取り組もうとする段階である。

（要望） ア）世界各国で特許を取得するコストは高く、企業は必要と思いながらもコストパフォーマンスの観点からミニマムの対応しかできていないのが現状である。

したがって、特許審査ハイウェー（PPH）に代表される、安いコストで質のいい特許を世界各国・地域で取得する仕組み作りは歓迎されるところであり、強力に推し進めていただきたい。

なお、PPH に関しては、ユーザーの視点で運用面での利便性向上を要望しているが、日米欧三極の間においてさえも実現していない。関係特許庁との間で調整を進め、早期に運用改善を図っていただきたい。

イ）当協会は、欧州の Business Europe、米国の AIPLA、IPO と民間三極ユーザー会議を開催し、統一出願フォーマット（Common Application Format）、統一引例フォーマット（Common Citation Document）の採用を三極特許庁へ働きかけているところであるが、日本特許庁主導で他極の特許庁さらには他の PPH 賛同特許庁への拡大調整を図り、グローバルスタンダードの早期実現を目指していただきたい。

4）米国や欧州など先進国での制度・規則改正への働きかけ

・米国の Patent Reform Act や欧州の EU 域内特許・訴訟統一制度などの制度改正のほか、米国特許・商標庁の「審査着手時期に関する提案」や欧州特許庁の「外国を優先権の基礎とする欧州特許出願に対するサーチ結果の提出義務」などにみられる規則改正が頻繁に行われている。これらの制度・規則改正は日本企業に大きな影響を与えるものであり、当協会も適宜意見書を提出し、適正な方向に定まるよう手を打っているところである。

(要望) ア) 一方 Patent Reform Act は何度も提案されるものの成立までには至っていない。先発明主義や Hilmer doctrine など米国特有の制度の改正状況を見守っていく必要があり、場合によっては諸事の働きかけが必要になると思われる。政府としても同法案の動向を見守り、時宜に見合った対応を執って頂きたい。

イ) 欧州の EU 域内特許・訴訟統一制度も一本調子に進むのか不透明なところもあり、また翻訳の問題もどのように解決されるか未定である。政府としても同制度の動向を見守り、時宜に見合った対応を執って頂きたい。

5) 経済活動と連携した知的財産戦略の重要性

・日本の経済環境を打開するものとして TPP 加盟や EPA/FTA 交渉の必要性が叫ばれている。これらの動きに呼応して、彼我の知的財産関連法・制度の見直しが当然に発生する。

(要望) 諸外国の知的財産関連の法律や制度を TPP や EPA/FTA などの交渉のときに修正させ、日本企業がその国や地域で事業をしやすい環境づくりに努力願いたい。同時に、その交渉を成立させるために日本の制度や法律の修正が必要な部分は、臆することなく時宜に合った修正を図ることを望みたい。

2. 外国市場における Enforcement の強化

1) 模倣品・海賊版排除対策の実効性を高める努力

(1) 模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) の早期発効

・懸案であった模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) が、日本政府のイニシアチブにより 2010 年秋に、日本、オーストラリア、カナダ、EU、韓国、メキシコ、モロッコ、ニュージーランド、シンガポール、スイス、アメリカ合衆国間で大筋合意がなされたことは、評価される。

(要望) 本条約の早期発効と、今後、より実効性を高めるべく新興国・途上国への働きかけを強め、とりわけ中国の取り込みを図り、加盟国を拡大する努力が望まれる。

(2) 国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) の継続推進

・2009年6月に経済産業大臣と中国商務部部長との間で交換された「知的財産権保護に関する交流及び協力に関する覚書」に基づく日中知的財産権ワーキンググループが動き出したことで、模倣品・海賊版に関する諸取り組みが加速されることを期待している。また、模倣品・海賊版対応は官民合同で事に当たる必要があり、その意味で第2回日中知的財産権ワーキンググループに民間のオブザーバー参加を認めたことは、評価に値する。

・一方、IIPPFの活動は、官民一体となった活動としてこれまで実績を上げており、実務を熟知した専門家を巻き込んだ中国支援活動（一方的に建議するのではなく、協働というコンセプトに基づく活動）として定着しており、日中知的財産権ワーキンググループが存在する状況にあっても同様のスキームで活動を継続する必要がある。

・さらに、模倣品・海賊版の地球規模での流通に鑑みた場合、IIPPF は、国際政府組織 (WCO、Interpol 等) との密接な連携、協力、並びにそれらにともなう情報共有体制の構築の推進も必要となる。

(要望) IIPPF 活動の拡大・活発化に備え、政府としても IIPPF 支援体制の維持・強化 (IIPPF 支援対応人材の配置、IIPPF 活動施策との連携、並びに予算措置) を講じることが望まれる。

2) 外国の裁判制度の透明化、裁判における公平性担保の努力

(1) 外国の判例の研究並びに裁判制度の透明性確保

・近年の中国の知的財産熱 (特許権・実用新案権・意匠権・商標権の取得数の増加) からすると、外国人を被告とする訴訟が増加することが見込まれる*。

* 第二審の人民法院へ上訴される案件は2008 年度で4,759 件、当事者が外国企業である渉外事件は、2008年度で1,139件となっている

・また、中国においては、外国企業が巻き込まれた事件、すなわち (仏) シュナイダー事件 (一審判決50 億円、二審判決23 億円、和解)、(日)富士化水事件 (7 億円) などでは、高額な賠償額が認定されている。

(要望) ア) 諸外国での裁判を闘うには、裁判の予見可能性を高めるために基礎となる関連判例の研究が不可欠であり、判例研究のための仕組み (含む現地語の翻訳の推進) を検討願いたい。

イ) 日本企業が巻き込まれた事件においては、被告企業のヒアリングを通じ、進歩性判断基準が低いために特許無効となしえなかった事情はないか、単なる訴訟の遂行の仕方が悪かったのか、分かりにくい訴訟制度が一因ではなかったのか等を分析し、進歩性判断基準や訴訟制度上の問題があったとすれば、その是正を求めている。

Ⅲ. 国内における諸問題への対応

産業構造審議会特許制度小委員会の報告書が発表され、先ほど、パブリックコメントに付された。これまで懸案とされた事項についての制度設計の方向性が明確にされたことは、喜ばしいことであるが、継続審議事項や特許制度小委員会に取り上げられなかった事項もある。これら事項のフォローを是非とも行ってもらいたい。

また、グローバルスタンダードの観点から制度設計を見直すべき点も残っており、さらには知的財産意識の欠如とまではいえないが、知的財産に対する認識の曖昧さ、知的財産尊重の不徹底からくる課題も残されている。知財立国と胸を張って言える状況を一日も早く達成するため、これら課題に取り組んでいただきたい。

1. 競争力阻害要因の除去

1) 職務発明制度の根本的見直し

・企業は先の特許法 35 条改正にいち早く対応し、自社の職務発明規程を改正法に適合するよう改めた。しかしながら、企業が抱えるリスクは軽減されておらず (これまで発生している職務発明対価請求訴訟の事案は旧法案件であり、裁判所の審理においては、法改正時に示された国会の付帯決議が参酌されていない)、先の改正に対する期待感が薄れ、特許制

度に対する違和感が生じている。

・すなわち、裁判所における職務発明対価請求訴訟における発明の貢献度合いに関する判断の不透明性（自己実施の場合に、売り上げの30%なり50%は、独占の利益から生じるとみなす知的財産高等裁判所の運用）の観点、人事処遇等への不満の代替として発生する職務発明対価請求訴訟の観点等の問題がある。

・また、この職務発明制度が海外からのR&D投資意欲に影響を与えている要因となればTPPに代表される開国が叫ばれている今日、大きな問題である。

・さらに、研究開発がグローバル化し各国・地域に開発拠点が分散し、これらの発明者がバーチャルな状態で国際的共同研究を行った場合の貢献評価へ悪影響を与えることが予測され、それによるイノベーション阻害と結びつく可能性も秘めている。

（要望） 開国、グローバルスタンダード、国際間共同開発の促進という観点から、職務発明制度の根本的見直しを望みたい。

2）刑事裁判における営業秘密保護の実現

・自己の営業秘密が不正に侵害された企業等に対しては、民事面、刑事面での救済が実体法上認められている。しかしながら、刑事手続における営業秘密保護策が制度化されていない現状では、告訴後、刑事裁判の場で当該営業秘密が公開され、当該営業秘密の財産的価値が一举に消滅するリスクは依然残っている。また、加害者側もこの事情を熟知している状況下、刑事罰面での抑止効果は低く、営業秘密保護の観点から他国の制度と比較して充分であるとはいえない。

・この点、経済産業省および法務省は共同で「営業秘密保護のための刑事訴訟手続の在り方研究会」を開催し、平成22年12月7日、刑事訴訟手続における営業秘密の保護法制的骨子が同研究会において賛成多数で了承された。

（要望） 当協会として、本件保護策の法制化の目処が立ったことについては、高く評価している。

産業界の立場からは引き続き、営業秘密の実効的な保護のため、特に重要な技術の海外への流出防止等の観点から、犯罪抑止力を高めるためにも、同研究会で了承された骨子をもとに、1日も早い刑事手続における営業秘密保護策の法制化を強く要望する。

3）標準化への関心を産業競争力に変える工夫

・デジュール標準、フォーラム標準等に主導権をもって規格に知財を埋め込むことの大事さは一般に認識されてきた。これら標準は、デファクト標準と異なり、長期的施策として企業だけでは対応できない。また、標準化に対しては、上手く立ち回るための施策だけでなく、無理な標準化をリードする第三国対応も求められる。

・一方 Essential Facility 標準規格に対する、hold up 問題も顕在化している。

（要望） ア) 昨年掲げられた国際標準化については、一部報道で動きを垣間見ることはできるが、多くの企業は未だ問題点の認識段階に留まっている。

全容を見せないこと自身が戦略である場合もあるだろうが、その場合であっても、政府だけ

で進めるのではなく官民一体となって動く体制を構築されることを期待する。

イ) 個別案件毎に支援することを原則とするとした場合は、どこへ相談すれば、どのような支援が得られるのかの情報を開示願いたい。

ウ) 標準化人材育成のプログラムの開示も求めたい。

エ) 標準化に伴う **hold up** 対策、たとえば公共性の高い規格に関して規格必須特許を保持する者もしくはその特許の継承者が規格実施者に対し規格策定後に差止め請求権を武器に法外な特許実施料の請求をする場合の対策の検討をお願いしたい。

4) 保護と利用のバランスに配慮した著作権制度の整備

(1) 権利制限規定の早期成立と積み残し案件のフォロー

・近年の急速なデジタル化・ネットワーク化の進展等により、コンテンツその他の著作物の利用態様はますます多様化している。技術の進展や社会の変化にタイムリーに対応し、イノベーションを喚起していくためには、とりわけ著作権の権利制限規定について、現行の限定列举型の規定のみの対応では一定の限界があるため、権利者の利益に配慮しつつも、より弾力的な運用で著作物を利用できる仕組みが必要である。

・この点について、本年度、文化審議会著作権分科会において、権利制限の一般規定の導入の方向性が示されたことは、企業実務上の懸案に対する大きな前進であると考える。

(要望) ア) 来年の通常国会に著作権法の改正案が提出される予定と報道されているが、コンテンツ産業の活性化タイミングの観点においては歓迎されるところであり、早期立法化をお願いしたい。

イ) 立法化に際しては、過度に限定的な規定とならないよう、ある程度の柔軟性を持たせた(特にC類型については包括的な受け皿規定として機能しうるよう)制度設計をお願いしたい。

ウ) AからC類型以外にも、企業内で行われる少部数の複製など、権利制限の一般規定の対象とすべき利用行為が、実務上少なからず存在している。したがって、権利の保護と利用のバランスを図り、知財の創造サイクルを活性化させるという観点から、公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定の導入に向けて、来年度以降の文化審議会の場においても引き続き検討を行っていただきたい。

エ) なお、平成21年1月の著作権分科会報告書において権利制限を行うことが妥当であると述べられている事項についても、早期対応(プログラムのリバースエンジニアリング関係については早期立法化、薬事関係等については早期法的手当てに向けた検討)を進めていただくことを願います。

(2) コンテンツの流通促進および侵害コンテンツ対策

・侵害コンテンツ対策についての制度的枠組みの検討にあたり、現在、アクセスコントロール回避規制の強化やサービス・プロバイダの在り方についての検討が進められている。

(要望) これらの手当てについては、権利者の利益を配慮しつつも、技術革新を進める製造業者や流通の重要な担い手となるサービス・プロバイダに対して過度な技術的制限や

負荷を課して事業の萎縮、ひいては国際競争力の阻害を招くことのないよう、保護と利用のバランスを配慮した対応を要望する。

5) 多様化するデザイン創作活動の支援

・意匠（権）の保護に関しては、権利範囲の確定の見地からすれば慎重な議論も必要であるが、一方韓国の意匠（権）保護施策の展開の速さには目を見張るものがある。韓国の状況はある意味、市場化テストであり、得るものは得るという姿勢で臨む必要があると思われる。

（要望） 製品の差異化の大きなポイントの一つである“動きのある画面デザインの保護”の在り方、意匠の保護範囲の明確化の検討（例えば、物品の用途中心から創作中心の保護へ、一部無審査の可能性（ライフサイクルが短い製品（衣料等））の観点等〔cf. 韓国意匠法〕）を検討願いたい。

6) 特許制度の健全化のための研究

・産業振興のための特許制度が、特許（権）を換金するための制度に変容しつつある。確かに特許のライセンス制度は、他人の特許権の存在を前提としてもライセンスを取得することにより新規事業への参入、あるいは既存事業の継続を担保するものとして望ましいものである。しかしながら、この制度も行き過ぎると本来の産業振興という理念を危うくすることに繋がる。かかる観点から、産業構造審議会知的財産政策部会の特許制度小委員会では、差止め請求権のあり方としてこの問題が取り上げられ審議された。しかしながら、新たな仕組みは発案されず、審議継続となった。

・上記事情は承知していても、産業界においては、特許制度の理念と異なる動きをするentity（いわゆる「パテントトロール」）の出現による戸惑いや、米国におけるそれらentityの訴訟攻勢を聞き及び、日本において同様な現象が起きた場合を懸念する声は相変わらず強い。

（要望） 本問題は、I. で述べた強制実施権や公共の福祉と知的財産（権）問題に通じる「特許法の理念」に関わるものである。経済の仕組みの変化に伴い従来からの特許制度が変わってきているのか、それとも現行特許制度設計が限界にきているのか、掘り下げた議論が求められる。

したがって、特許制度小委員会報告にある『いわゆる「パテントトロール」や国内外の技術標準をめぐる権利行使の実態、諸外国における議論、国際交渉や我が国における判例などの動向を踏まえつつ、差止請求権の在り方について多面的な検討を行うことが適当であるとの指摘がなされた。この点を踏まえ、多面的な検討を加速化しつつ行った上で、引き続き、我が国にとってどのような差止請求権の在り方が望ましいか、検討することが適当である。』を担保する仕組み（ワーキンググループの形等）を維持願いたい。就中、どのような状況において差止請求権が制限されるべきか、およびその場合にいかなる補償を特許権利者に与えるべきか等、具体的に議論を深めることが必要である。

7) 日本版バイドール法関連の契約書・報告の統一化および内容見直し

・本法律に基づく政府プロジェクトに適用される契約書や報告事項が、省庁毎さらには同

じ省庁内であっても管理部署毎に、また年度によっても異なるために、政府プロジェクトへの参加前にはその都度契約書の内容を精査して参加の可否を判断し、またプロジェクト参加後には個別に報告事項や時期を管理しなければならない。また、特許権満了に至るまでの（すなわち発明から 20 年以上にもなりうる）報告が求められる場合も多々見られるなど気の遠くなるような超長期の報告義務も課されている。我が国においてはあまりにもバイドール運用上の企業の負担が重くなりすぎている。

これに対して、米国では、国防・軍事関連など特別な配慮が必要とされるプロジェクト以外については、基本的に知財に関しては契約書や報告事項は統一化されており（FAR52.227.11 https://www.acquisition.gov/far/current/html/52_227.html）、実際に、政府プロジェクトの 70～80%に FAR52.227.11 が適用されている。また、FAR52.227.11 においては、特許出願・特許権等に関し企業が自ら管理して報告しなければならない事項は発明から 2 年以内に完了する。

（要望）日本では日本版バイドール法運用上の企業負担があまりにも重い。日本においても早期に政府プロジェクト関連の契約書・報告書の統一化や内容の見直しを行い、日本版バイドール法の実効性を高めていただきたい。

8) 公共事業入札と営業秘密保護の実態把握のための調査

・公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針が、平成 17 年 8 月 26 日閣議決定において示され、「各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。」と謳われている。

しかしながら、一般的に企業が一般地方公共団体や特別地方公共団体に納入した設備や、それに付随して納入される図書類に関しては、「その所有権も市町村にあり、それをコピーすること、それを第三者に開示することに関しては、当該図書類に知的財産（権）を有するあるいは営業秘密として秘匿したい納入企業の意向を聞くまでもない」との対応が行われているのではないかと疑われる¹。

また、特に施設の建設に伴って発生する施設の日々の運転、修理、改造、部品交換等の、いわゆるメンテナンス工事は、一定期間を過ぎると、先の施設建設・運転業者のメンテナンス契約が終了し、個別の発注・競争入札対象となる。この場合、入札に応募する第三者会社が工事費用を見積るためには、その施設に関する図書類が必要となる。これらは、も

¹ここでいう図書類とは、その設備に関する製作図面、詳細図面、仕様書、部品関係の資料、運転マニュアル、運転記録等であり、設備を建設した会社が、設備の納入とともに、一般地方公共団体や特別地方公共団体に提供するものを指す。

ともと施設を建設した企業が作成したものであるが、「一般地方公共団体や特別地方公共団体に所有権があるからそのような企業の図書類を第三者である入札応募会社に配布しても構わない」との実務が行われているのではないかと疑われる。一部には、図面がそっくりインターネットで閲覧できる状態のものもあり、外国からのアクセスも容易であるので、技術流出の観点からのチェックも必要と思われる。

(要望) 閣議決定の基本方針には、これの周知徹底のために、一般地方公共団体並びに特別地方公共団体に対する指導及び支援もその大きな項目の一つに掲げられている。したがって、今一度、基本方針「発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。」の周知の度合いに付き、実態調査を願いたい。

2. 国内競争力アップのためのサポート強化

1) 中規模企業に対するきめ細かい対応

・施策では中小企業に対する施策が目白押しであるが、大企業の範疇に入らず、また、中小企業の定義（資本金、従業員数）から外れた層（中規模層）に対する取り組みがおろそかになっている感がある。

・中小企業の定義（資本金、従業員数）から外れた層は、自助努力を期待する層に入っているためと思われるが、少数の知的財産担当で日常的な権利取得活動で手一杯の企業や、小額の特許予算しか工面できなくて、グローバルに打って出ようにも出られない企業が存在する。

(要望) 中小企業の定義の見直しもしくは、中規模企業に対するきめ細かい支援を願いたい。

2) 大学の育成と真の産学連携に向けての努力

・産業界と大学が出口をイメージして連携することは、産業競争力を高めるために必要なことである。

しかしながら、産業界と大学の交流のぎこちなさは、未だ解消しきれていない。企業並びに大学が共同の研究から得られる多くの知見を重要と認識し、かつその知見をいかに事業に結び付けるかを共に意識して協働するケース、すなわち産と学との連携により何を目標とするかの基本コンセプトが明確に共有されているケースは成功するが、未だ出口が見つからないにも拘らず将来の果実をめぐる歩み寄りのない成果の分配が議論される場合には、物別れに終わるケースが多い。このような場合には継続しても因縁が残り、お互い二度と共同研究したくないという不幸な負の関係を生み出すことにもなる。

また最近では、大学側に特許出願及び維持管理をする財源がないことから特許を受ける権利の企業への有償譲渡が見られ、大学側にとって特許とは単に研究の軌跡を残すためだけのものかと疑う事例も生じている。

(要望) ア) 上記のように、大学において特許取得が本当は不要であったのかもしれない

い事例がある。研究投資を回収することは大事であるが、特許出願をただけでそれが可能と認識されていれば問題の根は深い。大学にとって特許の意義、戦略を再検証し、真に有用な発明に焦点を当てて出願するよう指導願いたい。

イ) 塩野義製薬(株)の産学連携(資料添付)は、成功事例を積極的に開示した事例であり、評価に値する。このような成功事例を集め、企業並びに大学の両者に対しこれを紹介する活動を継続願いたい。産学連携強化とか産学連携というキーワードでは産業界を惹きつけ難い環境にあるので、その点の工夫もお願いしたい。

3) 共同研究コンソーシアムや発明の実用化を支援する仕組み

・特許庁から「イノベーション促進に向けた新知財政策」において、国の資金が投入され、複数の大学・研究機関が連携して取り組んでいる「研究開発コンソーシアム」を対象として、知的財産戦略の専門家を派遣することにより、当該コンソーシアムにおける特許出願戦略、特許活用戦略等の知財戦略の策定を支援し、更なるイノベーションの促進を図ることを目的とした知財プロデューサ派遣事業が提言され、独立行政法人工業所有権情報・研修館が平成20年度より、知財プロデューサのコンソーシアム派遣が試行的に開始しているようである。

(要望) かように、コンソーシアムのイノベーション促進と効果的知的財産(権)の獲得を目指した動きが始まっていることは評価できるが、手本はベルギーのIMECにあって、IMECのような大型産官コンソーシアムや画期的な発明の実用化を支援するベンチャー育成策のしかけとに結びついているのかを検証し、引き続きそれらを効果的に推進するための知財施策の整備を実施していただきたい。

4) 知的財産情報の有効活用：夕陽が丘図書館資料の代替としての特許庁審査官専用端末の活用支援

・無効調査資料として有用であった通称夕陽が丘図書館(大阪府関西特許情報センター)の資料が利用できなくなった。夕陽が丘図書館資料は、不適正な権利行使を排除(当該特許権等を無効にする)し、企業の競争力を維持するためにも有用であった。

中国における急激な特許出願増加に基づいて特許関連の事件が今後増加すると思われるが、中国では、かなり特許性に疑いのあるものが登録されていると思われる。このような事例に対してまずは、公知資料を以って権利の無効化を図る必要がある。

かかる事情にあって、特許庁審査官専用端末は、夕陽が丘図書館を代替するものと期待されている。

(要望) 特許庁審査官専用端末(群)を使いこなすことは、企業の競争力に直結する重要項目である。これまでは、夕陽が丘図書館資料を活用できた事情があり、特許庁審査官専用端末については、残念ながらどのような使い方をすれば所望の情報が得られるのか一般には知れ渡っていない。

夕陽が丘図書館資料との代替性というからには、その操作方法、どれほどの機能があるのかについて教育システムを確立する必要がある、最新の特許庁審査官専用端末(群)の最大

効果化を目指すことから教育・指導に対する予算化を希望する。

また、これまでの夕陽丘図書館のユーザーとの関係から考えれば、東京の他、大阪、名古屋にも特許庁審査官専用端末(群)の設置が必要であり、予算化を希望する。

IV. 特許庁の政策官庁としての機能強化

上記要望事項は、関係官庁の総力を挙げて対応願いたい事項であるが、特許庁の積極的 Action に期待するところも多いので、ここで、政策官庁としての特許庁への期待をとりまとめておく。

1. 特許特別会計の射程についての官民協議体制

・特許特別会計については、2010年の行政刷新会議事業仕分けにおいて議論された。特許特別会計は、特定のユーザーが負担する特許料等収入により、当該ユーザーへの権利付与に係る審査・審判経費、審査体制の高度化等に必要な経費を支弁しているという点が評価されて制度継続と判定された。

判定結果には問題ないが、評価の過程で受益と負担との関係で、審査・審判経費、審査体制の高度化等審査官庁としての業務に直接的な支出が強調されている点が気がかりである。

すなわち、本制度のユーザーは、ユーザーが納める出願、審査請求、審判請求等の手数料並びに年金によって構成される特許特別会計には、特許行政に関わる直接的効果だけでなく間接的效果も期待している。

たとえば、小中学生に対する知的財産教育は、将来に向けて日本の知財立国を継承する施策という観点では必要なものであり、今の時点での直接のユーザーではないので、これにより特許特別会計の射程ではないと評価するのは早計と言わざるをえない。知的財産（権）を重視し、尊重する文化を形成するには、幼い時期からの教育が重要であり、日本の取り組みは十分といえず強化する必要がある。

（要望） ア）模倣品・海賊版対策、事業リスク軽減のための不当な制度の是正、PPH等海外に向けた取り組みを強化しなければならない時期に、特許庁が審査官庁の機能中心に縛られることは、産業の競争力強化の観点からも問題であり、国内外の知財政策をリードする政策官庁としての強化が望まれる。

イ）今回の仕分けにおける特別会計制度の射程についての評価は、官民の合意が成立しなかった点が問題視された感がある。今後官民で常に特許特別会計の射程を議論し、合意を形成することを望みたい。

ハ）小中学生に対する知的財産教育が、文部科学省の教育課程への統合という結果になったが、小中学生に対する知的財産教育は、必要な教育である。したがって、多面的教育プログラムを抱える文部科学省がきちんとした予算を知的財産教育に付けうるのか、また、知的財産教育プログラムを企画し、運営しうるスタッフを確保しうるのか、現場の教師が

これを教えるものかをも検証した上で、今後どのような形で教育を実施するのがよいか、検討願いたい。

2) 長期的施策を支える体制整備：特許庁長官の任期の適正化

・グローバル市場を見据えた時、日米欧の三極の連携は重要である。また、中国、韓国を入れた五極体制が IP5 という形でスタートしている。三極における施策をリードする意味で、また、五極でのプレゼンスを保つためにも、特許庁長官のポジショニングは大事である。さらに、国内の知財行政についても、特許庁長官の任期が現状のような原則 1 年という仕組みの中では、短期的に刈り取ることができる成果しかターゲットにし得ず、強力なリーダーシップで中期戦略を遂行する責任感は醸成でき難い。

(要望) 欧米が特許庁長官のポジションをどのような戦略の下に定めているのか、また、複数年の在籍期間が担保されているがゆえに発揮されるリーダーシップの違いおよび成果の違いを検証し、知的財産戦略の重要要素である特許庁長官の任期そのものについて見直していただきたい。

以上

「知的財産推進計画 2011」の策定に向けた意見
～中小企業の知的財産経営促進が、日本復活のカギ～

平成 23 年 2 月 7 日
東京商工会議所

日本経済が自律的な回復を果たし持続的な成長を実現するためには、「新成長戦略」の具現化に官民一体でスピード感をもって取り組むとともに、これと連動した「知的財産推進計画」を強力に推進することが不可欠である。

わが国は、グローバル競争を勝ち抜くための戦略を総合的に推進する中で、世界有数のクオリティを誇る最先端を走る科学技術、「クール・ジャパン」と呼ばれるコンテンツ、伝統・文化などの知的財産の潜在力を最大限に発揮することが求められている。

また、わが国企業の太宗を占める中小企業のイノベーションを推進することで、技術革新が進み国際標準の獲得や人材の育成も相まって、地域経済の活力増進や雇用拡大が図られ、引いてはわが国経済の持続的成長の基礎となる科学技術創造立国実現に寄与するものと考ええる。

そこで知的財産推進計画 2011 の策定にあたり、政府並びに知的財産戦略本部が強力なリーダーシップを発揮されることを期待するとともに、中堅・中小企業の知的財産経営促進の視点から、推進すべき政策事項、追加すべき政策事項等について具体策とともに意見を述べる。

特に、中小企業については、その潜在的開発力の鼓舞が日本経済の再起のための大きな梃子となるが、大企業に比べ出願資力に差があるので、諸外国でも行われている特許費用軽減措置と国際展開支援措置について無条件で早急に実現することを切望する。

記

「戦略 1. 国際標準の獲得を通じた競争力強化」について

わが国が有する優れたものづくりや先端技術、コンテンツなどの強みを事業活動に展開するには、技術開発と知的財産戦略に加え、国際標準化への対応による市場拡大を官民一体となって推進する必要があるため、次のような政策が必要と考える。

【特許制度の国際標準の獲得】

- (1) 出願様式の共通化や特許ワークシェアリング（P P H）を推進するとともに、特許の対象や審査基準の共通化など、実質的に低コストかつグローバルな権利取得支援のため、日本が中心となって国際特許システムを構築すること。

【支援施策の創出・拡充】

- (2) 中小企業の知財集約製品等の国際展開や輸出を促進するため、各国の標準規格（例えば、EUにおけるCEマークなど）の取得費用や安全規制に係る費用に対する補助制度を創設すること。
- (3) 中堅・中小企業が、企画開発段階において適切に対応できるよう、標準化に係る最新動向等の情報提供を強化すること。
- (4) 海外の規制・規格情報に関わる最新動向等の情報提供を強化すること。

- (5) 国際規格に関する活動については、民間企業の負担が大きいため、国際会議参加に係る助成制度の拡充や助成対象範囲を拡大すること。

【人材育成支援】

- (6) 国際標準化戦略を含む知的財産マネジメントの普及啓発活動を及び国際標準化人材の育成について、大幅に拡充すること。

「戦略2. コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進」について

わが国コンテンツ産業の競争力を強化し国際展開を推進するとともに、他産業とも連携し波及効果を高める必要がある。また、コンテンツ産業の集積度が高い東京を中心に、地場産業・地域ブランドを確立、活用推進することが重要であるため、次のような政策が必要と考える。

【支援施策の創出・拡充】

- (1) 国際見本市への共同出展など官民一体となったコンテンツの国際展開や輸出支援の強化、および各国のコンテンツに関わる情報提供を強化すること。
- (2) 著作権や意匠権については、相談体制の充実やセミナーの開催など普及啓発活動を強化すること。

【模倣品・海賊版対策】

- (3) 模倣品・海賊版対策拡散防止条約（ACTA）の加盟国を拡大（特にアジア諸国）するとともに、海外諸国の参入障壁の撤廃を推進すること。また、インターネット上の著作権侵害対策の強化を行うこと。
- (4) 劇場内で無断撮影された映像や著作権侵害映像等の違法流通の取締りを強化すること。
- (5) 技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しについては、製品開発や研究開発の委縮を招くことなく、アクセスコントロールの違法回避行為に対する抑止力の向上に資する法改正を早期に実現すること。

【人材育成支援】

- (6) 世界市場のニーズに対応できる国際的なプロデューサーの育成を支援すること。
- (7) コンテンツ産業を支える人材の育成支援を強化すること。

【ブランド力強化】

- (8) 魅力あるコンテンツの発信や観光との相乗効果が期待できるフィルムコミッションの推進について、積極的な支援・協力を行うこと。
- (9) 地域における工芸品や特産品、技術力の高い製品やコンテンツなどを、新結合による付加価値の高い商品・サービス創出を強化すること。
- (10) 日本の製品やサービスのブランド力を向上させ、情報発信や販路開拓等を、官民一体となって内外に強力に推進すること。

（例：「葛飾ブランド（葛飾町工場物語）」、「すみだブランド（すみだモダン）」、「大田ブランド（ものづくりネットワーク）等」の取り組み支援）

「戦略3. 知的財産の産業横断的な強化策」について

中小企業のイノベーションの推進には、知財の創造・保護・活用等において自助努力だけでは対応しきれない問題もあるため、国内対応のみならず、海外展開も視野に入れた支援施策の拡充や普及啓発等を推進する必要がある。

【特許制度の国際標準の獲得】

- (1) 出願様式の共通化や特許ワークシェアリング（PPH）を推進するとともに、特許の対象や審査基準の共通化など、実質的に低コストかつグローバルな権利取得支援のため、日本が中心となって国際特許システムを構築すること。（再掲）

【支援施策の拡充】

- (2) 現在検討されている出願支援策「特許パック料金制度」については、米国のスモールエンティティ制度のように、中小企業の料金一律半減、弁理士費用の軽減をセットにした制度を早期に実現すること。その際の申請書類は簡素化するなど使い易い制度とすること。
- (3) 営業秘密侵害に係る刑事訴訟手続きについては、裁判において営業秘密が公にならないよう秘匿措置や期日外尋問を盛り込んだ法改正を早期に実現すること。

【支援施策の創出】

- (4) 中小企業の優れた知的財産を、資産価値として数値化・指標化する仕組みを構築し、融資等に活用できるシステムを提供すること。
- (5) 中小企業の明細書及びその効力が不十分となることが散見されるため、親身になって相談でき、実行力のある権利取得を可能にする弁理士等の外部専門家を手軽に活用する制度を構築し、あわせてそのリストを作成・公表すること。
- (6) 弁理士等の外部専門家が、知的財産を活用した中小企業の事業拡大に積極的に取り組むようインセンティブを創設すること。
- (7) 試作品開発、需要調査、ビジネスプラン作成等の支援制度について、中堅・中小企業が創造した知的財産をベースとしている場合は支援措置に知財関連費用相応分を上乗せすること。（知財上乗せ制度の創設）

【制度等の運用改善】

- (8) 特許や商標における審査着手の見通し時期については、目安ではなく、具体的な時期を出願人に明示するとともに、特許庁はその期日を遵守すること。
- (9) 国内での裁判において、判決が出るまでの期間「侵害し得」とならないよう、侵害を受けた権利者に対する配慮を行うこと。また裁判に至らない場合においても、判定制度（特許法第71条）等を活用し、中小企業の知的財産を侵害する等が認められた場合は、侵害社名を公表するなどの対応を行うこと。
- (10) 特許電子図書館と文献・権利・技術情報等とを相互に連携・一元化することにより、中小企業が技術情報をシームレスに活用できるような総合的なデータベースを構築すること。

【普及啓発】

- (11) ノウハウ・アイデア等の営業秘密の管理が重要であるため、営業秘密管理指針（改訂版）や知財権に関連するガイドライン等について、実態にあわせて継続的に見直しを行うとともに、普及啓発を強化すること。

【国際展開支援】

- (12) 日本の知財集約製品等の国際展開と輸出強化支援をおこなうとともに、各国の標準規格（例えば、EUにおけるCEマークなど）の取得費用や安全規制に係る費用に対する補助制度を創設すること。（再掲）
- (13) 海外に進出する中小企業向けに、進出国における安価な「商談・契約交渉・侵害対応代行サービス」を創設すること。
- (14) 知財保護が緊要な新興国において、中小企業の外国特許に係る特許料、翻訳料、弁理士料も含めた全ての費用が半額となるような助成制度の拡充を図るとともに、その際の申請書類は簡素化するなど使い易い制度とすること。
- (15) 海外における知的財産権訴訟費用に係る政府保証付き保険制度を創設すること。
- (16) 侵害発生国・地域への監視および中小企業からの相談体制の拡充や、外国侵害調査費用等への助成制度の拡充を図ること。
- (17) 中小企業の優良知財ネット見本市を開設するとともに、海外との取引がスムーズに行えるよう「海外商談コンシェルジュサービス」を創設し、海外との商談・契約等交渉の窓口はこのコンシェルジュが全て代行できる制度を創設すること。

【ブランド力強化】

- (18) 地域における工芸品や地域の特産品、技術力の高い製品やコンテンツなどを、新結合による付加価値の高い商品・サービス創出を強化すること。（再掲）
- (19) 日本の製品やサービスのブランド力を向上させ、情報発信や販路開拓等を、官民一体となって内外に強力に推進すること。（再掲）
（例：「葛飾ブランド（葛飾町工場物語）」、「すみだブランド（すみだモダン）」、「大田ブランド（ものづくりネットワーク）等」の取り組み支援）
- (20) 中小企業を対象にしたデザイン賞を創設すること。
- (21) 1社1品、自社デザイン、自社ブランドなどの自社知財所有運動を推進すること。

【産学連携】

- (22) 中小企業の知財活用には、産学官連携の推進や地域クラスターへの参画が有効であることから、中小企業が参加しやすい環境整備や情報提供を積極的に支援すること。

【その他】

- (23) 中小企業向けに当面、電子出願及び書面出願の両方の提出方法を継続すること。

以上

「知的財産推進計画2011」の策定に向けた意見

一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン

《要旨》

- I) 海外に所在するサーバーにホスティングする商標権侵害物品販売サイトから日本国内に多量に流入する商標権侵害物品対策について、所謂「日本方式」を世界スタンダードとすべく提唱・普及し、海外諸国に問題となる商標権侵害物品販売サイトを迅速に削除できる体制・制度を構築させるように努めると共に、国内で使用されている商標権侵害物品代金支払いに使用される銀行口座を保有するものについての情報を銀行から権利者側へ開示できるシステムを構築し、同銀行口座凍結後に残高を消費者へ還元後に権利者分配することが可能か検討すべきだと考える。国内においては、個人使用目的での所持・輸入を法令等によって規制することにより消費者が商標権侵害物品を購入することを抑止すべきと考える。
- II) インターネットでの検索エンジン結果表示から商標権侵害物品販売サイトを除くべきと考える。
- III) 国内・国外のオークション出品者の身元確認強化をすべきと考える。
- IV) 水際対策について、写真電送可能範囲の拡大等により認定手続や他手続の簡易化は推進されているものの、より一層の簡易化・迅速化を図るべきと考えたと共に、商標権侵害物品の輸入行為抑止を目的により効率的な関係情報の権利者への伝達を考慮したスキームを構築すべきと考える。また、輸入差止申立に必要な侵害情報の蓄積のために通常の認定手続をより強化すべきと考える。
又、輸入差止申請が提出されているかいないか品目が一致するかしないかに拘らず、商標区分が同じで真贋確認ポイントが同じものについては簡易の認定手続に付するようにし、通常の認定手続の場合でも写真電送での検査が可能な場合においては、写真電送を認めるものとして、権利者側の負担を軽くしていただきたい。
又、税関と警察との連携を強化し、反復継続的に商標権侵害物品を輸入するものの摘発を強化すべきである。
- V) 国税徴収法基本通達に「商標権を侵害する物品は公売に付してはならない」との直接的な記載をすべきと考える。
- VI) 特定商取引法のインターネットでの運用強化をすべきだと考える。
- VII) 中国に対してのACTAへの加盟働きかけをより一層強化すべきと考える。
- VII) 民事訴訟における損害賠償の実効性確保するため、商標権侵害物品の販売行為については、ある程度包括的な特定で足りるとする、または立証責任を事実上転換する等の運用を裁判所にご考慮いただきたい。

《全文》

I) 海外商標権侵害物品販売サイトについて

A) 現状

海外のサーバーにホスティングしている商標権侵害物品販売サイトが多数存在している¹。当該のサイトは、日本人向けに日本語で記載され、販売された商標権侵害物品は少量ずつ個人使用の名目でEMS等の国際郵便システムではほぼ100%中国から日本に送付されるのが普通であり、代金は日本国内の銀行口座へ支払わせるものが多い²。

販売者が日本国内に所在する場合であれば、プロバイダ責任制限法第3条運用ガイドラインに基づき、発信情報停止処置をISPに依頼できるし、発信者情報の開示をISPに求めた上で発信者に対して法的措置を講ずることも可能である。また悪質な場合は警察などによる取り締まりを期待できるが、サーバーが国外にあり販売者が国外にいる場合は如何ともしがたいのが現状である。

これに対して、平成22年7月27日、警察庁は、「振り込め詐欺等の犯罪に使用される銀行口座凍結」のために構築したスキームの模倣品及び海賊版分野での民間による活用の可能性（スキームの相乗り）についての説明を行い、平成22年10月28日、警察庁及び経済産業省は「日中知的財産権ワーキング・グループ」にて日本側が情報を提供し中国側がサイトを消去する体制を構築することに合意するなどして対策に乗り出しているといっていると理解をしている。

しかしながら、上記の実施していただいた施策だけでは抜本的な解決には至れないものと思料する。いわゆるイタチごっこに陥る可能性も否定できないのは勿論のこと、それ以前の問題として、急速にインターネット環境が整備される中国では独立サイトの問題以外の問題も存在するし、そもそも論であるが、インターネットの世界に国境がないにも関わらずそれを規制する法律には国境が厳然としてあることを起因とする問題も存在するからである。抜本的に基礎としての環境そのものを改善していく必要があると考えられる。

このような改善が行われない限り、消費者が粗悪な侵害品を購入するために金銭を支払い続け、水際には税関が甚大な労力を割き続けなくてはならないことになり、国としての利益が損なわれ続けると考えるべきと思われる。

¹ 弊法学会員の調査資料から算出すると、サーバーの所在地は、おおよその値として、アメリカ合衆国32.43%、中国（含む香港）29.72%、日本21.62%、韓国10.81%、台湾2.70%となる。

² 被害状況は以下の考察により推測できる。

関税局の発表によると平成20年度の商標権侵害物品の差止点数は、768,534個である。また、郵便物の比率は63.4%と発表されているので、約487,250個が郵便物での商標権侵害物品の差止点数になるはずである。

ブランド品以外の商標権侵害物品を40%等と考えると、60%の292,350個の殆どが問題とされるサイトで販売され国内に入り込もうとして税関で止められたと考えられる。税関の検査率は、人員等の条件から100%ではないはずで、検査率を、20%²と見積もっても、292,350個の4倍の数量である1,169,400個が日本に流入したと考えられる。

この数値は、一個35,000円が真正品としての価格平均としても、400億円以上の金額に相当する。

B) 講ずるべき施策

a) 「日本方式」の世界スタンダード化

国内の主要オークション（ヤフー・オークション、楽天オークション、ビッダーズ・オークション、モバオク等）における「画面情報から判別できる商標権侵害物品」³の存在率（100 個の出品物の内、画面から商標権侵害物品と判別できるものが幾つであるかの率）は、平成 16 年の 60%以上という数値から 1%内外程度となっており劇的に改善している。

上記の減少の要因は、第一に、関係省庁が法律を整備し、販売の場所を提供している者の責任を明確にし、その法律の運用に関わるガイドラインを策定することを ISP 及び権利者に示唆し話し合いの機会を提供したこと、第二に、ISP 及び権利者が相互の立場や状況を理解し、利用者の利便も鑑みた上で各々やるべきことを実施したことが挙げられる。

日本に影響のある主体を海外に置くサイト、すなわち、イーベイ、淘宝网（タオバオ）、阿里巴巴（アリババ）、百度（バイドゥ）等は、標記が英語や中国語であることが原因で日本人が利用する機会は少なく、商標権侵害物品存在率⁴が高くても直接的には日本の消費者に影響は少なかった。

ところが、ヤフーから直接淘宝网の出品物が購入できる機械による自動翻訳機能が組み込まれた「チャイナモール」が平成 22 年 6 月 1 日に開設されるなどして、壁は取り払われつつあり、中国の問題が直接日本の消費者のそれになりつつある。

中国のサイトで販売される日本企業製品の侵害品の問題が存在するのは勿論のことになる。

これに対して、平成 22 年 5 月 27 日、経済産業省は「日中インターネットシンポジウム」を主催するなどして状況を改善すべく日本企業及び中国 I S P、中国政府の話し合いの場所を提供する努力を行っている。

日本のインターネットに於ける侵害品状況が諸外国のそれと比較し劇的に良好であるのは、冒頭に述べた関係省庁及び ISP、権利者の相互協力・相互協調による侵害品排除体制の実施、いわゆる「日本方式」の実施を迅速且つ円滑に行ったという事実による。一方、裁判闘争に時間を費やし、コンプライアンスを無視し金稼ぎに専念した諸外国での侵害品状況改善が立ち後れるのは自明の理としか考えられない。

いずれにしても、裁判闘争により抜本的解決が得られないことが判明した時点、もしくは

³ 一般市場の商標権侵害物品は、「侵害品であることを前提として消費者に販売されているもの」と「侵害品であることが前提とされないで消費者に販売されているもの」に大別され、インターネットでは、「画面情報から判別できる商標権侵害物品」と「画面情報からだけでは判別できない商標権侵害物品」に大別している。「画面情報から判別できる商標権侵害物品」は、権利者などの判別情報を持っている者にとっての意になり、「侵害品であることを前提として消費者に販売されている侵害品」より幅が広い。

⁴ イーベイの侵害品存在率が 40%、淘宝网の侵害品存在率がほぼ 100%といわれている。淘宝网で真正品を購入するのは難しい。

は侵害品が溢れインターネットの発展に行き詰まりが発生した時点での侵害品対策としては、関係省庁及びISP、権利者の相互協力・相互協調による侵害品排除体制の実施以外は考えられないことは明白であり、その点につき日本国政府は諸外国に対して理を論じ、日本方式を世界スタンダードとすべく提唱・普及する活動を行い、B2B或いはB2Cを問わず、侵害物品販売サイトやオークションやショッピングモールでの侵害出品を迅速に削除できる体制・制度を構築させるように努めるべきと考える。

又、商標権侵害物品販売サイトが中国以外の国々のサーバーにも存在していることを鑑み、上記の働きかけを中国以外の国に対しても行うべきものとする。

このような活動が、翻り、1日でも早い日本製品の侵害品の排除や日本国内への侵害品阻止に直結すると考えるのでこの点についてご考慮いただきたい。

b) 商標権侵害物品販売代金払込口座について

現在、「振り込め詐欺等の犯罪に使用される銀行口座凍結」のために構築されたスキームに相乗りした形で、商標権商標権侵害物品販売の代金振込に利用されている銀行口座の凍結を銀行に要請できる。

更に、凍結だけではなく以下のことが行えるようになればより有り難いと考えている。

- －銀行が保有する銀行口座開設者に関わる情報の権利者への開示
- －消費者に還元できない凍結口座の残高の権利者への分配

ご考慮いただきたい。

c) 商標権侵害物品の個人使用目的所持・輸入の法令による規制

平成18年の関税法基本通達等の一部改正で「輸入貨物の数量が1個であるか複数であるかは「業として」に当たるのか否かを直ちに決定するものではない」とされ「数量の多寡にかかわらず認定手続きを執る」こととしていただき個人使用目的での輸入を行うのが難しい状況にして頂いたが、皮肉なことにこれと呼応して「個人使用目的であると言えば輸入できるし、違法ではない」との噂が流布され、上記の通達改正の実効性が失われつつあると認識している。

上記の問題は税関での現場対応等が誘因となったものではなく、法が商標権侵害物品の個人使用目的の所持や輸入・購入を規制していないのが抜本的問題だと思料する。

商標権侵害物品の個人使用目的所持についての商標法改正を検討いただいた際には、「経済法である商標法で経済活動ではない個人のそれを律するのは問題がある」、「他の知的財産権法、著作権法等とのバランスの問題がある」、「商標権侵害物品と真正品との区別困難性の問題と既に所持している物品に関する法的安定性に欠くおそれがある」、「個人使用目的での所持禁止は行き過ぎ」等の反対意見を有識者の諸先生方から頂戴したと認識している。

しかしながら、インターネットが発展した現在は、販売する者と購入する者が違う国に所在し、購入する者しか所在しない国、販売する者を律する法しかない国は何らの手を打つことができないで放置するしかないというのが実態であり、現行法は、片手落ちになっているとしか言いようがない。海外商標権侵害物品販売サイトによる諸被害を鑑みいただき、商標法もしくは他法令等による個人使用目的での商標権侵害物品所持もしくは購入の規制を検討していただきたい。

また、仮に個人使用そのものの規制が関連各法令との整合性から直ちには困難であると判断されるとしても、現行法上、何が個人使用に該当するのかの基準が不明確であるため、認定手続において輸入者が個人使用であると主張した場合、権利者はこれに反駁する有効な手段を持ち得ないという現状に鑑み、個人使用に該当しない場合の推定規定を設ける等、個人使用を装った業としての輸入を規制する方策を検討していただきたい。

すなわち、認定手続において、疑義貨物は商標権を侵害するとの権利者の鑑定に対し、輸入者が提出する抗弁は、①真正商品の並行輸入②個人使用に大別されるが、①に対しては、権利者は、輸入者の提出したインボイス等を調査するなどして、比較的容易に輸入者の抗弁をつぶすことができるのに対して、②においては、輸入者は特段の証拠提出を要求されておらず、「家族へのプレゼントである」といった安易な主張のみ行えば良く、これに対して、権利者が何を主張立証すれば業としての使用と認定されるのかが明確でないため、かなりの場合輸入者の抗弁が認められて疑義貨物が通関してしまうのが現状である。これは、①に関しては最高裁判例により基準が明確になっているのに対し②については裁判上で争われた事例がほとんど無いと思われること、①は客観的事実の認定であるのに対し②は主観的目的の認定という困難が伴うこと、も影響していると考えられるが、ともあれ、通達が改正されると共に②の主張が増加し、みすみす通関を許す事態となっていることは、憂慮されなければならないと考える。

とりわけ、昨今では、商標権侵害物品であることを堂々と謳って販売している中国等のサイトにおいて、税関で物品が差し止められた際の意見書の書き方で具体的に指導している模様であり、実際、異なる輸入者がほとんど同一文言の意見書を提出している事例も見受けられる。⁵かように、商標権侵害物品であることを認識している者が、定型的な個人使用の意見書さえ提出すれば、自由に商標権侵害物品を輸入できるというのは、輸入後の輸入者の行動まで監視し得ない以上、知的財産権侵害物品輸入差止制度の実効性は著しく損なわれることが明白である。

ちなみに、諸外国においても、商標権侵害物品の個人使用が一定の範囲で許容されていることは理解しているが、その場合でも無制限に個人輸入が認められている訳ではなく、例えば、米国においては、個人輸入について厳しい条件が付されている。すなわち、合衆国法典(United States Code)タイトル 19 セクション 1526 及びこれを受けた連邦規則集(Code of Federal Regulations)タイトル 19 セクション 148.55 によれば、米国において登録されている商標を侵害する物品の輸入は原則として禁止されており、以下の条件を満たす場合に限って商標権侵害物品の個人輸入が認められる。

⁵ 例えば、「当該疑義貨物は、私の業として輸入するものではありません。また、贈答、景品目的等で輸入するものでもありません。私自身の使用（収集）目的で個人輸入したものです。」「私は、知的財産、関税などに関する法律知識がありません。この意見書に記した個人輸入の目的や個人輸入行為に、違法性があり、罪に問われる可能性がある場合には、当該疑義貨物の所有権を放棄し、この意見書も取り下げます。」といった文言。

- ・ 米国に到着する個人が携行している物品であること
- ・ 当該物品は同人が使用するためのものであり販売を意図していないこと
- ・ 1種類につき1点までであること
- ・ 同人の到着前30日以内に同人が本例外の適用を受けていないこと

つまり、米国においては、郵便（旅行者の別送品やエアクーリエ等民間によるものも含む）やカーゴによる輸入貨物については、一切個人輸入は適用されないのである。翻って、我が国においては、昨今、商標権侵害物品にかかる認定手続の大半が外国郵便物についてであり、個人輸入の意見書が提出される先も外郵出張所がほとんどであり、年々増加する個人輸入の主張に対応せざるを得ない外郵出張所職員の負担は多大である。よって、携行品以外の商標権侵害物品の輸入は一切認めないという米国法制は極めて注目に値するところであり、彼我の商標法制の違いはあるにしても、このような個人輸入の規制については是非検討をお願いしたいと考える。

また、真正品ではないものの個人使用と認められ輸入が許可された際に、税関は、譲渡しない旨を記載した誓約書を輸入者に提出させているのが通例であるが、当該誓約書に反し譲渡した場合、刑事罰の適用があり得ることを輸入者に周知させていただきたいと考える。ちなみに、上記米国法においては、個人輸入として輸入が認められた物品を輸入から1年以内に販売した場合は、当該物品またはその価額を没収する旨の規定がおかれている（連邦規則集タイトル19セクション148.55）。名寄せ等の問題から実際に没収が可能かは別として、このような規定は輸入者に対する有効な威嚇効果を有するものと思量する。

Ⅱ）検索エンジン表示結果からの商標権侵害物品販売サイトの排除

検索サイトなどで「ブランド コピー 販売」と入力しサーチすると、膨大な数の商標権侵害物品販売サイトが結果として表示される。

例としては余り好ましくはないかも知れないが、「拳銃」、「児童ポルノ」等の文言をサーチしてもそれらが販売・閲覧できるサイトがこのように表示されるものはない。憲法等に保障される自由と権利との兼ね合いもあろうと考えるが、侵害品を販売しているところを探すのになんの苦労もないというのは問題があると思量する。ご考慮頂きたい。

Ⅲ）国内・国外のオークション出品者身元確認の強化

現状、中国から流出する商標権侵害物品は膨大である。可能であるならば、ブランド品に限定してと言うことでも構わないので、中国からの出品を禁止していただけると有り難いのであるが、もしこれが実施できないのであるならば、海外からの出品者の身元確認を強化するようにISPへ対して働きかけをしていただけると有り難い。

又、国内からの出品者に対する身元確認もISPにより実施の水準に差があることも事実である。ガイドライン等を策定し、国内からの出品者に対する身元確認として行うべきことを例示し、国内においても身元確認を強化する施策を実施していただきたい。

Ⅳ）水際対策

A) 差止申請手続きについて

差止申請手続について提出部数の軽減他の簡易化の処置が必要に応じて執られ、輸入差止申立のドラフトのやりとりが電子メールでできるようになり、申立手続が迅速化されたものと感謝している。

しかし、同手続に際して「侵害品と認める理由」と題される書類の提出が求められるようになって戸惑いを隠せない。上記書類は、「権利者自らが、自らが有する商標に類似すると思料する標章の事例を記載したもの」で、輸入されようとしている物品に付されている標章が登録された商標に類似するか否かについての判断は、認定手続においては税関がされることで、必要があれば特許庁等に問い合わせが可能であることも考慮すると、当該書類の存在の必要性からして疑問視せざるを得ない⁶。
上記の件について、ご考慮いただきたい。

B) 認定手続開始の際の輸入者情報開示について

輸入者に係る情報を認定手続開始時に権利者側に通知して頂いている。
しかし、輸入者が記載している内容が虚偽である場合が多いというのが実情である。しかし、輸入者は、税関当局からの連絡は受けたいと考えていると推測するので、電話番号は正確である場合が多いと推測できる。従って、商標権侵害物品の輸入行為抑止を目的により効率的な関係情報の権利者への伝達という観点から、認定手続開始の際には、輸入者の電話番号も通知すべきだと考える。
上記の件について、ご考慮いただきたい。

また、輸入者にかかる情報そのものではないが、上述のように、近時の認定手続はその大半が外国郵便物についてであり、その大部分がインターネット通販を利用したものである。政府におかれては、海外にサーバーが置かれている侵害品販売サイトの排除のスキーム構築に積極的に取り組んで頂いているが、輸入者から購入先のサイトを開示させ、これをサーバーの置かれている国の取締当局に通報して対処を求めるといった取組も有効であると考ええる。

C) 通常の認定手続の強化について

簡易の認定手続が導入され、権利者の点検の負担が著しく軽減されたことは感謝している。

しかしながら、簡易の認定手続に付することができるのは、権利者が予め予測して輸入差止申立に記載した品目だけであるので、今まで予測しなかったような商標権侵害物品が来た場合は、職権で通常の認定手続を取っていただくことになる。

この点、税関としても、輸入差止申立の対象外の品目については、商標権を侵害するか

⁶ 申請手続の段階では、侵害物品は存在しない。侵害物品を想定して、それに付されるであろう標章が類似するか否かについての論議は、仮定が迂遠である。そもそも、権利者は自らが製造・販売等した物品であるかどうかは判断できても、その物品に付されている標章が登録されている商標に類似するか否かについて判断するのは、認定手続においては行政機関たる税関であり、最終的には司法機関たる裁判所である。

どうかの情報が不足しているため、万一真正品と判断された場合のリスクを考えると、積極的に差し止めることに躊躇を覚えざるを得ないことは理解できる。しかしながら、輸入差止申立の品目を増やすには、現実には差し止められた商標権侵害物品を点検鑑定し、侵害品情報を蓄積することが極めて重要である。従って、通常の認定手続についても、より一層強化していただきたいと考える。

これに関連して、通常の認定手続においては、税関からの画像による鑑定は認められていないのが現状であるが、例えば、輸入差止申立の対象物品と対象外の物品が同梱で輸入された場合など、対象物品については画像による鑑定が可能であるにもかかわらず、対象外の物品のみのために点検に赴かねばならないことになり、簡易手続の実効性が損なわれることになる。よって、このような場合は画像による鑑定を例外的に認める等、弾力的な運用を図っていただければと考える。

D) 簡易の認定手続の拡大について

簡易の認定手続に付することができるのは、権利者が予め予測して輸入差止申立に記載した品目だけになる。例えば、輸入差止申立に記載した品目に「ジャンパー」はあるが「ウィンド・ブレーカー」がない場合で、衣料品には取扱説明が必ず付していると真正品に関わる情報が提供されている場合でも簡易の認定手続には付されず、遠方で且つ1個であっても商品の点検に税関に赴かなくてはならない。

特許庁の商標登録の同じ区分に属する場合で、真正品か否かの判断をするポイントが共通である場合は、輸入差止申立に記載した品目以外であるときでも簡易の認定手続に付することができるとしていただければと考える。
上記の件について、ぜひご考慮いただきたい。

E) 電子メールによる検査の拡大について

電子メールに写真電送を利用した貨物検査については、簡易の認定手続においてのみ許されている。

通常の認定手続においても写真電送による検査が可能な場合も多くあるのであるが、一々税関に赴かなくてはならなくなる。

輸入差止申立を行えばよいとの意見もあると思うが、輸入差止申立を行っている権利者であっても全ての品目に対して申立てを行うのは難しいという現実がある。

せめて、輸入差止申立を行っている権利者については、可能な範囲で通常の認定手続においても写真電送を認めるとしていただけると有り難い。

F) 通達による差し止めについて

いわゆるパロディー製品にみられることだが、ある海外の特定企業が正規に製造した製品でその地の法律では違法でないものが、日本の法律に照らすと商標権を侵害するという場合がある。

このような製品の輸入申告があると、輸入者及び権利者側から意見が提出され税関が商標権侵害との認定を行うというのは当然のことであるが、そのような行程（商標権侵害との認定が一旦なされた）の後には、当該製品の輸入差し止めを通達等で全税関に指示を頂けると有り難い。

現状では、同じ企業が製造した同じ製品であるのに、当該品についての輸入差止申立をしない限り、簡易の認定手続には付されず、各税関に赴き意見書を提出するという作業を繰り返し強いられる結果となっている。

パロディ製品は、多数のブランドに関わる場合が多いし、製品としての寿命は短く輸入差止申立が受理をされたときにはなくなっているのが実際である。

以上のことを鑑み、同様の製品についての通達による差し止めをご検討いただきたい。

G) 税関で反復継続して商標権侵害物品を差し止められた輸入者に対する摘発強化

警察と税関との連携を強化し、反復継続して商標権侵害物品を差し止められた輸入者の摘発を強化すべきである。

現在、弊法人若しくは権利者が警察と税関の情報の伝達役を担っている場合が多いが、取締機関どうしが直接情報を交換し、上記のような輸入者を摘発を強化していくシステムを構築していただきたい。

V) 国税徴収法基本通達について

インターネットの発展に伴い、税金支払いの滞納があった場合の差押財産の公売の場としてインターネット・オークションを利用するという機会が増加してきている。

インターネット・オークションを利用しての公売は、世間の注意を引くという意味でも入札者を増やすという意味でも有効なものと推察する。しかし、全く同じ理由から、万一、商標権侵害物品が公売された場合目立つようになったことも否定できない。

ユニオン・デ・ファブリカンは、税金を徴収する行政機関からのインターネット・オークションの公売に付そうとする差押財産の「真贋の確認」を行う窓口を設け対応している。

国税徴収法基本通達の「第1条関係の第2項」には「国税の滞納処分及び国税の徴収に関しては、法は一般法の地位にあるから、他の法律に特別の定めがあるときは、その規定が適用される」とあるが、同通達全体をみても「商標権を侵害する物品は公売に付してはならない」との直接的な一文は見受けられないと理解している。

税金を徴収する行政機関から、そのような一文があれば公売に付そうとする差押財産の「真贋の確認」を行わなければならないことが明白になるので有り難いとの言葉も聞いている。又、前述の通り、インターネットでの公売は目立つということも考慮した配慮が必要かとも考える。行政機関が侵害品を公売するという万一の事態を回避するとの目的からの意見であるが、上記について考察をいただきたい。

VI) 特定商取引法の運用強化

特定商取引法の「インターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドライン」では、同法が規定する必要的広告表示事項の表示（同法第11条）及び誇大広告等の禁止（第12条）等の義務が課せられ販売業者にあたるとして「（いわゆるブランド品）に該当する商品を一時点において20点以上出品している場合」の出品者が例示されている。

I S Pは、同法の運用を強化したいとの意向を有しているものと理解をしているが、同法を主管する消費者庁との連携体制が不足しているとの声も多く聞く。I S Pが特定商取引法に抵触すると思量する発信情報を停止する際に、主管する消費者庁にI S Pの解釈で誤りがないかを個別ケース毎に確認する手段がないと考えていることと、同庁よりI S Pに対しての特定商取引法に抵触する発信情報の停止処置の依頼等が十分でないものと考えていると理解している。

インターネットからの侵害品排除は、プロバイダ責任制限法及び古物営業法、特定商取引法等の運用強化によってなされるものと理解している。消費者庁によるインターネット上で同法に抵触する行為の監視の強化、I S Pに対する発信情報の停止処置依頼の引き上げ、I S Pとの連携強化について、是非、ご検討いただきたい。

又、特定商取引法に抵触するURLのより積極的な公開及びB 2 Bサイトにおいての同法の運用強化についてご検討を頂きたい。

VII) 中国に対してのA C T Aへの加盟働きかけの強化

政府におかれては、A C T Aの実現及び中国のA C T A加盟の働きかけを積極的に進めていただいているが、現在の商標権侵害物品の主たる流出元が中国であることをご考慮頂き、より積極的に上記働きかけを進めていくようお願いしたい。

VIII) 民事訴訟における損害賠償の実効性確保について

商標権侵害による損害賠償請求訴訟においては、不法行為の通則に基づき、権利者の側で商標権侵害行為を特定して主張立証しなければならない。しかしながら、合法的な事業活動に従事する企業ならいざ知らず、商標権侵害物品の販売を生業としている業者においては、個々の販売行為を特定できる資料を元々保有していないことが多く、文書提出命令等法の定める証拠開示手続によっても、侵害行為の特定は困難を極めることが多い。そもそも、権利者としては、商標権侵害物品を販売して欲しいと依頼した訳でもなく、その詳細を知りうる立場にないにもかかわらず、商標権侵害物品の販売により多額の利益を得た者が裁判においては売買を否認したため、個々の販売時期・販売商品・価格・侵害された商標等を特定しなければ商標権侵害が認められないというのでは、損害賠償請求を断念せよと言われているに等しい。よって、商標権侵害行為一般についてとまでは言わないまでも、商標権侵害物品の販売行為については、ある程度包括的な特定で足りるとする、または立証責任を事実上転換する等の運用を裁判所にご考慮いただきたい。

さらに、商標法39条で準用する特許法105条の3は、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる、と定めている。しかしながら、この規定が実際に活用されているかは疑問であり、商標権侵害物品の販売による商標権侵害事案においては、販売者の得た利益を明らかにするのが極めて困難であることに鑑み、同規定の積極的適用を裁判所に要望するものである。

内閣官房
知的財産戦略推進事務局 御中

社団法人衛星放送協会

「知的財産推進計画 2011」についての意見

2011年7月のアナログ放送波の停波、完全デジタル化に伴い、3波共用機の普及、伝送路の多様化が進展すると考えられます。衛星放送においてもBS新局開局やCSの高画質化などが予定されています。画質向上や視聴方法の多様化は利用者の利便性を向上させる面もある一方で、知的財産に関する法的整備が実態に追いついていないなどの理由による違法行為が蔓延しているのが実情です。特に有料放送モデルの事業者にとっては事業活動の根幹に関わる事態になり兼ねない状況です。

以上の観点から以下の点について重点的に取り組んでいただきたく要望いたします。

記

戦略	意見
戦略 2	インターネット上の著作権侵害コンテンツに対する措置の強化 インターネット上の動画投稿サイトは、国内外で濫立し、放送番組を放送後にアップロードするサイトはすでに利用者間に広く浸透している。さらに近年、放送事業者の生放送をそのまま違法に世界にむけて再送信するサイトも複数登場するに至り、サイト監視や削除要請など放送事業者の自助努力をはるかに超えるに至っている。我が国の著作権法に違反しているだけでなく、国境を越えて権利ビジネスの構造や秩序を揺るがす事態を看過することは産業全体の大きな損失につながる。インターネット上の著作権侵害コンテンツに対する対策を急ぎ強化していただきたい。
戦略 2	知的財産に関する啓蒙、教育活動の強化 上記、違法アップロードや私的利用の範囲を超えた複製行為の中には、知的財産に関する基本的知識の欠如や倫理観の問題による事例が少なくないと考えられる。一朝一夕に効果をあげるものではないが、学校教育における強化や放送・通信業界と連携した知財啓蒙コンテンツの製作、配信など地道な活動により、国レベルで知的財産問題に取り組むべきである。
戦略 2	アクセスコントロール回避規制の強化 有料放送、課金コンテンツ配信などアクセスコントロール機能を活用したビジネスが広範囲で展開する中、アクセスコントロール回避機器等の製造、譲渡、それらの機器を用いた回避行為、及び回避サービスの提供の拡散が憂慮される。かかる行為は有料放送事業者のコンテンツビジネスの前提を覆し、甚大な被害をもたらす。これらの違法行為ならびに脱法行為の拡大に対する規制の強化について具体的な施策を急ぎ示していただきたい。

以上

次期知的財産推進計画に向けた提言について

平成23年 2月 7日

知的財産人材育成推進協議会

1. 基本的な視点

企業・大学等で創出された技術を我が国産業の国際競争力の強化に結びつけ、より強い経済を実現するためには、研究開発から事業化、海外展開、侵害対策までを網羅した総合的な事業マネジメントが必要である。

そして、こうした事業マネジメントの実施にあたっては、標準化を含めた知的財産マネジメントを考慮した事業実施の重要性が強く認識されているにもかかわらず、必ずしも、標準化を含めた知的財産マネジメントを活用しうる人材は十分とはいえず、また、事業マネジメント人材と知的財産マネジメント人材との間の連携も十分なものであるとはいえない。

また、2006年に策定された知的財産人材育成総合戦略は我が国における知的財産人材の総合的な育成策をとりまとめたものであるが、策定から5年が経過し、知的財産人材の育成を取り巻く状況が大きく変わってきているため、見直しの時期にあると考えられる。

そこで、知的財産人材育成推進協議会は、かかる認識の下、今後の知財人材育成に関して政府の対応すべき取組や本協議会のメンバーも含む民間における自主的な取組として行うべき事項について、以下のとおり提言する。

2. 具体的な提言事項

【重点事項】

- 事業マネジメントと一体となった知財マネジメントを実現しうる知財プロデューサを育成すべきである。
- 事業GP（General Practitioner）を地域単位で配置し、ワンストップ相談窓口の機能強化を図るべきである。
- 事業コンサルチームを地域単位で配置すべきである。
- オールジャパンで高度専門人材ネットワークを構築すべきである。

(1) イノベーションの促進を産業競争力強化に結びつける知財人材の育成

我が国産業の国際競争力を強化し、我が国の経済成長に結びつけるためには、イノベーションを促進していくことが不可欠であり、技術革新の結果としての

知的財産を国内外で多様に活用していくことによって、イノベーションの促進が我が国産業の国際競争力の強化に結びついていくことは論を待たない。さらに、こうした技術革新を基礎としたイノベーションの促進モデルに加え、我が国の産業の国際競争力の強化の観点からは、事業構想に基づいたイノベーションの促進モデルについても留意する必要がある。

そうであれば、事業全体を見据えたマネジメントとしては、技術革新の結果としての知的財産の多様な活用を可能とするような知的財産マネジメントや事業構想の初期段階から積極的に関与する知的財産マネジメントを勘案した総合的な事業マネジメントが求められる。

そこで、知財立国を標榜する我が国としては、標準化を含めた知的財産マネジメントに熟知した事業マネジメント人材を育成するとともに、事業マネジメント人材と知的財産マネジメント人材との連携を図る方策を至急検討することで、事業マネジメントにおける知的財産マネジメントを明確に位置づけることが必要である。

<具体的施策案>

- 【戦略１・３】標準化を含めた知的財産マネジメントを熟知した事業マネジメント人材の育成を進めるにあたり、まず、我が国にこのような人材がどの程度存在するのか、現状・実態の把握を行うべきである。
- 【戦略１・３】知的財産プロデューサには、技術革新の結果としての知的財産を多様に活用するための標準化を含めた知的財産マネジメント能力に加えて、プロジェクト初期段階から研究成果の活用を見据えた研究戦略・知財戦略を策定するなど、プロジェクト全般にわたっての事業マネジメントにおける知的財産マネジメント能力が求められる。そのため、知的財産の専門知識を有する専門人材を、事業マネジメントと一体となった標準化を含めた知的財産マネジメントを実施しうる能力を備えた知的財産プロデューサへと育成することを検討すべきである。
- 【戦略１・３】標準化を含めた知的財産戦略を勘案した事業戦略を立案することの緊急性、とりわけ、大型プロジェクトにおいて立案すべき戦略の多様性と緊急性を考慮すれば、知的財産プロデューサの育成と併せて、多様な戦略の立案を支援する手段として、標準化、海外制度のエキスパート等の高度専門人材からなるオールジャパンでの高度専門人材ネットワークを早急に立ち上げ、知的財産プロデューサに対して助言できる体制についても早急に検討すべきである。
- 【戦略１・３】知財プロデューサの派遣先として、研究開発に公的資金が投入され、我が国の技術革新の起点として期待される大学や産学官連携の研究開発コンソーシアムに加え、革新的な成果や海外での事業展開が期待される

技術を研究対象とする研究機関等まで、その派遣する範囲の拡充を図る。

- 【戦略3】産学連携機能を強化し、また研究者が創造的研究活動に専念できる環境を実現するため、大学における知的財産マネジメント人材の育成・質的強化を図り、その育成・質的強化の達成度を「知的財産管理技能検定」などの客観的な基準で確認する仕組みを検討する。
- 【戦略3】産学連携、特に大学等が自立して産学連携活動を実施できるような環境整備のため、知的財産権に精通する弁護士を活用できるよう支援を行うとともに、企業内・組織内の知的財産部門での弁護士の採用が増えるよう支援を行う。

（2）中小・ベンチャー企業への支援

我が国の中小・ベンチャー企業の中には革新的な技術を有していながら、その技術を活用した有効な事業戦略を策定できないがために、革新的な技術が競争力の強化につながっていないケースがある。したがって、中小・ベンチャー企業が、事業優位を保つために、保有する技術に基づいた有効な事業戦略を策定できるように総合的な支援策を講ずるべきである。

また、中小・ベンチャー企業が直面する知財マネジメントに関する問題を把握した上で、中小・ベンチャー企業全体の事業マネジメントにおける知財マネジメントレベルを引き上げるために、総合的な取組をさらに進める必要がある。

＜具体的施策＞

- 【戦略3】中小・ベンチャー企業の場合にあっても、大企業や大型プロジェクトの場合と同様の知的財産マネジメントに係る問題を抱えているにもかかわらず、中小・ベンチャー企業では、大企業や大型プロジェクトの場合と比べて利用できるリソースは限られていることから、事業マネジメントにおいて標準化を含めた知的財産マネジメントをいかに実行していくかは、中小・ベンチャー企業にとってより深刻な課題となっている。そのため、中小・ベンチャー企業の事業競争力を強化するための知的財産戦略を含めた事業戦略上の問題点を正確に把握し、問題を解決するための提言を行える事業GP（General Practitioner）を地域レベルで配置し、研究開発から権利取得、事業化、海外展開、侵害対策までの総合的な支援を行うワンストップ相談窓口の機能強化を図るべきである。
- 【戦略3】事業GPには技術、法令、事業・経営、知財管理等の総合的な知識に基づいて、個別の中小・ベンチャー企業に適した知的財産戦略を含む事業戦略を検討し、提言を行う能力が求められる。したがって、事業GPに求められる高度な能力及び責任を考慮すれば、事業GPを育成するための研修制度を早急に準備すると共に、一定の能力を保有する事業GPに対しての認証制度の導入も検討するべきである。

- 【戦略3】事業GPに求められる資質を考慮すれば、標準を含めた知的財産マネジメントに精通した弁護士、弁理士等が上記研修を通じて事業GPとしての認証を得る仕組みを検討すると共に、中小企業診断士の資格試験に知財、標準の科目を必須とするなどの方策により、中小企業診断士を事業GPとして認証する仕組みについても検討すべきである。
- 【戦略3】事業GPでは対応が困難な専門的な問題を解決するために、事業化、法律、出願手続き、知財管理、海外展開等の専門家である、中小企業診断士、弁護士、弁理士、知的財産管理技能士、知財PD、広域AD等からなる事業コンサルタントチームを地域単位で配置し、事業GPを支援する体制の整備を進めるべきである。
- 【戦略3】さらに、事業コンサルタントチームでも対応が困難な極めて高度専門的な問題を解決するために、オールジャパンで高度専門人材ネットワークを構築し、事業GP及び事業コンサルタントチームをアドホックに支援する体制を整備すべきである。
- 【戦略3】東京地裁・大阪地裁への管轄の集中及び知財高裁への管轄の集中について、知財部裁判官の給源を含め、政府として具体的な見直しを実行すべきである。

(3) グローバルな視点による知財人材の育成

我が国企業の経済活動が一層グローバル化する中であって、海外における知財戦略を含んだ事業戦略を適確に策定することがますます重要となっている。

<具体的施策案>

- 【戦略1・3】経済活動のグローバル化の進展を受け、従来の「主要国・地域における知的財産権の取得」を基本とする海外における知財戦略だけではなく、事業展開すべき国・地域の特性、知的財産の活用の多様性などを考慮したきめ細かい知財戦略が事業戦略の策定に当たって求められている。一方、我が国には、これまで様々な国際機関、国際会合・フォーラム等における経験を通じて獲得した個人レベルでの知恵が蓄積しているが、個人の有する知恵が必ずしも個人レベルの知恵以上には生かされていない。そこで、こうした個人間に緩やかなネットワークを形成し、これらの個人の有する知恵を国レベルで結集し、活用することにより、海外展開における知財戦略を含む事業戦略の策定の支援に資する方策を検討すべきである。
- 【戦略3】海外の人材育成機関、とりわけアジア諸国の人材育成機関との間で、情報交換・意見交換を通じて連携を深め、共通の課題に対して共通の課題解決アプローチを採ることの可能性について検討すると共に、アジア諸国等における知財の人材育成に協力し、知財マインドの向上を図る。

（４）知財民度向上のための知的財産教育の推進

我が国国民が知的財産に対して正しい認識を持つためには、小・中学生から大学生や社会人まで広い範囲を対象とした、知財に関する普及啓発活動を行うことが必要である。

中学・高校の新学習指導要領では知財が様々な教科で取り扱うこととされるなど、知財教育は制度的に充実しつつある状況にある。他方、知財教育の具体的実施にあたっては各学校や各教員の意識の高さに頼る部分が大きい現状を鑑みれば、今後、知財教育のより一層の浸透を図る全般的な方策として、教育ツールの充実を行うと共に、知的財産教育を行いやすくする環境整備を行うことが重要である。

＜具体的施策案＞

- 【戦略３】産業財産権テキスト等の内容をeラーニング化することにより、これまでの紙媒体による利用に加え、若年層に利用しやすい態様で知的財産に関する知識・情報を提供することを検討すべきである。
- 【戦略３】初等中等教育段階における知財教育を行うことができる教員を育成・確保すべきであり、かかる教員の資質を担保するために、例えば、知的財産管理技能士などの資格を取得することを奨励することなどを検討すべきである。また、教員に対して教育の指針を明確にするために、知財教育の目標としての知財・創造マインドの醸成が教育指導要領に明記されたことを受け、教員に対してその旨を広く周知するとともに、知財教育の円滑な実施に向けた教材や教育ツールの整備を進めるべきである。
- 【戦略３】将来に亘る知財人材育成には、子供の頃から知財に親しみ、そのマインドを育む環境を整備することが肝要であり、とりわけ、生活の大半を占める学校教育の現場において、知財が身近なものとして感じられるよう工夫する必要がある。そのため、知財教育セミナーなど人材育成に欠かせない事業については、これまで以上に積極的に実施させるべきである。

（５）大学等における知財教育の充実

新たな知財専門職大学院の開校や、法科大学院、専門職大学院等における知財教育の浸透など大学における知財教育の環境は拡充されつつあるが、知財立国の基礎となる人材の更なる拡充を図るため、大学等における知財教育の現状を把握し、知財教育カリキュラムの充実を進める必要がある。また、我が国の知財教育水準を世界トップレベルにするためのアカデミアの国際的な交流等を推進していくことも重要である。

＜具体的施策案＞

- 【戦略３】知財立国の実現の基礎となる人材の拡充を視野に入れて、広く大学等における知財教育が展開されるよう、現状を把握し、より充実した知財

教育のあり方を検討するとともに、知財教育用教材やその活用手法、講師についての情報の共有・交換、講師の相互派遣などの具体的な協力を進める。また、知財専門職大学院が知財人材の育成に関して果たすべき役割・機能について、わが国において求められる知財人材像を考慮しつつ、基本的な考え方を再整理する。

- 【戦略3】我が国の知財教育水準を世界のトップレベルに持ち上げるために、知財教育実践の国際的な交流、特にアジア地域を重視した交流を推進する。また、その中で知財専門職大学院等の連携によるアジア留学生向けの知財教育プログラムの開発を支援する。
- 【戦略3】法科大学院における教育をレビューして、司法試験選択科目として知的財産法を選択しやすい環境の整備、更には未修者の合格率等を上げる対策など、司法制度改革の理念に即して、知的財産権に精通する弁護士の育成を行う。

2011年2月7日

「知的財産推進計画2011」の策定に向けた意見

ビジネス ソフトウェア アライアンス

ビジネス ソフトウェア アライアンス（「BSA」）¹は、「知的財産推進計画2011」の策定に向け以下の通り意見を提出致します。

1. その他： クラウド時代に即した知財制度の早急な整備

クラウドコンピューティングの技術・サービスや他の先進的なテクノロジーを提供する企業は、引き続き、特許、著作権、及びその他の知的財産権の保護を信頼し、これに大きく依存している。知的財産権法は、権利者に対して明確な保護を与え、不正な利用や侵害に対する積極的な執行を可能とすべきである。

今後クラウドが普及していくにあたっては、従来の問題の他、以下の新しい知的財産権の侵害の形態が考えられ、これに素早く対応していくことが必要となってくる。この新しい問題につき一刻も早く対応し、新しい社会的・技術的環境において、知的財産権に依存して技術革新を行う産業とサービスのユーザーの双方にとって予見可能性が高い法制度を策定することによって、日本におけるクラウド発展させ産業競争力を強化するため、世界と協調しながら日本がリーダーシップを取っていくことが期待される。

クラウドサービスにおける知的財産権保護と侵害対策に関して考慮すべき4つの形態

¹ ビジネス ソフトウェア アライアンス(BSA)は、世界80カ所以上の国や地域でビジネスソフトウェア業界の継続的な成長と、安全で信頼できるデジタル社会の実現を目指して、政策提言・教育啓発・権利保護支援などの活動を展開している非営利団体です。BSAは急成長を遂げるビジネスソフトウェア業界をリードする企業で構成されています。1988年の米国での設立以来、常に政府や国際市場に先駆け、世界のビジネスソフトウェア業界とそのハードウェア・パートナーの声を代表する組織として活動をつづけ、教育啓発、および著作権保護、サイバーセキュリティ、貿易、電子商取引を促進する政策的イニシアチブを通して技術革新の促進に努めています。BSAメンバーは、アドビシステムズ、アジレント・テクノロジー、アルティウム、アップル、Aquafold, ARM, Arphic Technology, オートデスク, Autoform, AVEVA, AVG, ベントレー・システムズ, CA, ケイデンス, シスコシステムズ, CNC/Mastercam, コーレル, ダッソー・システムズ・ソリッドワークス・コーポレーション, デル, Frontline PCB Solutions, An Orbotech Valor Company, HP, インテル, Kaspersky Lab, マカフィー, マイクロソフト, Minitab, NedGraphics, PTC, Progress software, クォーク, クエスト・ソフトウェア, ロゼッタストーン, Scalable Software, シーメンス, サイバース, シマンテック, シノプシス, およびマスワークスで構成されています。詳しくは、BSA 日本ウェブサイト www.bsa.or.jp または、BSA 米国本部ウェブサイト www.bsa.org/usa/ (英語)をご覧ください。

- (1) 再頒布の許諾を得ることなくして、クラウドを利用して不正ソフトウェアを提供する、又は、SaaS (ソフトウェア・アズ・ア・サービス)の提供を行う。
- (2) 無許諾ソフトウェアが組織内においてプライベートクラウドに利用される
- (3) プライベートクラウドにおけるライセンス不足
- (4) SaaS のアカウント認証情報の共有又は不正使用若しくは SaaS のハッキング

特に（４）に関しては、不正アクセスの禁止、多様なサービス提供方法を認めるために契約条件を尊重し十分なエンフォースメントを確保することの他、技術的保護手段（アクセスコントロール）の回避規制が重要となってくる。

クラウドにおいては、エンドユーザーのパソコン等のローカルエリアに複製物を保存するとは限らない。インターネットとウェブブラウザ等を使って第三者が管理するサーバー上において動作するアプリケーションソフトウェアに処理の指示を行いその処理結果を表示する機能をサービスとして利用する場合、遠隔地で作動するアプリケーションソフトウェアにアクセスすることこそが重要な意味を有するのであり、複製物を作成することの社会的・技術的な意義は希薄になってくる。同様に、正規料金を支払って、著作権で保護された正規のコンテンツの複製物をダウンロードすることと、遠隔地に保存されたコンテンツにアクセスして享受することについて、その差異も希薄になっている。従って、アクセスコントロールを付した上でアクセスを正規に許諾することによる著作物の利用が益々重要となってくるため、著作権者が付した技術的保護手段の回避が規制されないとすれば、何ら著作物利用の対価を払うことなくして、従来著作権法で保護されていた著作物による便益を不正に享受することができることとなり、社会的・技術的变化に鑑みれば、著作権者の保護にもとることとなる。

また、技術的保護手段の回避は必ずしも機器やプログラムを用いて行われるものではないから、現在の規制では不十分である。例えば、現在でも、正規ユーザーに与えられる固有の文字列コードをネットワークを通じて接続されるサーバー等が認証するシステムによって、認証されない場合には不完全な複製物として、違法な複製を抑止する保護技術がビジネスソフトウェアに用いられており、その不正な回避による損害は甚大な額に及ぶが、これらの不正な回避には機器やプログラムの入手を必要とするわけではないから、機器やプログラムの販売等のみを禁止する現行法の規制は不十分である。前記のクラウド時代の新しい侵害形態を考えれば、なおさら、自ら回避する行為及び回避に関する不正な取引を規制すべきである。

2. その他： 不明確又は十分な根拠に基づかない著作権法の権利制限を行わないこと

B S Aは、著作権の基本的な諸権利は著作物の創造の大きなインセンティブになっているものであって、諸権利についての権利制限は、根拠のある必要性に基づくものであるべきで、かつ細心の注意を払って規定されるべきであるという基本的な考えを有している。この観点から、著作権法の権利制限の一般規定の条文化については大変強い関心と懸念を有している。また、今後も、一般規定の更なる拡大等安易に行うべきではない。

(1) 曖昧で広範囲な一般的権利制限規定の文言としないこと

権利制限の一般規定の文言は、権利者及び利用者にとって、著作物を利用する特定の行為が権利制限規定の一般規定に服するのかが十分に予測可能となるよう、より精緻であるべきと考える。特に、B S Aは、平成23年1月付け文化審議会著作権分科会報告書（以下「報告書」という。）における権利制限される利用行為のうちC類型が非常に曖昧であって、その適用範囲が非常に不確実で予測不能であることに懸念を有している。そして、権利制限の外延が理解しうるような具体的条文に近い案について利害関係を有する関係者の意見を聞く機会を設けず、曖昧な概念のみに基づいて法改正をおこなうことを憂慮している。報告書41頁及び42頁に記載された、「権利制限規定の一般的規定を置かない現行著作権法の下において、例えば、権利者の利益を不当に害さず、社会通念上も権利者も権利侵害を主張しないであろうと考えられる著作物の利用」を超えて権利制限を認めたものではないことを再確認のうえ、各類型につき明確な条項を策定すべきである。

この点、報告書利用行為のC類型でプログラムの著作物が実行形式で存在する場合について、プログラムを実行しその機能を享受するための利用はCの類型に該当しないと整理し、脚注83においては、「・・・当該複製は、技術検証の範囲で行われる限りにおいて、（表現を知覚することを通じてこれを享受するために行われていないからという根拠ではなく）プログラムの著作物の機能を享受するために行われているものではない」という根拠により、Cの類型に該当しうるものと整理することができるとしているが、これらの表現は紛らわしく誤解をまねくものと言わざるを得ない。著作権法が複製や公衆送信を禁止する禁止権であることに鑑みれば、最終的に実行しなかったことを理由にいかなるその前段階の複製が複製権侵害等を免れるものではないことは明らかであり、少なくともプログラムの機能享受に関連し得る一切の複製（準備・設定段階その他を含む）は明確に禁止されていなければならない（一般的権利制限により適法とはならない）。少しでも広すぎる規定ぶりが、ソフトウェアに関して今まで積み上げられてきた実務及びコンセンサスを著しく破壊するおそれがあることを肝に銘じるべきである。

(2) 個別権利制限規定が一般的権利制限規定に優先することの明記

まず、著作権の保護と利用の利益衡量を十分に行ったうえで定めた個別権利制限規定における精緻な外延というものを、いかなる権利制限の一般規定にも優先させるべきである。

そうしなければ、多くの個別権利制限規定に盛り込まれていて権利保護のための安全弁となっている条件が、有効に機能しなくなってしまうからである。

この点、プログラムの著作物について権利制限が必要となる利用行為の類型として要望が出され議論されたのは、専らリバース・エンジニアリングに関連する利用行為のみであり、これについては、出来る限り不明確性を排除するため、一般的権利制限規定ではなく平成21年報告に基づき個別権利制限規定を創設して対応することとする以上（報告書57頁）、利用行為がリバース・エンジニアリングの場合は全て個別的権利制限規定の要件充足性を検討すべきものであって、この意味でも、個別権利制限規定が一般的権利制限規定に優先することが明記されなければならない。

B S Aは、より広い状況の下で逆コンパイルを認めて著作権の保護を減退させることは、不透明さを生じさせ、イノベーションを遅らせ、かつ競争を制限することにより、産業に損害を与えるものであると考え、また、開発者及び消費者には必要な情報を入手するための多くの方法があることを指摘して、権利制限には反対しておりますが、仮に権利制限規定を設ける場合であっても、EU の制定法及び米国裁判所の判例により、現在、逆コンパイルは、極めて狭い範囲でかつ具体的な制限が課せられる条件の下で相互運用性を達成するという唯一の目的のためのみに認められていることや、EU ソフトウェア 指令が逆コンパイルが認められる場合について厳密に制限していることが参考に値することにつき繰り返し意見を提出している。当該事情は、一般的権利制限規定の導入にあたって也十分考慮されなければならない。

（３）一般的権利制限規定は任意規定であって、契約をオーバーライドするものではないことの確認

前記のとおり、クラウドの環境においては、契約に基づき許諾を与えた範囲で、許諾に基づく認証情報で著作物を利用することが権利者とユーザーとの間の契約内容として大変重要となってくる。権利者の利益を不当に害さず、社会通念上も権利者も権利侵害を主張しないであろうと考えられる著作物の利用について、萎縮効果を排除するために一般的権利制限規定を置くという理由からすれば、契約において明確に禁止されている複製及びその他利用行為、契約において許諾されていないいかなる複製、公衆送信等について、許される必要性も許容性も存在しない。

以 上

「知的財産推進計画 2011」の策定に関する意見書

一般社団法人日本レコード協会

○ 戦略2：コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進

《要約》

1. 国内外のイベントを活用した総合的発信
 - (1) C o - F e s t a ～ T I M Mの継続・発展
 - (2) 政府および在外公館による支援強化
2. 電子配信ビジネスの前提となる著作権侵害コンテンツを大幅に減らす
 - (1) 動画投稿サイトにおける違法配信からのダウンロードに対する効果的な対策の検討
 - (2) 違法な音楽等をダウンロードする行為への罰則の導入
 - (3) 「プロバイダ責任制限法」の見直し
 - (4) 著作権侵害を防止する技術的対策の推進
 - (5) 若年層への著作権教育の充実
 - (6) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトへの対応強化
 - (7) 悪質行為者に対するアカウント停止措置等の導入
3. デジタル化・ネットワーク化時代に対応した著作権制度の整備
 - (1) 私的録音録画実態に合わせた「私的録音録画補償金制度」の見直し等
 - (2) 「法定損害賠償制度」の創設
 - (3) 商業用レコードの業務上の利用からレコード製作者へ適正な対価が還元される制度の創設
 - (4) レコード保護期間の延長

《全文》

1. 国内外のイベントを活用した総合的発信

『1. 国内外のイベントを活用した総合的発信』については、日本の音楽産業が発展するためには、1億2千万人の国内市場にとどまらず、可能性のある海外市場を開拓していくことが必須となる。

そのためには、日本の優良な音楽コンテンツの海外ライセンスを増大させることと、ライセンスしたコンテンツを実ビジネスに結びつけるため、海外のユーザーが日本の音楽コンテンツに触れる機会を増大させ成功例を積み重ねることが必要となる。

一方、海外における音楽ビジネス拡大のネックとなっている海賊版対策および諸外国の参入障壁の撤廃も並行して実行していく必要がある。

これらはいずれも、音楽業界が更に努力することが前提となるが、自助努力だけでは達成できない課題（諸外国の政策に起因する課題、国の支援を受けている海外の音楽業界との競合上必要とされる課題等）も多く、下記（１）、（２）の取り組みに対して政府および関係省庁は必要な支援をすべきである。

（１）C o - F e s t a ～ T I M M の継続・発展

Co-Festa 公式イベントとしてこれまで４回行ってきた東京国際アジアミュージックマーケット（TIMM）は、回を重ねるごとに実績を上げてきており、今や音楽コンテンツのライセンスアウト推進の柱となってきた。

現在、第４回 TIMM でスタートした商談が進行中であり、過去３回の実績を上回る結果が期待されている。TIMM は回を重ねるごとに海外における認知度も上がり、毎年 TIMM に参加することを楽しみにしているバイヤーも多くなってきた。現在、次年度の TIMM で更に実ビジネスの成果を挙げるべく検討に入っており、是非この流れを継続・発展させるため、引き続き TIMM への支援を求めたい。

（参考：第１回～第４回 TIMM 報告）

	第１回（２００７年）	第２回（２００８年）	第３回（２００９年）	第４回（２０１０年）
招待国数	８カ国（アジア８）	１２カ国（欧米５、アジア７）	１２カ国（欧米７、アジア５）	１３カ国（欧米６、アジア７）
招待者数	３９名（アジア３９）	４９名（欧米１９、アジア３０）	４９名（欧米２６、アジア２３）	７４名（欧米 ３９、アジア ３５）
日本側参加社数	１６社	２１社	２２社	４１社
成約件数	２１件	５５件	４１４件	進行中
備考		①対象地域をアジアから 欧米まで拡大 ②配信のライセンスング 商談開始	①TIFFCOMとの連携 ②webによる事前の情報 提供と通年の最新情 報提供 ③仏Japan EXPO.での 招聘活動	①TIFFCOM と連携継続 ②web 改良し活用度向上 ③日本からだけで無く海 外用商談ブースを設置し 双方向の商談方式 ④渋谷での外部イベント （ライブ）と提携し観覧

（２）政府および在外公館による支援強化

日本市場に対して積極的にアプローチしている諸外国（カナダ・フランス・イギリス・フィンランド・韓国）は、在日大使館内に自国の音楽コンテンツに精通した人材を配置し、日本の業界関係者と連絡を密に取り、また、各国の政府系団体と連携して自国の音楽コンテンツの売り込みを行っている。

日本も各国大使館内に広報文化部があり文化担当者を配置しているが、上記諸外国と比較して、機能・活動に大きな違いがある。今こそ、省庁を横断した司令

塔的な機関の創設が望まれる。

具体的な要望は以下のとおりである。

- ① 主要諸外国の大使館内に音楽専門担当者を置き、各国の音楽関係者とライセンスアウトに意欲的な日本の音楽レーベルとの関係強化の促進。
- ② 英、仏、韓の各政府機関のように、コンテンツのライセンスアウトのため、既存の省庁を横断した機関の創設。更に、この機関を通じて海外ビジネス拡大を図るほか、各国の海賊版違法対策、参入障壁の除去に向けた相手国政府への働きかけ。
- ③ 現在、韓国の K-POP アーティストが日本において新たな地位を築きつつあるが、これは長年韓国政府の韓国音楽コンテンツに対する支援策が揺るがず継続された結果であり、韓国コンテンツの隆盛は日本だけでなく世界各国へ拡がりをみせている。日本においても、海外主要都市において、日本人アーティストが毎年一回定期的に現地へ行きコンサート・ライブを開催できるように一定期間にわたる継続的な支援をしていただきたい。
- ④ 韓国と同様、海外主要国にオールジャパンコンテンツの情報センターを設置。現在音楽業界では、北京、上海、ソウル及び済州島に「日本音楽情報センター」を設置し、日本音楽の普及・促進を図っている。そのうち上海、ソウルは在外公館内にショウケースを設けているが、運営時間の制約、身分証明書の提示など利用者の利便性に問題があるため、独立した施設が望ましいと考える。具体的には、日本の音楽・映画・アニメ・TV・ゲーム等の作品を展示すると共に、ライブスペース・試写室等の設備を施し、日本コンテンツを定期的にアピールできるイベントを実施するための「オールジャパンコンテンツセンター」をアジア諸国および欧米主要国に設置するよう要望する。
- ⑤ 現在コンテンツ海外流通促進機構（CODA）が行っている中国に対する違法対策への支援強化
音楽・映像等の違法ファイルの削除要請を、迅速・効果的に行うためには、中国に駐在事務所と駐在員を置く必要があり、そのための支援をお願いしたい。

（参考－各国の在日政府系機関とその機能）

国名	在日公館の機能と活動	本部組織
カナダ	①大使館内に文化担当官（音楽）を設置 ②大使館内にイベントホールを設置し、毎年カナダのアーティストを複数来日させ、商談用コンサートを実施	
フランス	①仏政府公式機関で、仏語学校、仏文化センターである日仏学院内に bureau export を設置。	bureau export は官民による運営で、本国に本部を 設置

	②bureau export は同センター内の施設(ホール、レストラン)を利用し、毎年音楽見本市を開催。	(出先機関は日本の他、米、英、独、西、伯に設置)
イギリス	①クリエイティブ・消費財、サービスの担当官を設置 ②担当官は日本の各音楽レーベル担当者に英国音楽のプロモーションを実施。	①本国に外務省、経産省共管の貿易・対英投資部を設置 ②英国レコード協会と貿易・対英投資部が各国で音楽見本市を共催。これに英国大使館が協力。
フィンランド	①フィンランドセンター(研究・高等教育・文化面における日本との相互協力を推進する機関)文化・コミュニケーション担当を設置 ②MUSEX と連携し、各国で商談会を実施	Music Export Finland(MUSEX)は民間団体で、同国音楽の輸出、マーケティングを行う。
韓国	①KOCCA(韓国文化コンテンツ振興院)日本事務所開設 ②定期的に音楽、ドラマ等韓国コンテンツのイベント開催	①KOCCA は文化観光部の外郭団体(海外事務所は日本の他 米、英、中に設置) ②韓国著作権委員会(中、タイ)

2. 電子配信ビジネスの前提となる著作権侵害コンテンツを大幅に減らす

『2. 電子配信ビジネスの前提となる著作権侵害コンテンツを大幅に減らす』については、下記(1)～(7)の各項目毎に意見を申し述べる。

(1) 動画投稿サイトにおける違法配信からのダウンロードに対する効果的な施策の検討

違法配信による著作権侵害は、依然として深刻な状態にある。特に、中学生・高校生を中心とした若年層が、動画投稿サイトで違法に配信されている音楽・映像等の違法ファイルを、ダウンロード支援サイトやアプリケーションを使ってダウンロードしている実態が当協会の調査で明らかになった。当協会による動画投稿サイトに対する違法ファイルの削除要請件数は、2009年12月から2010年12月までの13ヶ月間で約10万件に達している。

違法にアップロードされた音楽や映像をダウンロードする行為は著作権法違反であるが、こうしたダウンロードを容易にする支援サイトやアプリケーションが存在する限り、著作権侵害行為を抑止することは容易ではない。

したがって、動画投稿サイトにおける違法配信からのダウンロードに関する実態を把握した上で、違法なファイルをダウンロードする行為を効果的に阻止する施策を早急に検討・実施すべきである。

(2) 違法な音楽等をダウンロードする行為への罰則の導入

2010年1月1日より改正著作権法が施行され、違法配信からのダウンロードが私的複製の範囲に含まれないこととなった。しかし、違法ファイルの流通量に減少は見られず、依然として正規の流通を上回る大量の著作権侵害ファイルが流通

している。このような状況を改善し、著作権侵害ファイルの総量を減少させるためには、現状民事責任のみを認め、刑事罰を科していない著作権法 30 条 1 項 3 号の行為を罰則の対象とすることが最も効果のある抑止策と考えられる。個々の私的複製による被害法益は大きくないにしても、その総体としての被害法益は膨大であり、蔓延する著作権侵害を抑止する観点からも罰則を新設すべきである。

(3) 「プロバイダ責任制限法」の見直し

① 一定のインターネット・サービス・プロバイダ（ISP）に対する著作権侵害防止義務の導入

違法な音楽ファイルは日々大量にアップロードされており、その手口も巧妙化しているのが実態である。当協会では、携帯電話向けサイトで提供されている違法な音楽ファイルの探索ならびに削除要請を 2006 年から開始し、2009 年 12 月からはその範囲を動画配信サイトやストレージサイトまで拡大した。これまでに、2006 年から 2010 年 12 月までの累計で約 33 万件の削除要請を実施している。

しかしながら、大量の違法ファイルを権利者が網羅的に発見し対策を講じることが既に限界に達していること、また違法ファイルの事後的な削除だけでは侵害の減少には繋がらず、現状では権利保護の実効性を欠いているといわざるを得ない。

一方、こうした侵害コンテンツが蔵置される場を提供する ISP は、自らが管理するサーバーに蔵置されるコンテンツの自主的な監視を行う等の措置を講じることにより、侵害行為の防止または迅速な権利侵害状態の解消を図ることが可能な立場にある。

従って、一定の ISP に対し、合理的な範囲で著作権侵害行為を防止する措置を講じることが義務付け、この義務の履行を「プロバイダ責任制限法」による免責を受ける要件とするよう制度の見直しを行うべきである。

② 「プロバイダ責任制限法」に定める発信者情報開示請求手続きの改善

当協会は、音楽ファイルを違法にアップロードしている発信者の情報開示請求を 2005 年から実施しており、自発的な開示または訴訟による開示によって得られた情報に基づく交渉により、これまでに計 17 名のユーザーとの間で誓約書の提出と損害賠償金支払いで合意している。しかし、発信者情報の開示請求から最終的に開示が得られるまでに半年かかる事例もあり、また、訴訟による開示を求める場合には権利行使のための証拠保全の対応が必要になる等、権利侵害者の特定に相当の手間とコストを要している。従って、「プロバイダ責任制限法」に定める発信者情報開示請求手続きの簡素化を図るべきである。具体的には、以下の 3 点について改善を求める。

a) 発信者情報開示請求手続きを簡素化するべきである。

ISP の任意の判断による情報開示が促進されるよう法改正を行うか、あるいは仮に裁判所が関与するとしても、本案訴訟ではなくより簡易な手続きで情報開示ができる新たな制度を設けるべきである。

b) ISP の努力義務規定を新設すべきである。

現行法では、発信者へ意見聴取することは ISP の義務として規定されているが、被害者に対する ISP の義務は何も規定されていない。したがって、被害者の情報開示請求に対して誠実かつ迅速に回答するように努めることを規定化すべきである。

c) 被害者の権利行使を実効性のあるものとするため、接続サービスを提供している ISP に情報開示を求めた特定の情報のうち ISP による特定 IP アドレスの「割当記録(特定の日時、特定の IP アドレスが割り当てられいたものを特定するための記録)」を一定期間保存することを法定化すべきである。

(4) 著作権侵害を防止する技術的対策の推進

当協会では、携帯電話向け違法音楽配信の根絶のため、関係省庁との連携の下、2009 年 9 月に「違法音楽配信対策協議会」を設立し、携帯電話事業者、利用者、他の音楽権利者団体等の参加を得て、実効性の高い技術的対策の検討を行っている。具体的には、携帯電話端末に違法音楽ファイルを識別する技術を導入し、端末での利用を制限するなどの対策を検討中である。

また、携帯電話向け違法サイトから違法ファイルの排除を図り、青少年が安全に安心して利用できる環境を整備するため、権利者、携帯電話事業者、利用者等、複数のステークホルダーと緊密な連携の下、携帯電話専用サイトにおけるフィルタリング機能を向上させその実効性を高めるための検討を行っており、現在、技術的手法に関する実証実験を実施中である。

インターネット上の違法な著作物流通を根絶するため、関係省庁は、引き続き技術的対策の検討を推進する関係者の取り組みを支援し、実効性のある対策に必要な制度上の措置を講じるべきである。

(5) 若年層への著作権教育

当協会の 2010 年調査によれば、携帯電話利用者の 83% が違法サイトを認知し、特に 10 代の違法サイトへのアップロード率が増加しているという結果も出ている。

知的財産権侵害が窃盗と同じ「犯罪」であること、知的財産権侵害を行うことによりクリエイターに適正な対価が還元されなくなり新たな著作物等の創造ができなくなることなど、若年層に対し著作権についての基本的な教育を行うことにより、著作権意識と規範遵守意識の向上を促し、正規コンテンツの利用へと誘導するために効果的な啓発活動を実施することが極めて重要である。

関係省庁は、若年層への著作権教育の充実に一層取り組むべきである。

(6) 侵害コンテンツへ誘導するリンクサイトへの対応強化

携帯電話向けサイトまたはインターネットサイトにおいて、動画投稿サイトやオンラインストレージサービス等で提供される侵害コンテンツを一覧にして、それら侵害コンテンツへのリンクと共に利用者に情報を提供する「リンクサイト」や「ランキングサイト」が存在している。こうしたサイトは、侵害コンテンツを蔵置する場を提供するサービスではないが、インターネット上の膨大な情報の中から利用者が容易に侵害コンテンツを探し出しダウンロードすることを可能とするサービスであり、著作権・著作隣接権侵害行為を誘引・助長するものと考えられる。侵害コンテンツへ誘導するリンク情報等の提供行為を差し止め請求の対象になることとし、このようなサービスを提供する ISP は権利者からの削除要請に応じる義務があることを明確化する必要がある。

(7) 悪質行為者に対するアカウント停止措置等の導入

ファイル交換ソフトによる権利侵害のケースでは、権利者は、侵害コンテンツを蔵置する ISP が存在しないため違法ファイルの削除要請を行うことが不可能であり、また、発信者に関する情報開示を経ずして違法行為者に注意喚起・警告等を直接行うことができない。従って、ISP が違法行為を行う利用者に対して直接的に注意喚起・警告等を行った結果、一定回数の警告にも関わらず権利侵害を繰り返す利用者に対しては接続アカウントを停止する等の措置を講じることが、実効性の高い侵害防止措置になるものと考ええる。既に同様の制度を導入したフランス、韓国、台湾などを参考に、日本においても実行性の高い制度を導入するために、早急に法制化を検討すべきである。

3. デジタル化・ネットワーク化時代に対応した著作権制度の整備

『3. デジタル化・ネットワーク化時代に対応した著作権制度の整備』については、下記(1)～(4)の各項目毎に意見を申し述べる。

(1) 私的録音録画実態に合わせた「私的録音録画補償金制度」の見直し等

昨年末、私的録画補償金管理協会（SARVH）と録画機器メーカーとの係争について判決があったが、この争いは現行著作権法および施行令の解釈の問題であり、速やかな紛争解決のために関係行政庁は取り組むべきである。

また、私的録音録画補償金制度が、著作権法上の制度として規定されていながら空洞化しつつある。そのため、権利者は、権利を制限されているにもかかわらず適切な代償措置を受けていない。コンテンツ製作者に適切な対価が還元されるよう、政府は、私的録音録画補償金制度を録音録画実態に合わせた制度に変更するか、私的録音録画補償金制度に代わる権利者への新たな代償措置を導入すべき

である。

(2) 「法定損害賠償制度」の創設

インターネットを利用した著作権等の侵害においては、損害額の算定に必要な侵害回数を立証することが困難な場合が多く、権利者の救済が必ずしも適切には図られていない。

今年度の著作権分科会において導入の方向が示された「権利制限の一般規定」が著作権法に盛り込まれた場合、権利侵害にもかかわらず侵害していないと主張する、いわゆる「居直り侵害者」が蔓延する懸念がある。このような「居直り侵害者」の出現を抑止し、被害者の権利行使のための負担を軽減するために、被害者が権利侵害の事実を立証した場合には、具体的損害額を立証しなくても、一定の法定額を損害賠償額として請求することができる制度（法定損害賠償制度）を創設すべきである。

(3) 商業用レコードの業務上の利用からレコード製作者へ適正な対価が還元される制度の創設

公衆に聴かせるための商業用レコードの業務上の利用については、既に世界125カ国（OECD加盟30カ国中28カ国）において、レコード製作者・実演家に報酬請求権ないし許諾権が付与され適正な対価が還元されている。我が国においても、権利保護の国際的調和を図るべきである。

(4) レコード保護期間の延長

現行著作権法では、楽曲の著作権が作者の生存中および死後50年間保護されるのに対し、レコードの保護期間は発行後50年間で終了する。国際的には、既に30カ国が50年を超えるレコードの保護期間を採用しており、レコード売上世界第二位の我が国も、映画の著作物の保護期間（公表後70年）やレコード売上世界第一位のアメリカの保護期間（発行後95年）などを参考にしながら、レコードの保護期間を延長すべきである。

以上